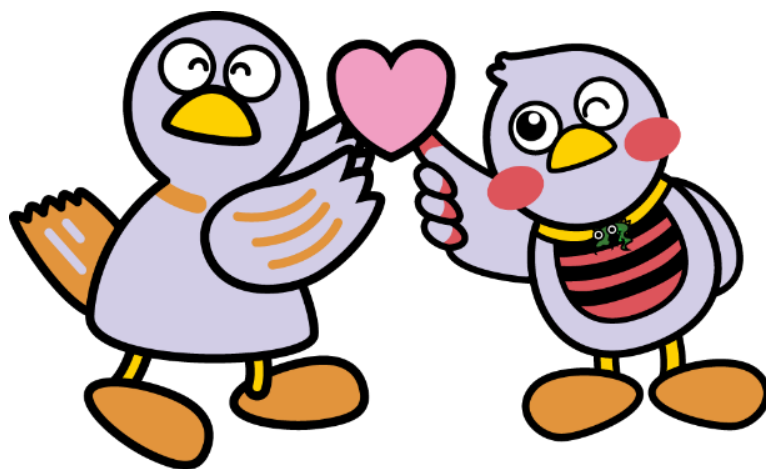


第5期埼玉県地域福祉支援計画

みんなでつながり、地域力を高める埼玉づくり

平成30年度～平成32年度

(2018年度～2020年度)



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

平成30年3月
彩の国  埼玉県

ごあいさつ

本県の人口は、全国第3位の増加率で730万人を超えました。その9割以上は核家族または単身世帯で、特に単身世帯は近年増加しています。

このような社会構造の変化により、かつては当たり前だった家族や地域住民間における助け合いの仕組みは働きにくくなりました。

例えば、以前は大家族の中で見守っていた赤ちゃんを、核家族では夫婦で育てていかなければなりません。少子化で近所に子供が少なくなったこともあり、夫婦が子育ての悩みを抱え込んでしまう孤立状況も生じています。また、他人に無関心な社会の風潮は、一人暮らしの高齢者の孤独死や子供の虐待といった悲劇を、未然に食い止める妨げにもなっています。

私たちは、経済的発展に伴い便利で効率的な生活様式を追求してきましたが、それに伴い地域のつながりは弱くなったことを感じます。

そこで今一度、地域の中で助け合いの仕組みをしっかりと機能させていくために重要となるのが「地域福祉」という考え方です。

この計画では、地域住民、NPO・ボランティア団体、社会福祉法人、企業、相談機関、行政など、あらゆる関係者・関係機関の協働により、地域の課題を地域で解決する力を高める取組や支援を定めています。多岐にわたる福祉ニーズに応え、支援の必要な方を見過ごさないために、多様な立場の者が連携していくための計画でもあります。

私は、この計画を通じ、県民誰もが安心して暮らせる地域社会づくりをしっかりと進めてまいります。

結びに、計画の策定に当たり御尽力いただきました埼玉県地域福祉推進委員会及び作業部会の皆様をはじめ、御協力いただきました関係団体や県民の皆様にご心からお礼を申し上げます。

平成30年3月



埼玉県知事 上田清司

■目次■

第1章	計画策定に当たって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格と位置付け	1
3	計画期間	1
第2章	地域福祉における埼玉県の状況	6
1	人口減少と人口構造の変化	6
2	高齢者に関する状況	14
3	児童に関する状況	18
4	障害者に関する状況	24
5	生活保護等に関する状況	25
6	地域福祉を取り巻く状況	27
第3章	地域福祉の課題と取り組むべき方向性	30
1	基盤づくり（市町村における包括的な支援体制の基盤づくり）	30
2	地域づくり（地域住民による支え合い・見守りの地域づくり）	31
3	担い手づくり（地域福祉を支える担い手づくり）	31
4	環境づくり（地域で安心して暮らせるための環境づくり）	32
5	計画の推進・市町村への支援 （地域の実情に対応した計画的な施策の推進）	32
第4章	計画の理念と施策の体系	33
1	計画の理念	33
2	施策の体系	34
第5章	基盤づくり	36
1	市町村総合相談支援体制づくりの促進	36
2	市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター等の機能強化	48
3	地域生活課題を受け止める人材の育成・支援	53
4	権利擁護体制の充実	57
5	市民後見・法人後見の推進	62

第6章 地域づくり	67
1 地域福祉の場・拠点づくりの促進	67
2 社会的孤立（生活困難者）対策への取組の推進	72
3 災害時に備えた支援の取組の充実	77
4 地域住民同士の助け合い・地域の見守り体制の拡充	80
第7章 担い手づくり	85
1 住民が地域福祉の課題を学び、考える機会（福祉教育・学習）の充実	85
2 NPO・ボランティア団体、自治会の地域活動への支援	90
3 地域福祉を担う住民の育成の拡充	94
4 介護、保育等サービス人材の確保等	97
5 社会福祉法人、企業、大学等の社会貢献活動との連携強化	102
第8章 環境づくり	106
1 生活困窮者対策の推進	106
2 子供の貧困に対する取組の強化	111
3 苦情解決制度及び事業者の第三者評価、指導の充実	116
4 誰にも優しいまちづくりの推進	120
5 障害者差別解消の取組の推進	124
6 住宅確保要配慮者に必要な住宅を確保するための環境づくり	126
第9章 計画の推進・市町村への支援	129
1 市町村地域福祉計画の策定・改定に伴う支援	129
2 計画の進捗管理	132
参考資料	135
1 埼玉県地域福祉支援計画数値目標一覧	136
2 埼玉県地域福祉支援計画策定の経緯	137
3 埼玉県地域福祉推進委員会設置要綱及び委員名簿	138
4 埼玉県地域福祉推進委員会作業部会設置要綱及び委員名簿	140
5 埼玉県地域福祉支援計画取組の県担当課一覧	142
6 社会福祉法（昭和26年法律第45号）〈抄〉	143

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

- 本県では、平成27年度から平成29年度を計画期間とする「第4期埼玉県地域福祉支援計画」を策定し、市町村の地域福祉の取組を支援してきました。
- このたび、計画期間の満了を迎えるに当たり、少子化や異次元の高齢化、高齢者、障害者、児童、生活困窮者等の福祉分野ごとの相談支援体制では対応が困難な、世帯の中で課題が複合化・複雑化しているケース、制度の狭間にあるケースなど（以下、「複合課題」という。）への取組、そして地域福祉について規定している社会福祉法の一部改正（平成30年4月1日施行）への対応など、引き続き市町村の地域福祉の取組を支援する必要があることから、新たに「第5期埼玉県地域福祉支援計画」を策定することとしました。

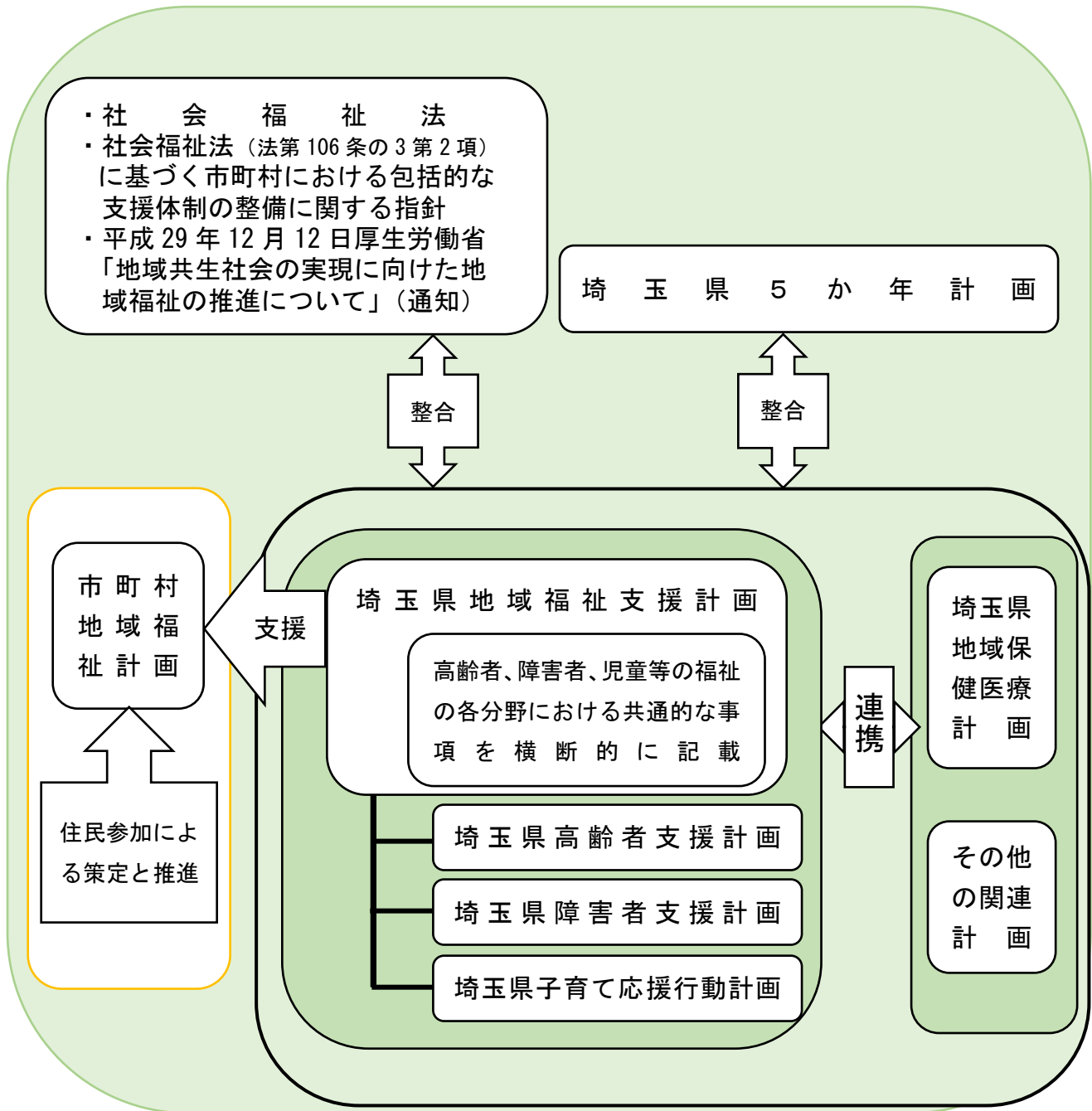
2 計画の性格と位置付け

- この計画は、社会福祉法第108条第1項に規定する「都道府県地域福祉支援計画」として、広域的な見地から市町村の地域福祉の推進を支援するものであり、県の総合計画である埼玉県5か年計画の分野別計画として位置付けられるものです。
- また、「埼玉県高齢者支援計画」、「埼玉県障害者支援計画」、「埼玉県子育て応援行動計画」など個別計画との連携・整合を図りながら、高齢者、障害者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載した計画です。
- さらに、市町村支援のガイドラインとしても位置付けられます。

3 計画期間

- 平成30年度から平成32年度（2018年度～2020年度）までの3年間とします。

埼玉県地域福祉支援計画の位置付け



用語解説

「地域福祉」

地域において人々が安心して暮らせるよう、住民、団体、企業、行政がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決等に取り組む考え方です。具体的には、法律等の制度に基づき提供される公的福祉サービスや住民・ボランティア団体などによる支え合いの取組などを相互に生かしながら、住民の福祉ニーズに応えていくものです。

社会福祉法の一部改正について（平成30年4月1日施行）

（改正の内容）

- 「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会」（以下、「地域力強化検討会」という。）による中間とりまとめ（平成28年12月26日）を踏まえた「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が平成29年6月2日に公布されました。
- この法律には、地域共生社会（5頁参照）の実現に向けた「我が事・丸ごと」の地域福祉の推進などを新たに規定した社会福祉法の一部改正が含まれており、平成30年4月1日施行となっています。

【社会福祉法の一部改正（平成30年4月1日施行）の概要】

（1）「我が事・丸ごと」の地域福祉の推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題¹について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す。

（2）（1）の理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

○地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備

○住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関（※）と連絡調整等を行う体制

※例えば、地域住民ボランティア、地区社会福祉協議会²、市町村社会福祉協議会の地区担当、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

○主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

（3）地域福祉計画の充実（都道府県地域福祉支援計画も同様）

○市町村地域福祉計画の策定の努力義務化

○計画策定後に定期的に調査、分析及び評価を行うよう努めること

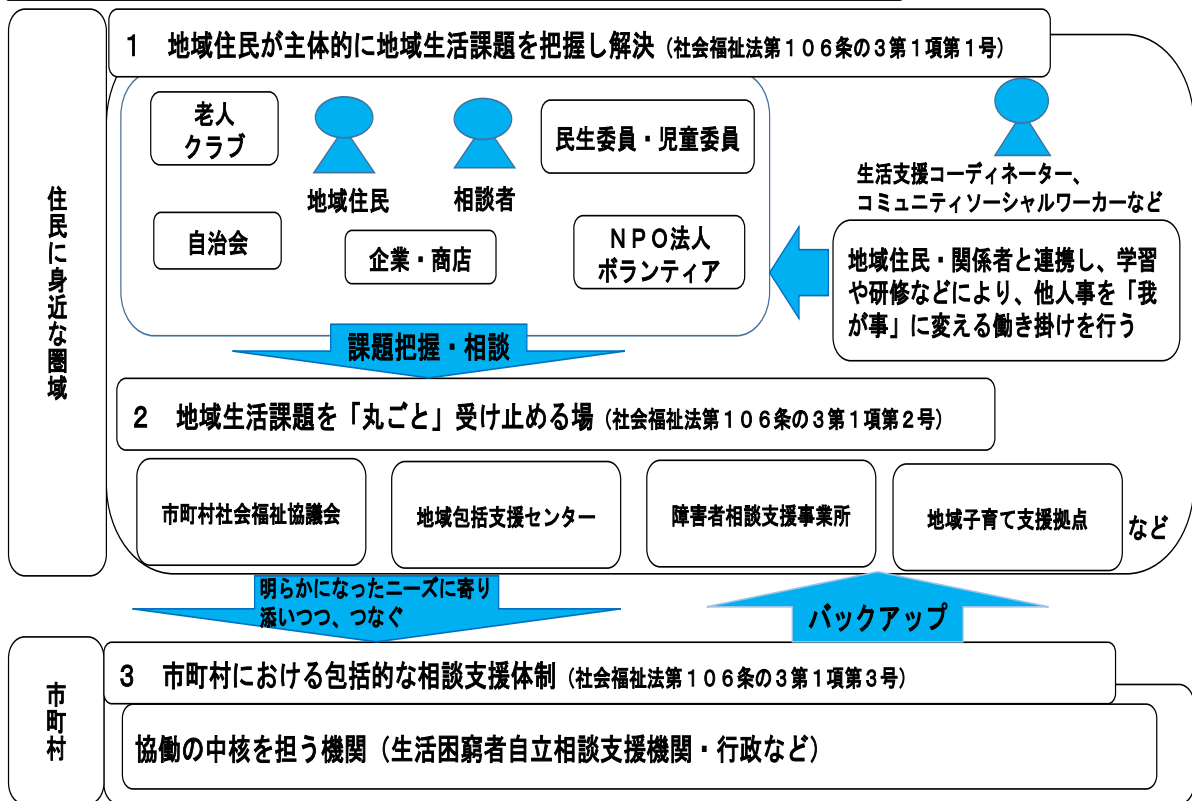
○高齢者、障害者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載

[平成29年3月2日厚生労働省 社会・援護局主管課長会議資料を参考に作成]

¹ 福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題

² 住民にとって最も身近な社会福祉協議会として、地域住民が主体となり組織されている任意の団体。地区の福祉課題を捉え、より具体的な地域福祉活動を展開している。

国の「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制のイメージ



平成29年3月2日 厚生労働省 社会・援護局関係主管課長会議の資料を参考に作成

- 改正社会福祉法の附則では、公布後3年を目途として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする規定されています。
- また、国から示されている当面の改革工程では、2020年代初頭の地域共生社会の実現、「我が事・丸ごと」の地域づくりの全国展開に向けて、改革を着実に実施していくこととされています。

用語解説

「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者

「コミュニティソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーターなどともいう）」

問題を抱えた人に対し、問題解決のため関係する様々な専門職や事業者、ボランティア等との連携を図り、総合的に支援する者又は適切な専門機関につなぐ者

用語解説

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの。

〔平成29年2月7日厚生労働省 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）〕

なお、「地域包括ケアシステム」³との違いは、地域包括ケアシステムが高齢者の支援を地域で包括的に確保するというものであるものに対し、地域共生社会は、必要な支援を包括的に提供するという考え方を、障害者、児童などへの支援や複合課題に広げたものとされている。〔平成29年4月5日衆議院厚生労働委員会〕

また、障害を理由とする差別を解消し、障害者と障害者でない者とが分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域の中で共に手を取り合って暮らすことのできる社会である「共生社会」という用語もある。

「我が事・丸ごと」の地域づくり

「我が事」とは、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組むこと。

「丸ごと」とは、介護、子育て、障害、病気から住まい、就労、家計、孤立等の暮らしと仕事を「丸ごと」支えること。

「我が事・丸ごと」の地域づくりのためには、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みや、「丸ごと」の総合相談支援体制の整備を進める必要がある。

○「住民に身近な圏域」での「我が事・丸ごと」

- 1 他人事を「我が事」に変える働き掛けをする機能の必要性
- 2 「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場の設定

○市町村における包括的な相談支援体制

- 3 協働の中核を担う機能の必要性

〔平成29年3月2日厚生労働省 社会・援護局主管課長会議資料を参考に作成〕

包括的な支援体制

分野別、年齢別に縦割りだった支援を、当事者中心の「丸ごと」の支援とし、個人や世帯の地域生活課題を把握し、解決していくことができる体制のこと。専門職による多職種連携や地域住民との協働が必要となる。

〔平成29年12月12日厚生労働省「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（通知）」〕

³ 高齢者が医療や介護が必要になっても、できるだけ住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、日常生活圏域の中で、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが包括的に提供される体制

第2章 地域福祉における埼玉県の実況

1 人口減少と人口構造の変化

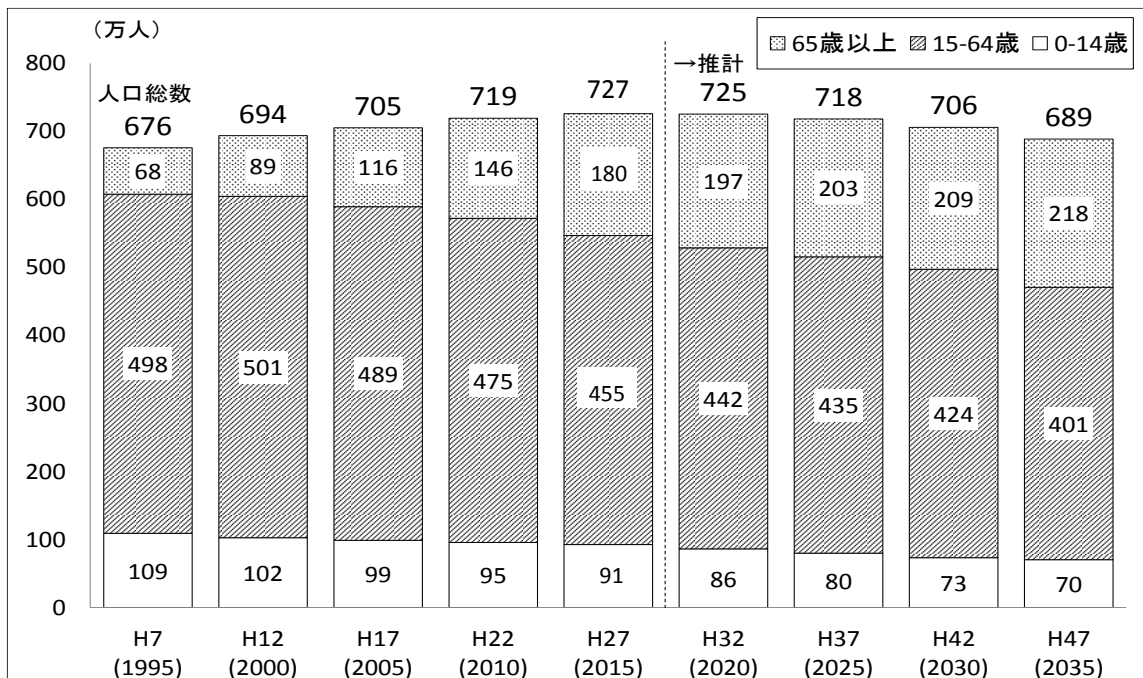
① 将来人口の見通し

本県の人口は戦後一貫して増加してきました。平成27年の人口は726万7千人（平成27年国勢調査）で、緩やかな増加傾向が続いていますが、間もなく減少に転ずると見込まれています。平成37年には718万人に減少し、平成47年には700万人を割ると予想されています。

また、平成28年の合計特殊出生率は1.37で、人口を維持するために必要な2.07を大きく下回っており、平成24年以降自然減に転じています。

15歳から64歳までの生産年齢人口は平成12年をピークに減少が続いています。平成37年には435万人まで減少し、平成47年にはピーク時の8割に当たる401万人まで減少する見通しです。

図1 本県の将来人口の見通し（年齢3区分別）



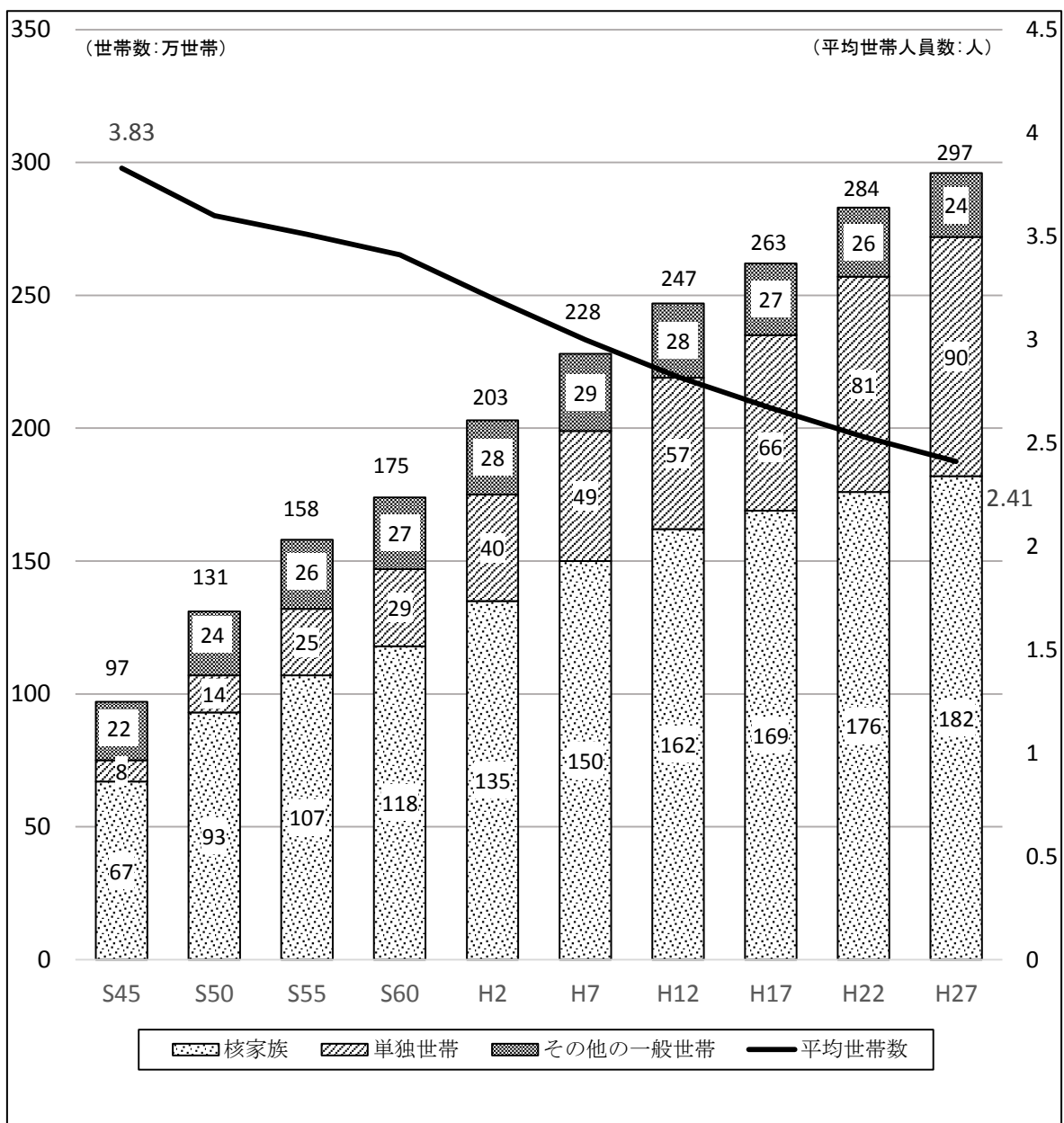
〔平成27年までは総務省「国勢調査」（年齢・国籍不詳を按分した人口）、平成32年以降は埼玉県推計〕

注）国勢調査の人口総数には、年齢「不詳」を含むため、年齢3区分別人口の合計とは一致しない。

② 世帯の変化と単独世帯の増加

世帯数については昭和45年の97万世帯から、平成27年には297万世帯となり、増加を続けています。一方で、平均世帯人員数は減少傾向にあり、昭和45年の3.83人から、平成27年には2.41人に減少しています。世帯構成をみると、世帯人員が1人のみの単独世帯が近年増加しており、昭和45年には8万世帯でしたが、平成27年には90万世帯と10倍以上に増加し、全世帯に占める割合も30%に増加しています。

図2 本県の世帯数と平均世帯人員数の推移



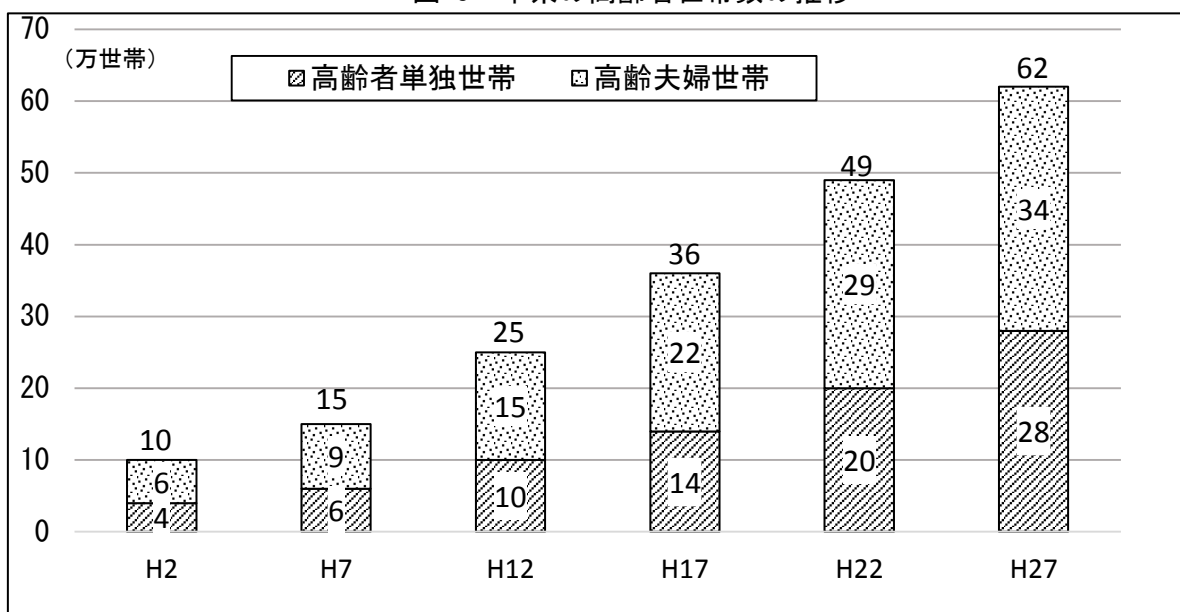
注) 平成27年は世帯累計「不詳」が0.6万世帯あるため、合計が297万世帯にならない。

[総務省「国勢調査」を基に作成]

第2章 地域福祉における埼玉県の実況

また、高齢夫婦世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯）及び高齢者（65歳以上）単独の世帯である高齢者世帯は、平成2年には合わせて10万世帯で、全世帯の5%にすぎませんでした。平成27年には62万世帯と25年間で約6倍となり、全世帯の21%を占めています。

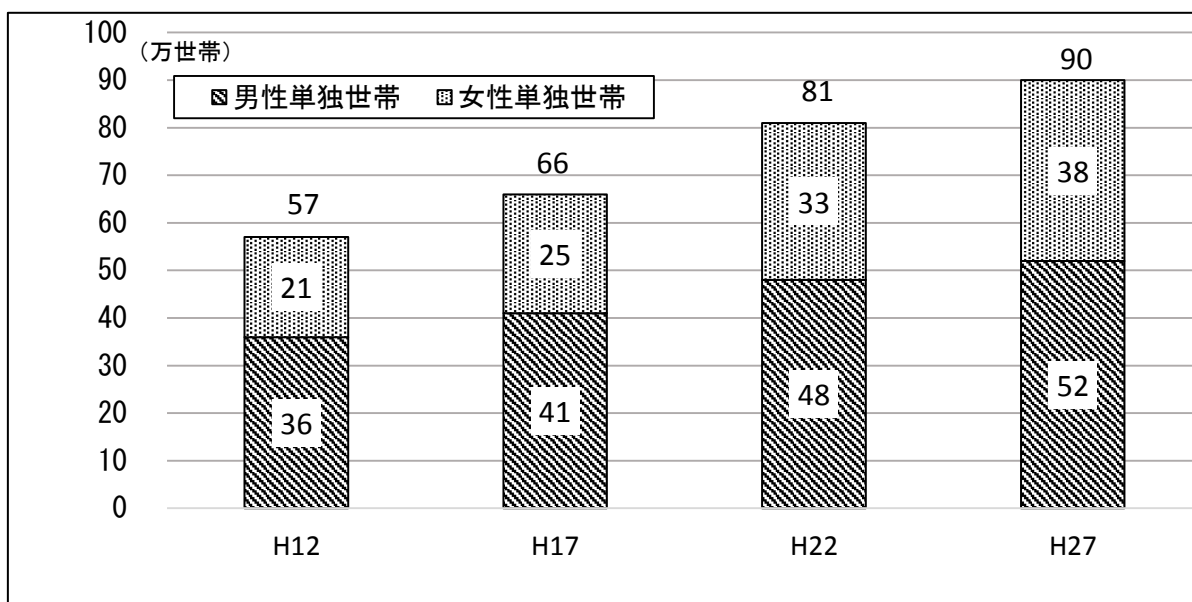
図3 本県の高齢者世帯数の推移



〔総務省「国勢調査」を基に作成〕

単独世帯数は高齢者世帯に限らず増加しており、平成12年には男性単独世帯約36万世帯、女性単独世帯約21万世帯でしたが、平成27年には男性単独世帯約52万世帯、女性単独世帯約38万世帯と増加しています。

図4 本県の単独世帯数の推移

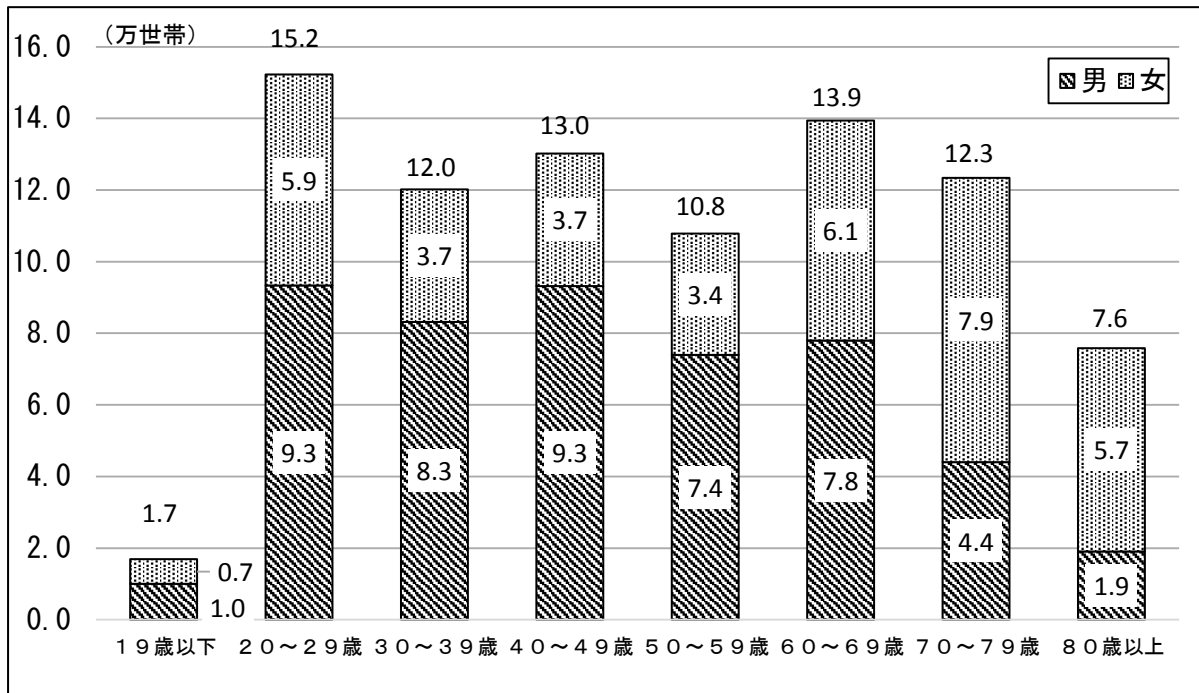


〔総務省「国勢調査」を基に作成〕

第2章 地域福祉における埼玉県の状態

平成27年の単独世帯数を年齢別にみると、20～29歳が多くなっています。平成12年と平成27年の単独世帯の年齢別状況を比較すると、20～29歳の男性単独世帯数が減少する一方、60歳以上の単独世帯の増加が目立ちます。また、女性の30～39歳、男性・女性の40～49歳における単独世帯の増加も目立ちます。

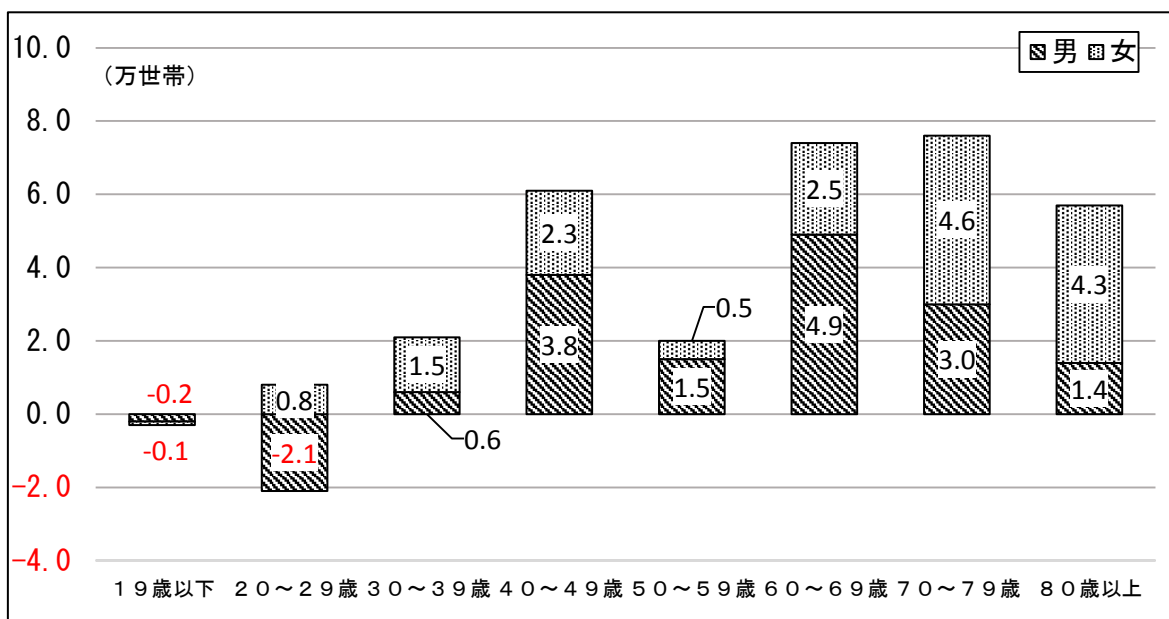
図5 本県の平成27年における年齢別単独世帯の状況



注) 年齢「不詳」の者がいるため、総数は90万世帯にならない。

〔総務省「国勢調査」を基に作成〕

図6 本県の平成12年と比べた平成27年の年齢別単独世帯の増減数



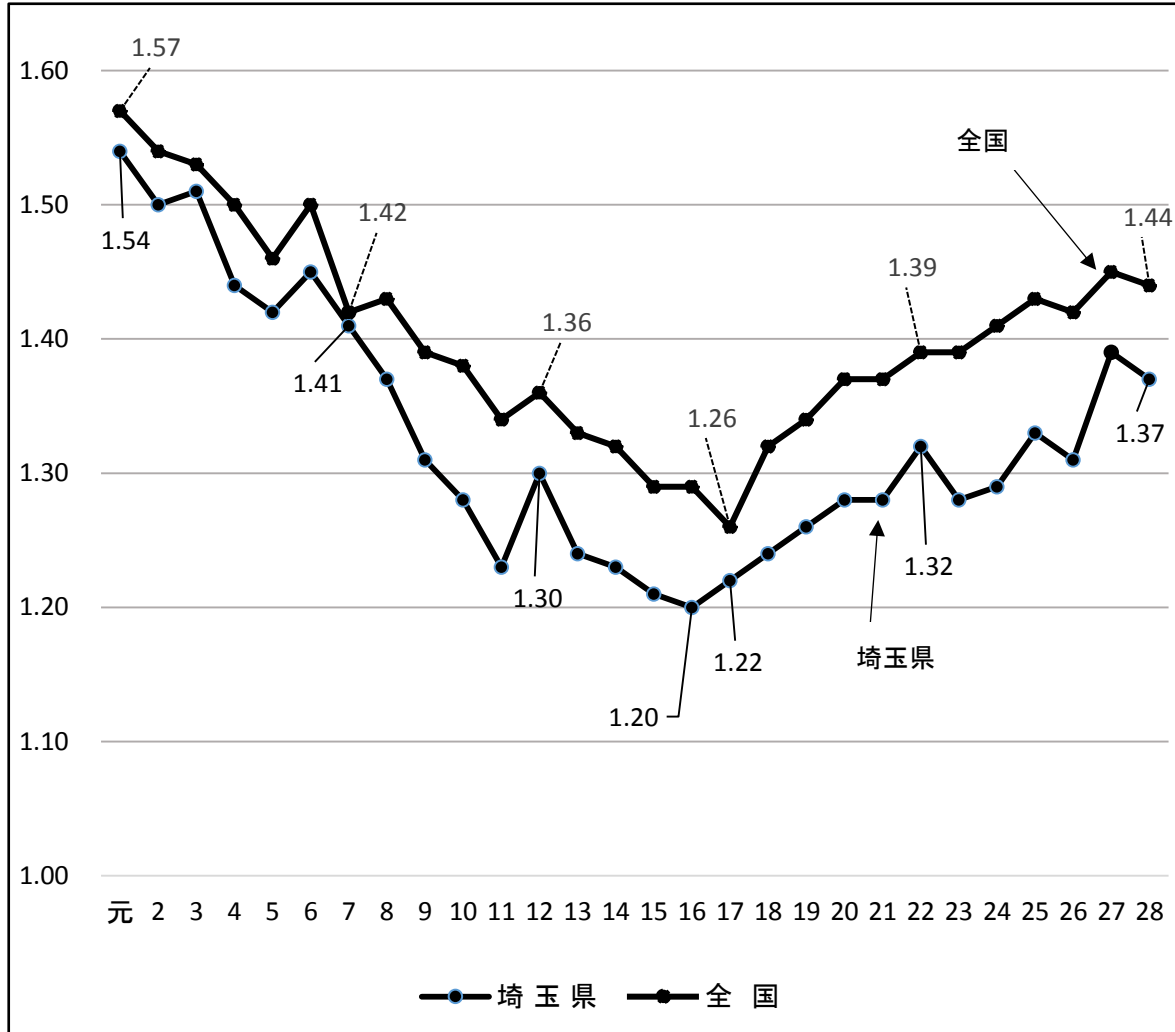
〔総務省「国勢調査」を基に作成〕

③ 少子化の進行

本県の合計特殊出生率は、平成16年には過去最低の1.20となりましたが、その後は緩やかに上昇しています。

全国の水準と比較すると、埼玉県が全国を常に下回っています。

図7 本県と全国の合計特殊出生率の推移



〔厚生労働省「人口動態統計」を基に作成〕

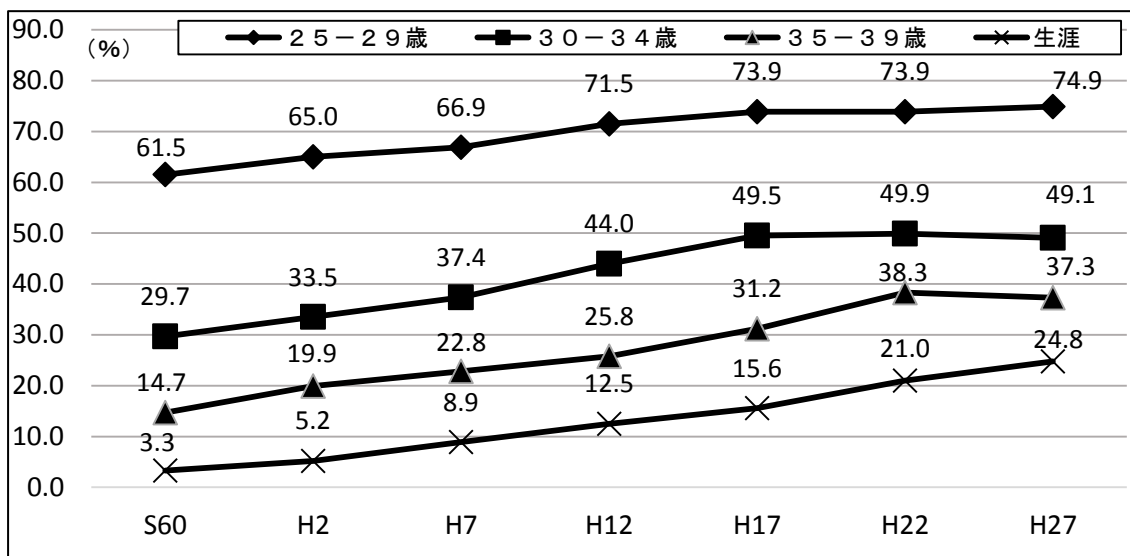
④ 未婚率の状況

本県における未婚率は、男女ともに昭和60年以降、大幅に上昇しています。特に、35～39歳の男性の未婚率は図8のとおり昭和60年の14.7%から平成27年には37.3%に、同様に35～39歳の女性の未婚率も図9のとおり4.5%から23.3%に大幅に上昇しています。

また、25～29歳の女性の未婚率も、図9のとおり昭和60年の29.7%が平成27年には63.2%に、また30～34歳の女性の未婚率は8.4%が34.5%に上昇しています。

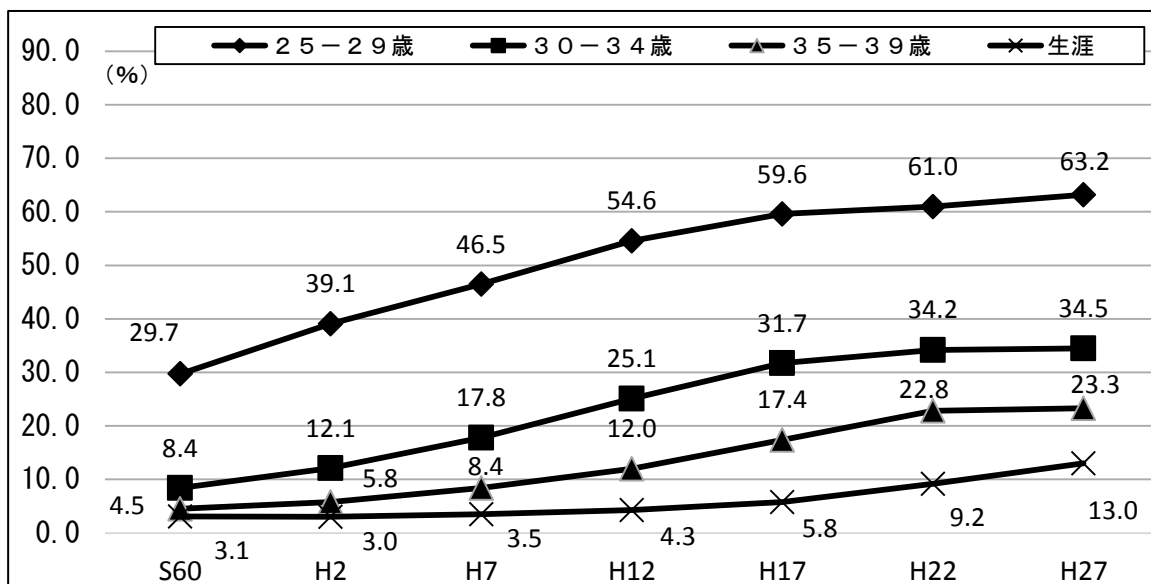
ただし、平成27年には、男性の30～34歳及び35歳～39歳の未婚率が若干低下しました。

図8 本県の年齢階級別未婚率の推移（男性）



〔総務省「国勢調査」を基に作成〕

図9 本県の年齢階級別未婚率の推移（女性）

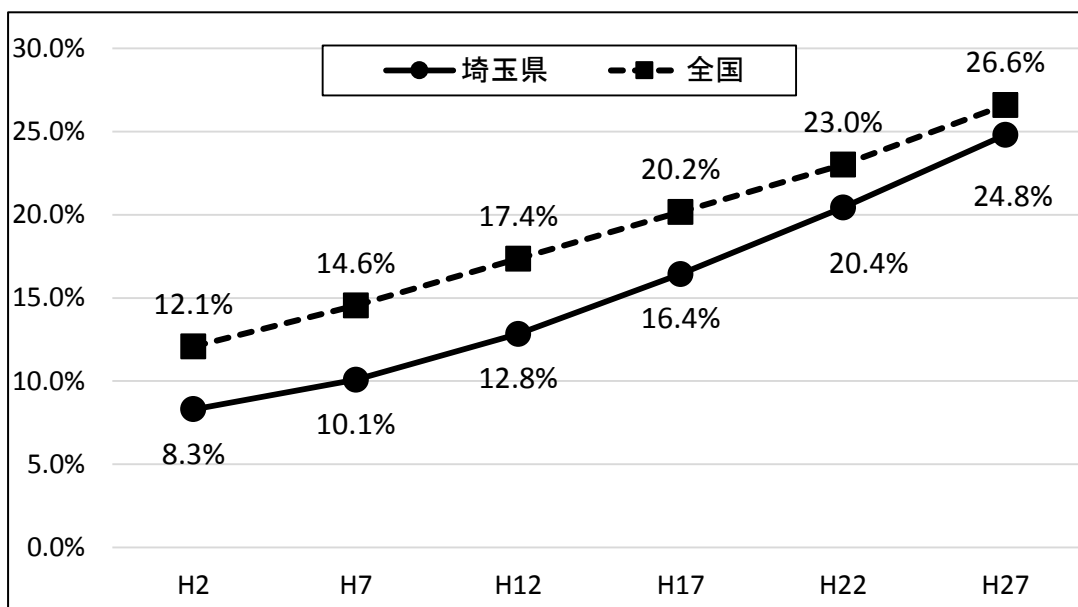


〔総務省「国勢調査」を基に作成〕

⑤ 異次元の高齢化

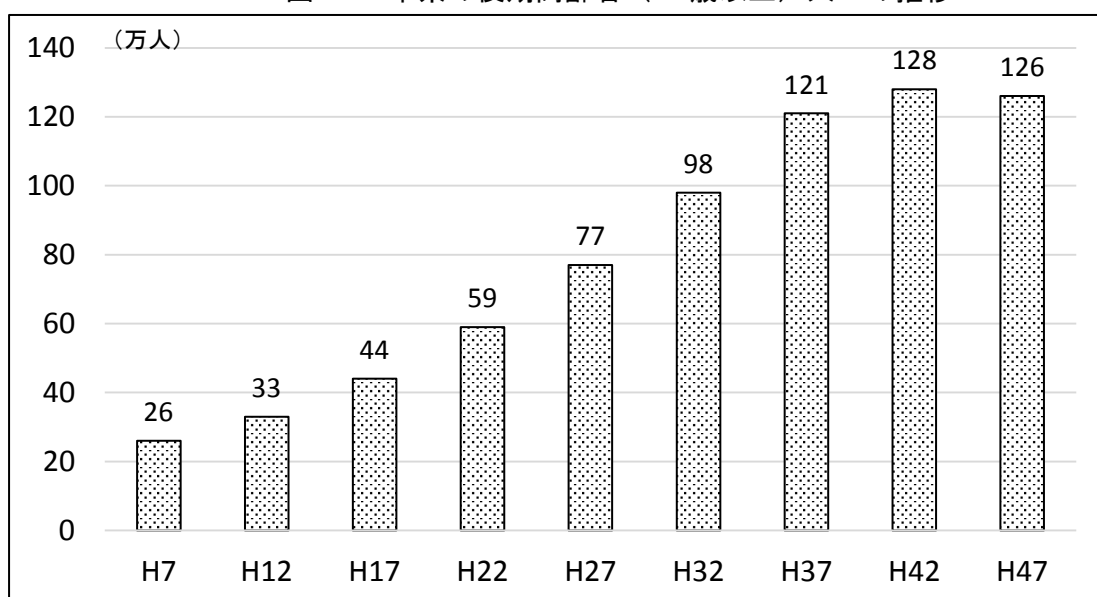
本県の65歳以上の高齢者は、平成27年には180万人（6頁・図1参照）となり、高齢化率も24.8%に上昇しています。特に75歳以上の後期高齢者は、いわゆる団塊世代の高齢化に伴い、平成27年から10年後の平成37年には約1.6倍の121万人に増加する見通しです。この10年間の後期高齢者の増加率は全国で最も高く、社会に与える影響の大きさなどを考えると、異次元の高齢化とも呼べる状況を迎えます。

図10 本県と全国の高齢化率の推移



〔総務省「国勢調査」を基に作成〕

図11 本県の後期高齢者（75歳以上）人口の推移



〔平成27年までは「国勢調査」（総務省）、平成32年以降は埼玉県推計〕

第2章 地域福祉における埼玉県の場合

表1 高齢者（65歳以上）人口の増加率（平成22年と平成27年の比較）

順位	都道府県名	増加率	順位	都道府県名	増加率
1位	埼玉県	22.1%	43位	島根県	7.4%
2位	千葉県	20.0%	44位	岩手県	7.2%
3位	神奈川県	18.6%	45位	秋田県	7.1%
4位	愛知県	18.0%	46位	山形県	7.0%
5位	滋賀県	17.0%	47位	鹿児島県	6.7%

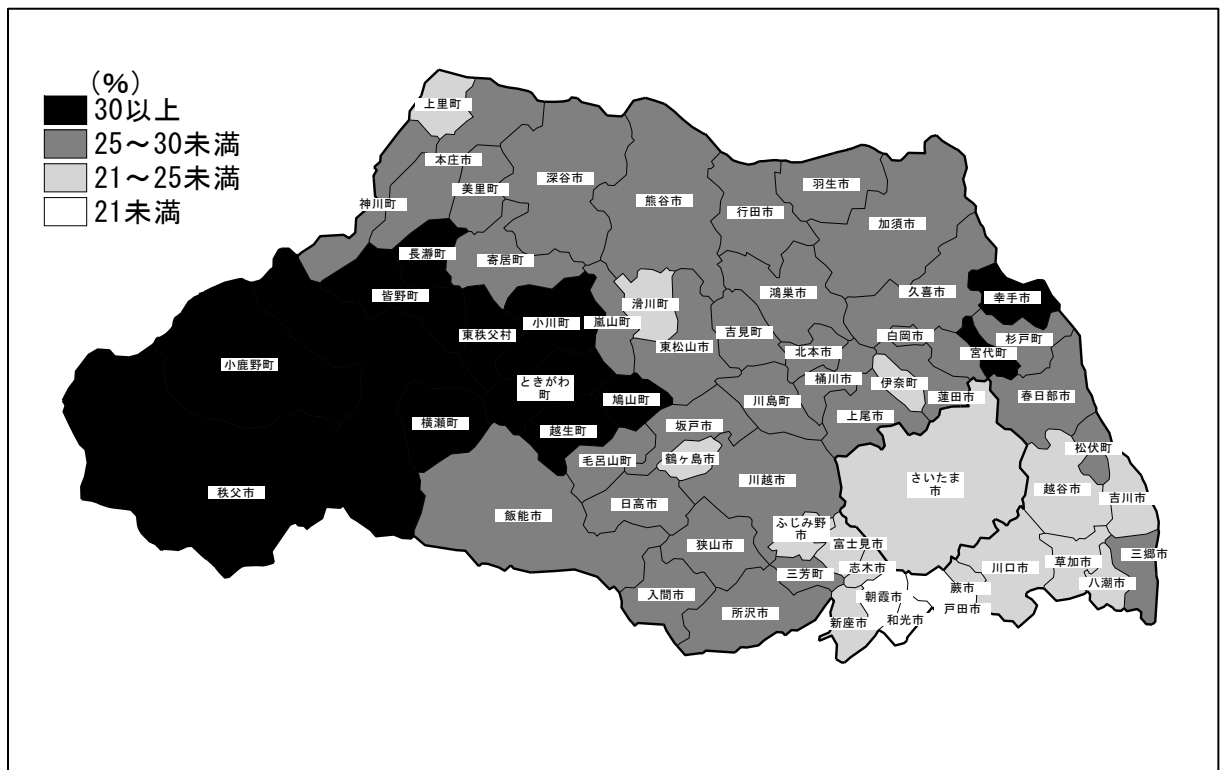
〔総務省「国勢調査」を基に作成〕

ただし、高齢化率は地域により大きな差があります。

平成27年の国勢調査においては、鳩山町の38.9%を筆頭に、東秩父村35.8%、長瀨町35.0%など県西部・秩父地域で高齢化率30%を超える市町村が多い一方、県南部では戸田市16.6%、和光市16.8%、朝霞市18.9%となっています。

21%を超えれば超高齢社会であるとされていることから、県内63市町村中、60市町村が超高齢社会に突入していることとなります。

図12 本県内市町村の高齢化率



〔総務省「国勢調査」を基に作成〕

2 高齢者に関する状況

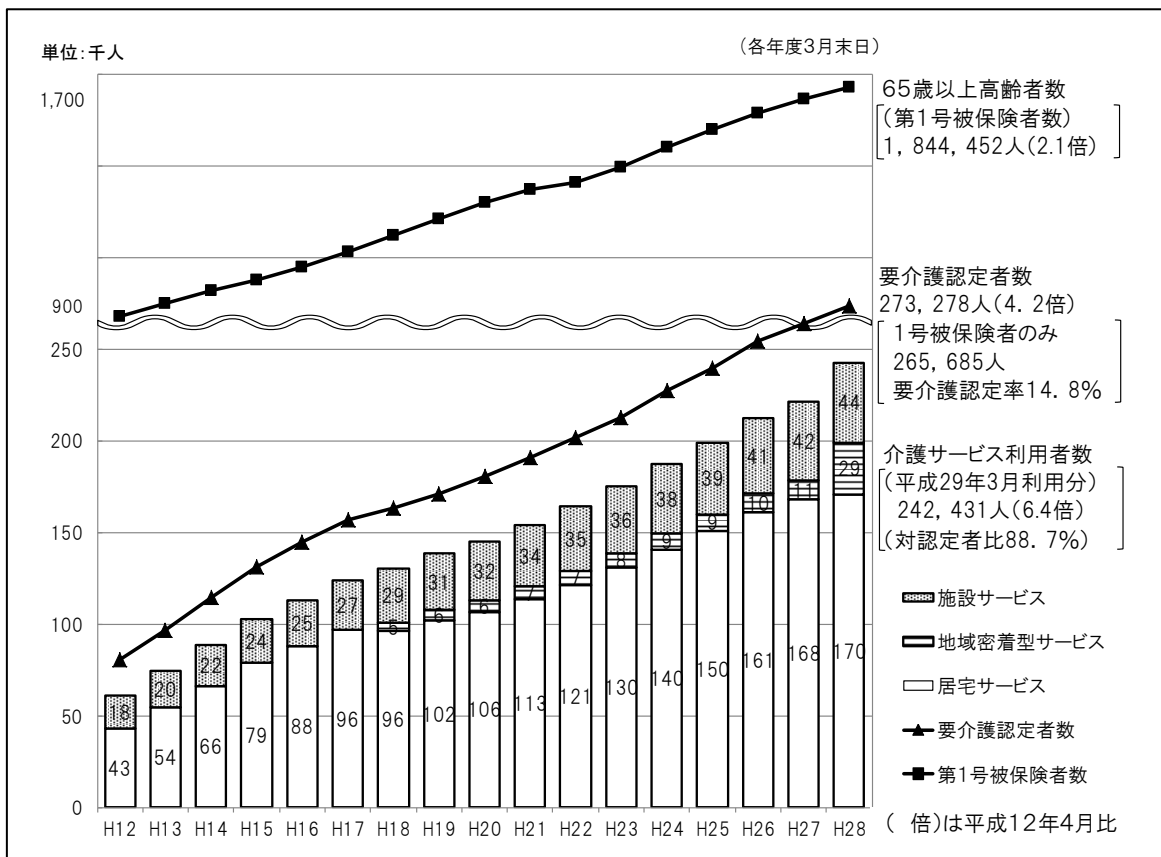
① 要介護者認定数・介護サービス利用者の推移

本県の要介護（要支援）認定者数は、介護保険制度発足当初の平成12年4月末では、65,590人でした。

平成29年3月末では、273,278人となり、約4.2倍に増加し、65歳以上の方の要介護認定率は14.4%となっています。

しかし、見方を変えれば約8割以上の高齢者が、介護保険制度のサービスを受けることなく、元気で生活しているということも言えます。

図13 本県の要介護認定者数の推移



[厚生労働省「介護保険事業状況報告」を基に作成]

第2章 地域福祉における埼玉県の場合

② 介護保険給付費の推移

介護保険制度の創設以来、要介護認定者数や介護サービスの利用者数が増え続けることに伴い、給付費や保険料が増加しています。

表2 本県の介護保険給付費・保険料の推移

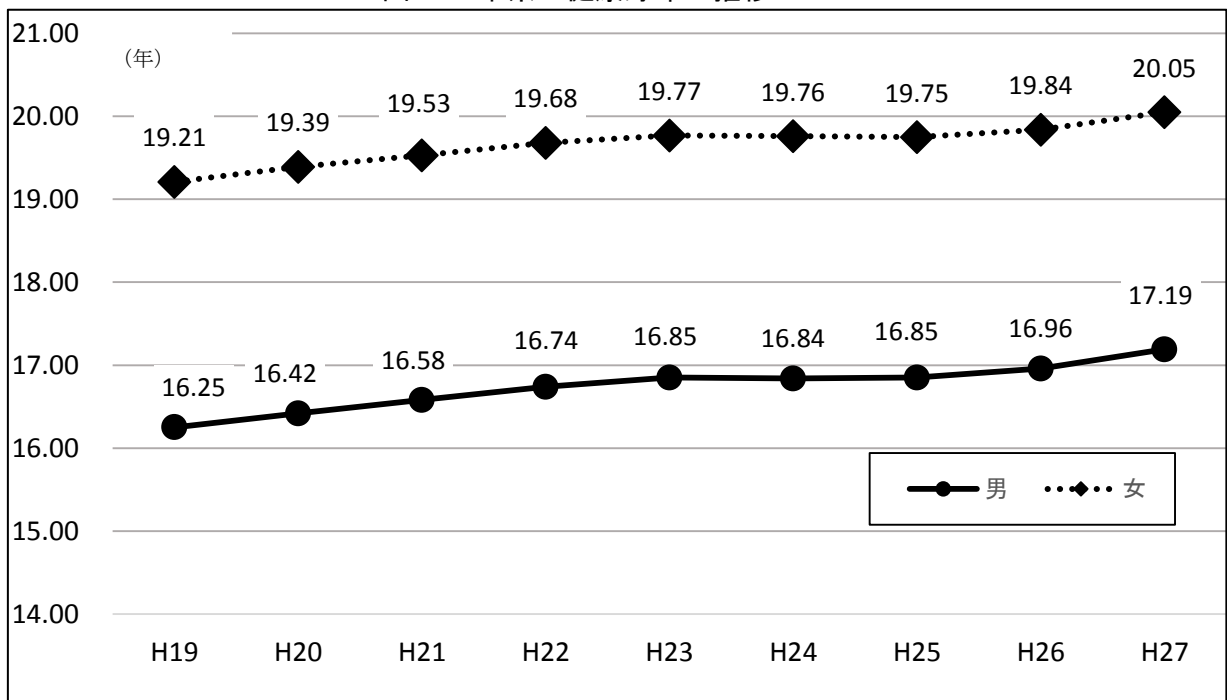
計画期間	第1期 (H12～H14)	第2期 (H15～H17)	第3期 (H18～H20)	第4期 (H21～H23)	第5期 (H24～H26)	第6期 (H27～H29)
給付費	1,235億円	1,884億円	2,273億円	2,816億円	3,450億円	—
伸び率	—	52.5%	20.6%	23.9%	22.5%	—
保険料	2,644円	2,859円	3,577円	3,720円	4,506円	4,835円
伸び率	—	8.1%	25.1%	4.0%	21.1%	7.3%

※保険料は県全体の平均 [県地域包括ケア課調べ]

③ 健康寿命⁴の推移

本県の健康寿命は、平成19年度から男女とも上昇傾向が続いています。

図14 本県の健康寿命の推移



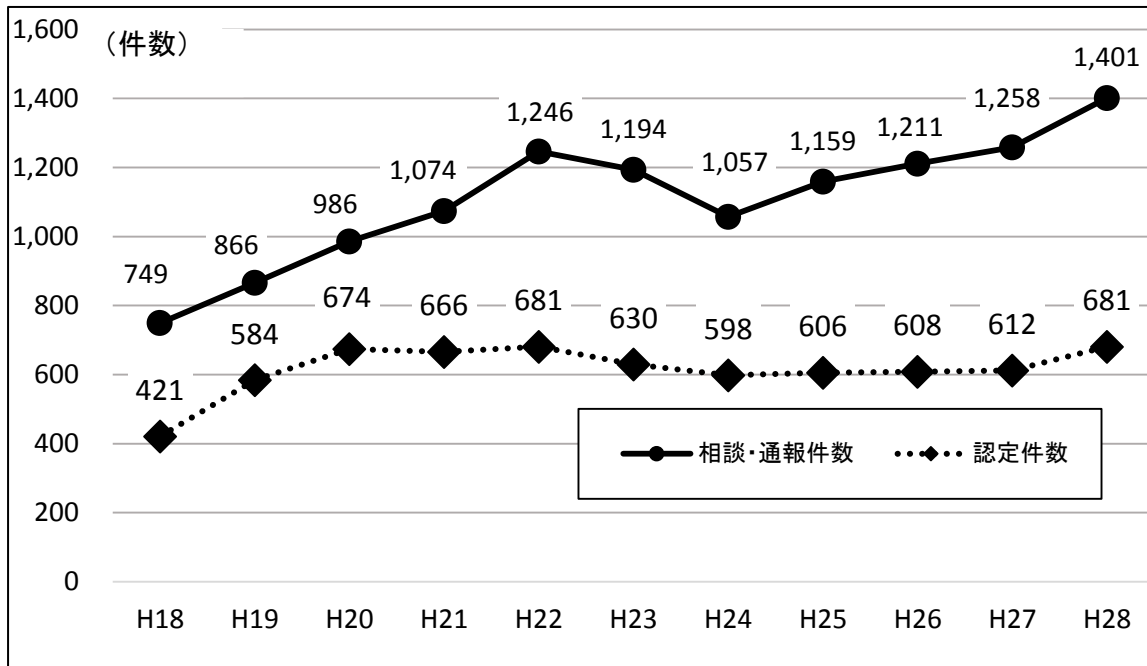
[埼玉県の健康指標算出ソフト「健寿君」による]

⁴ 65歳に到達した人が健康で自立した生活を送ることができる期間（「要介護2」以上になるまでの期間）。

④ 高齢者虐待の相談・通報、認定件数の推移

平成18年度に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律」が施行され、県内市町村への通報件数は近年1,200件前後で推移し、認定件数は600件前後でしたが、平成28年度は通報件数が1,401件、認定件数が681件とそれぞれ増加しました。

図15 本県の養護者による高齢者虐待の通報件数・認定件数の推移

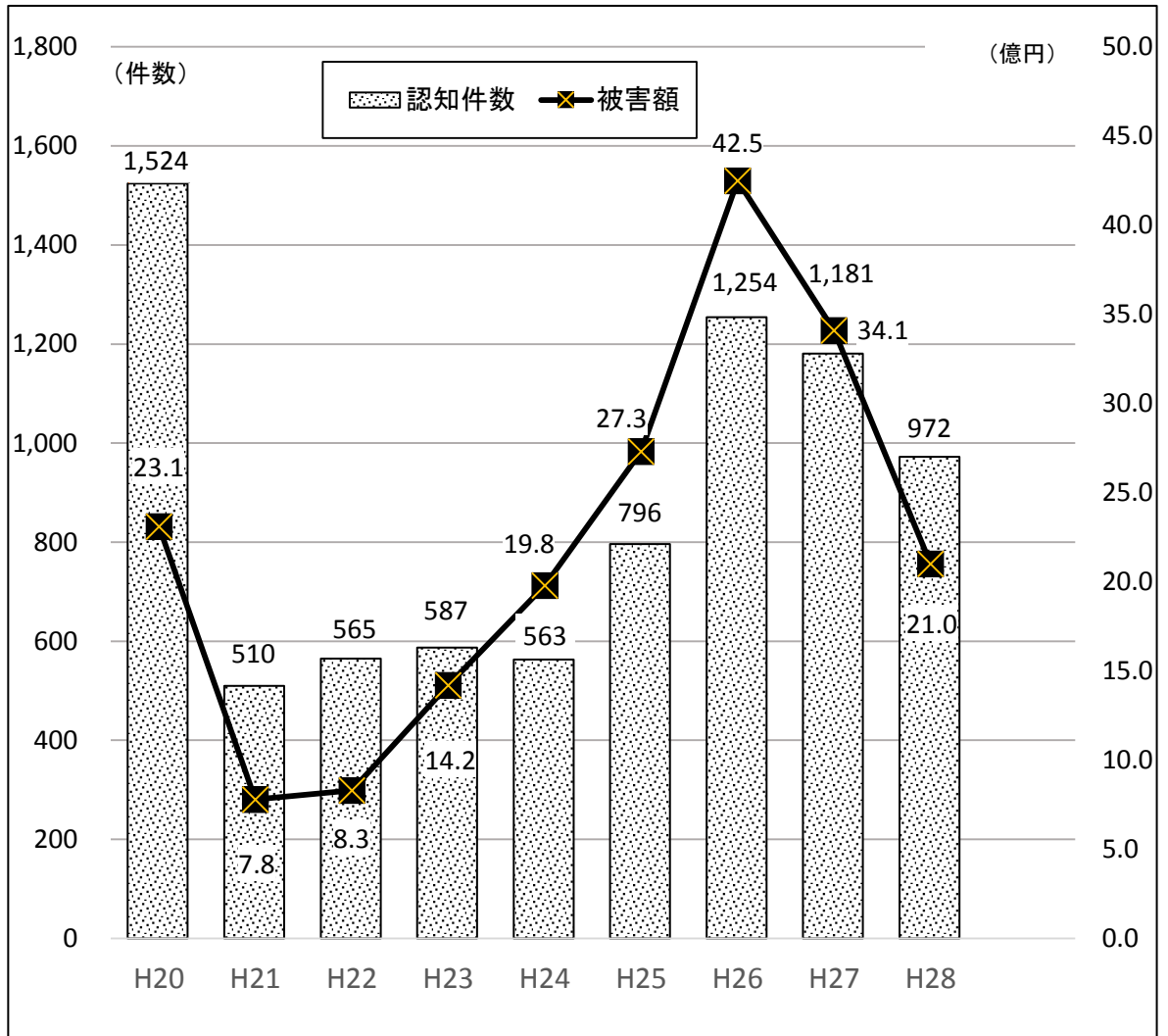


[県地域包括ケア課調べ]

⑤ 振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺被害発生状況

平成21年以降、平成26年までは被害額、認知件数とも増加傾向でありましたが、平成27年からは被害額、認知件数とも減少しています。

図16 本県の特殊詐欺認知件数と被害金額の推移



※平成22年までは振り込め詐欺のみ、平成23年からはその他の特殊詐欺を含む特殊詐欺総数
〔埼玉県警調べ〕

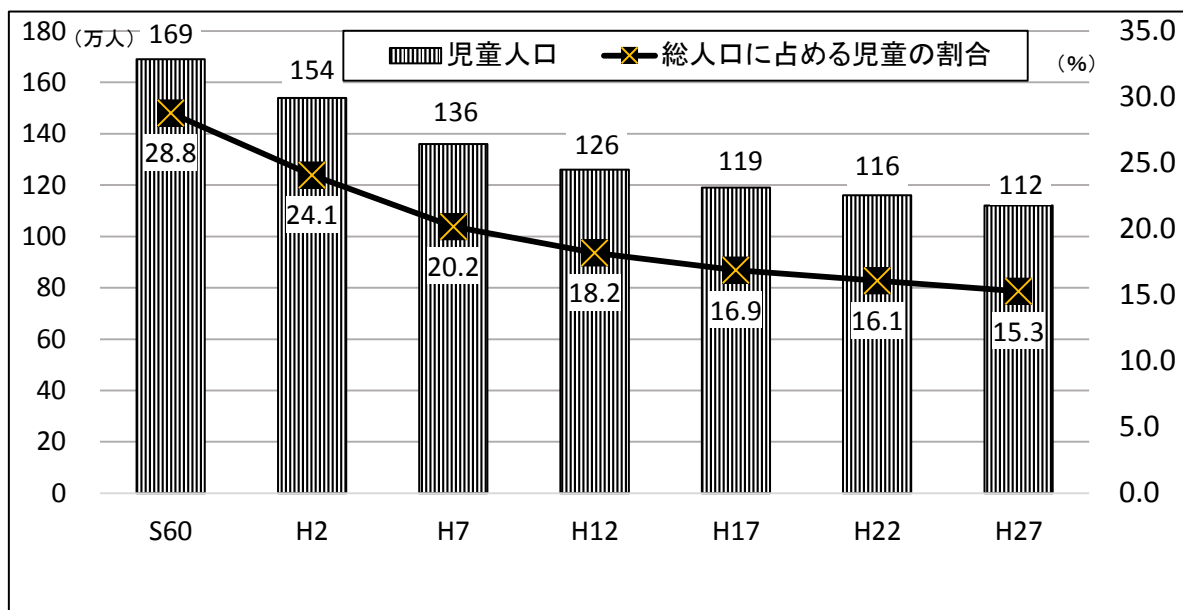
3 児童に関する状況

① 児童人口の減少

本県における18歳未満の児童人口は、昭和60年には約169万人でしたが、その後徐々に減少し、平成27年には約112万人となっています。

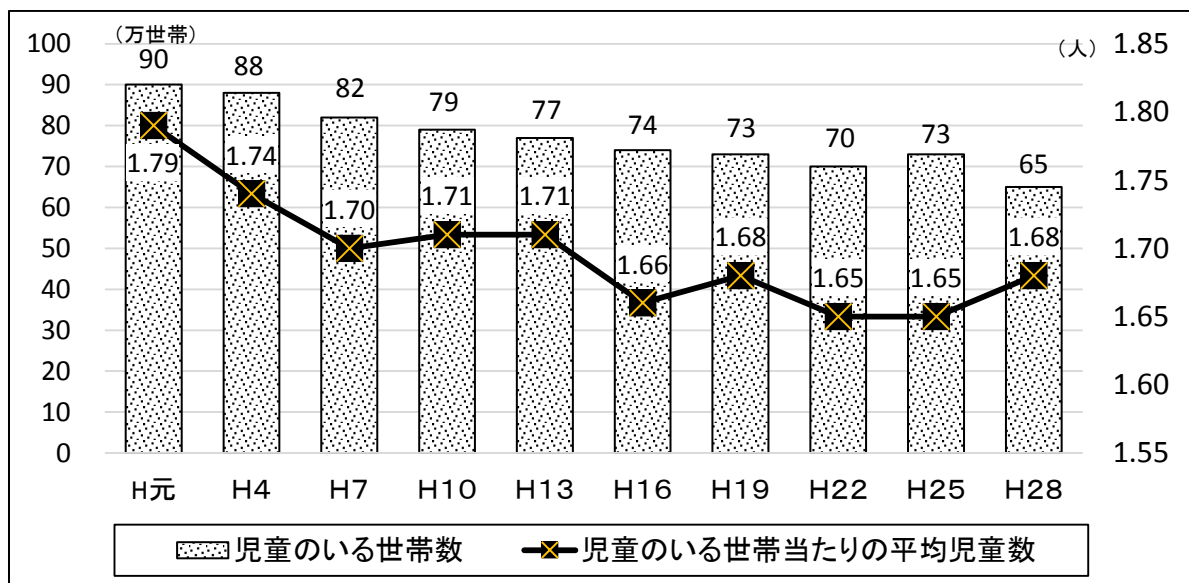
また、総人口に占める児童人口の割合は、昭和60年には28.8%でしたが、平成27年には15.3%となっています。

図17 本県の児童人口と総人口に占める児童の割合の推移



[総務省「国勢調査」を基に作成]

図18 本県の児童のいる世帯数と1世帯当たりの平均児童数の推移



[厚生労働省「国民生活基礎調査」を基に作成]

② 子育てや就労をめぐる状況

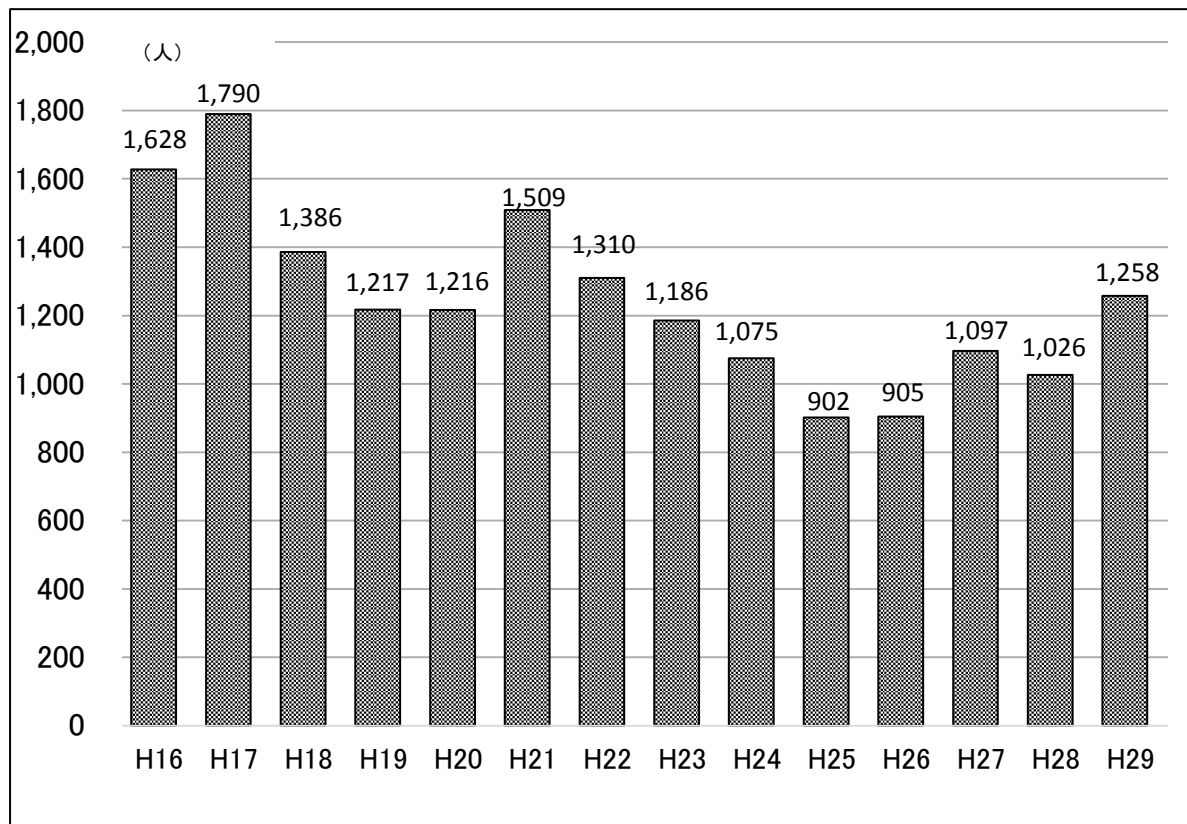
本県は核家族の割合が高く、子育て中の夫婦が自分たちの親から子育ての支援を受けにくい状況にあります。また、共働き家庭が増える中、保育需要は年々高まっています。本県はこれまで保育の受皿を拡充してきましたが、そのことが更なる保育需要を掘り起こし、待機児童の解消が厳しい状況になっています。

表3 全国の核家族の割合

順位	都道府県名	核家族の割合	順位	都道府県名	核家族の割合
1位	奈良県	63.9%	43位	福島県	51.4%
2位	埼玉県	61.3%	44位	宮城県	51.3%
3位	和歌山県	60.3%	45位	岩手県	51.3%
4位	宮崎県	59.3%	46位	山形県	49.8%
5位	兵庫県	59.3%	47位	東京都	47.8%

〔総務省「国勢調査」を基に作成〕

図19 本県の待機児童数の推移



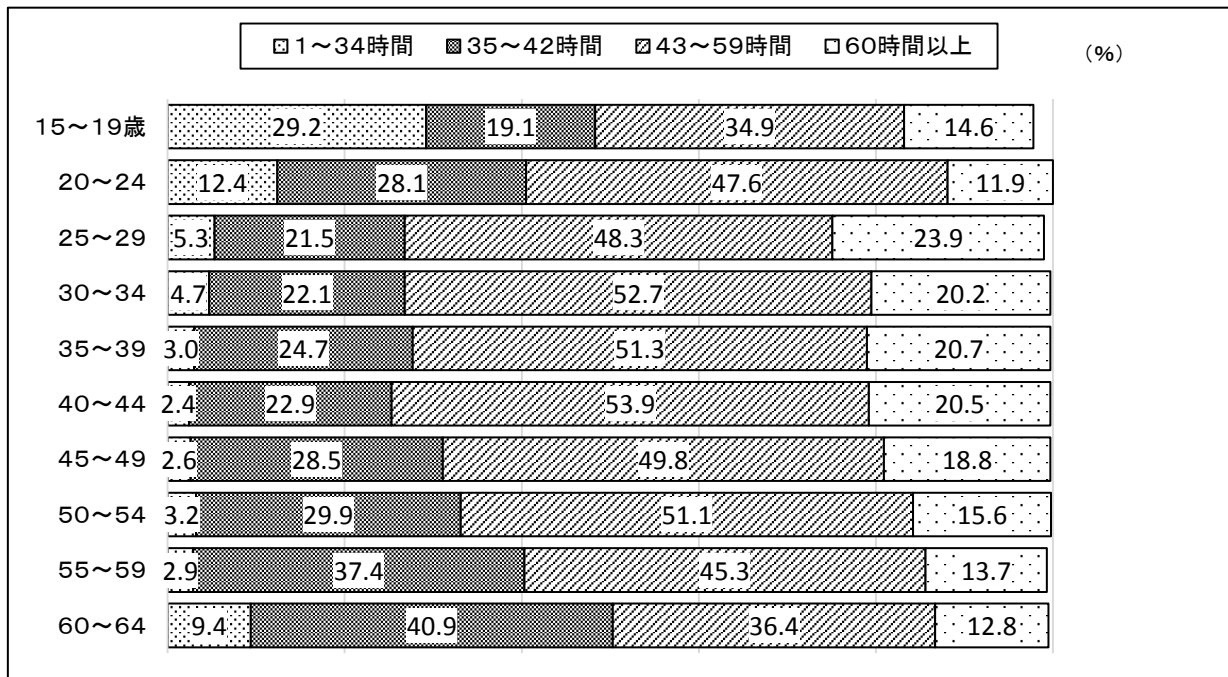
〔県少子政策課調べ〕

第2章 地域福祉における埼玉県の実況

また、就労の状況については、子育て世代である20歳代後半から40歳代前半の男性の就業時間は他世代と比べて長く、20歳代後半から40歳代前半の男性のうち、約20%は週60時間以上働いています。

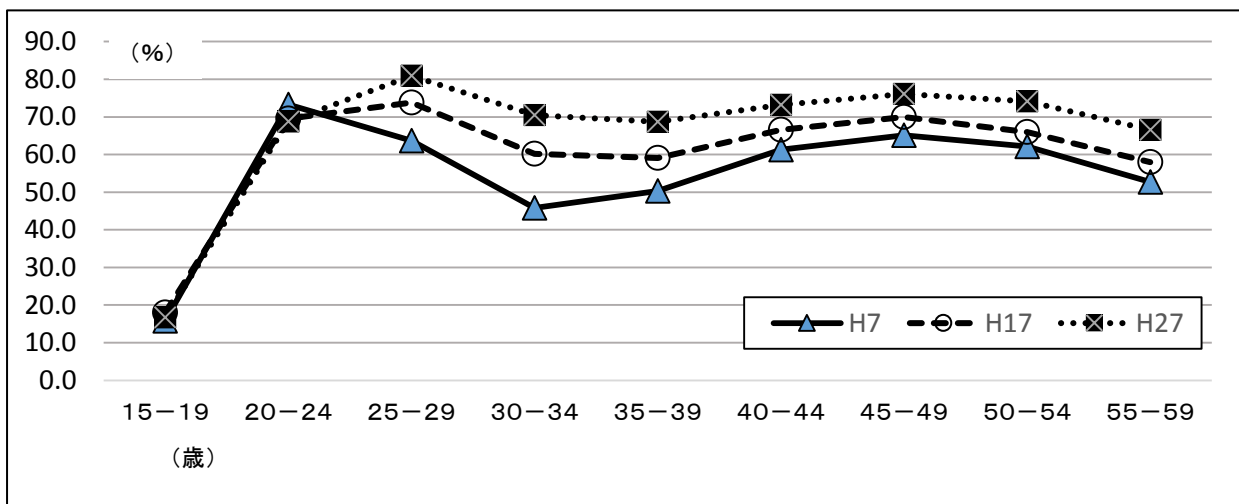
また、女性の就業者については、結婚や出産を機に仕事を離れる30歳代の労働力人口の割合が低いことが特徴です。しかし、平成27年は平成7年、平成17年と比べて30歳代の労働力の上昇がみられることから、仕事と子育ての両立をしている女性が増えていると考えられます。

図20 本県の男性の就業時間の状況（1週間の就業時間）



〔総務省「平成24年就業構造基本調査」を基に作成〕

図21 本県の女性の労働力率の推移



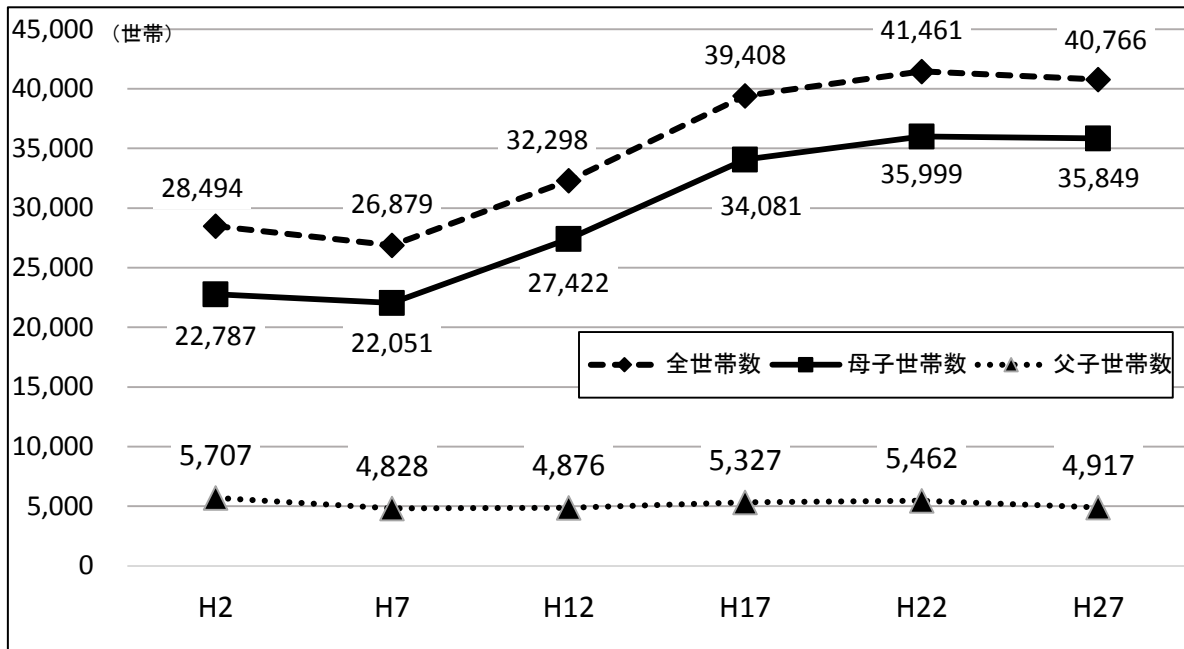
〔総務省「国勢調査」を基に作成〕

③ ひとり親世帯の状況

本県におけるひとり親世帯数は、平成7年に減少したものの、以後平成22年まで上昇傾向にあります。特に、母子世帯数は、平成27年は平成7年と比べ約1.6倍となっています。

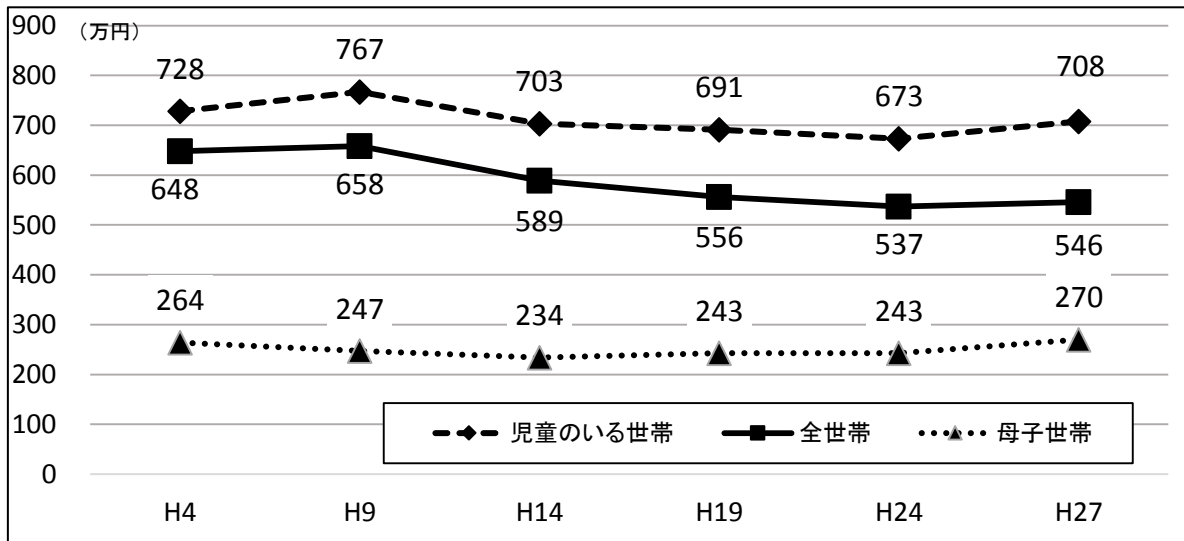
全国の母子世帯の平均年間所得を見ると、全世帯の平均年間所得とは大きな差があり、母子世帯の生活の厳しさがうかがえます。

図22 本県のひとり親世帯数の推移



〔総務省「国勢調査」を基に作成〕

図23 全国の世帯当たりの平均年間所得の推移



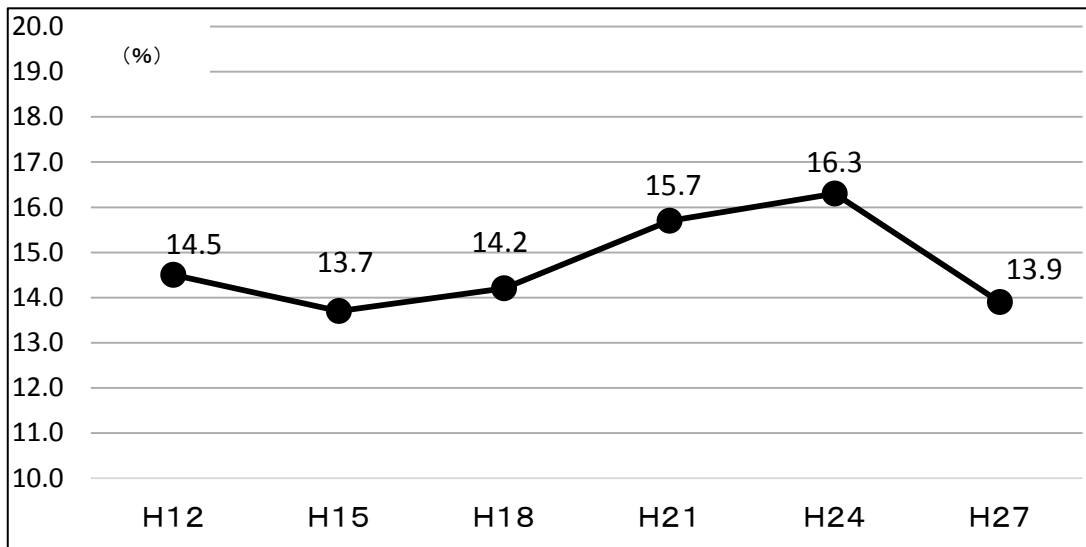
〔厚生労働省「国民生活基礎調査」を基に作成〕

④ 子供の貧困

子供の貧困率は、平成15年から平成24年までの約10年間で2.6ポイント上昇しています。これは可処分所得の中央値の半分である貧困線を下回る世帯が増えていることを意味しています。平成27年は改善が見られました。

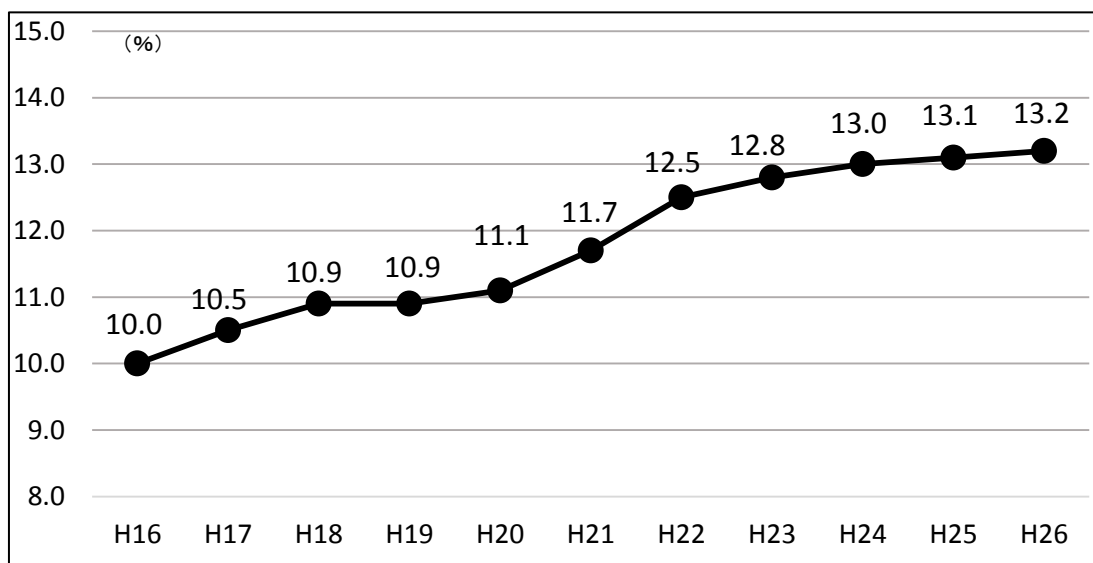
また、経済的理由により就学援助を受けている小・中学生が増加傾向にあるなど、子供の貧困が深刻になっている状況がうかがえます。

図24 全国の子供の貧困率の推移



〔厚生労働省「国民生活基礎調査」を基に作成〕

図25 本県の要保護・準要保護児童生徒数が公立学校児童生徒数に占める割合



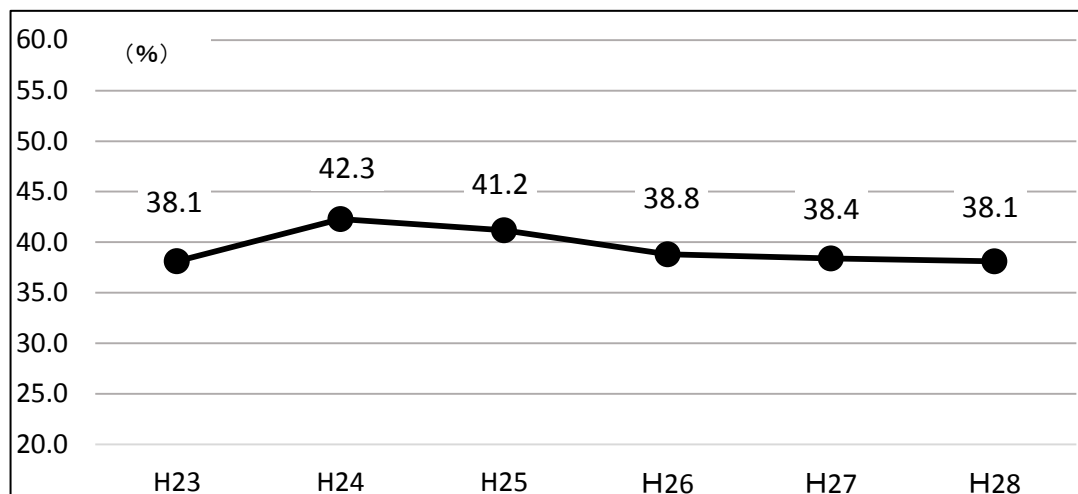
〔文部科学省「要保護及び準要保護児童生徒数」を基に作成〕

⑤ 生活保護世帯・生活困窮世帯の子供に対する学習支援

本県では、生活保護世帯などの子供を対象とした学習支援を進めてきました。

現状の生活保護世帯の中学3年生の学習支援事業利用率は40%前後ですが、「貧困の連鎖」を断ち切るためにも、利用率の向上に取り組む必要があります。

図26 本県の生活保護世帯の中学3年生の学習支援事業利用率



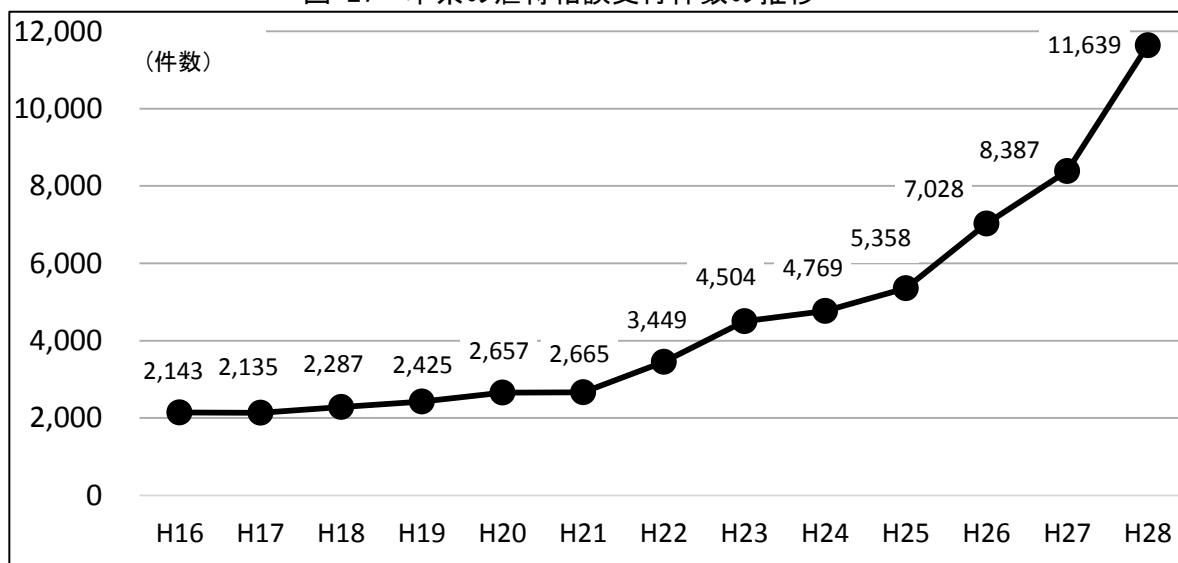
〔県社会福祉課調べ〕

⑥ 児童虐待の状況

児童虐待相談の受付件数は年々増加しており、平成28年度は11,639件と深刻な状況です。

子供を虐待から守るためには虐待の未然防止・早期発見・早期対応が重要となってきます。

図27 本県の虐待相談受付件数の推移



〔県子ども安全課調べ〕

4 障害者に関する状況

① 障害者手帳所持者数

本県の障害者手帳所持者数は、平成28年度末で約30万人と、県民総数の約4.1%となっています。

身体障害者手帳所持者が最も多くなっていますが、精神障害者保健福祉手帳所持者数が平成18年度と比較して、高い増加率となっています。

表4 本県の障害者手帳所持者数

区分等	年度	平成18年度 (県人口比)	平成23年度 (県人口比)	平成28年度 (県人口比)
県人口(人)		7,085,220	7,204,353	7,294,490
a 身体障害者手帳所持者数 (人)		184,800 (2.6%)	197,999 (2.7%)	206,230 (2.8%)
b 療育手帳所持者数(人)		31,534 (0.4%)	37,729 (0.5%)	46,124 (0.6%)
c 精神障害者保健福祉手帳 所持者数(人)		19,147 (0.3%)	31,429 (0.4%)	48,536 (0.7%)
手帳所持者数計(人) a + b + c		235,481 (3.3%)	267,157 (3.7%)	300,890 (4.1%)

※手帳所持者数は各年度末現在の数字。

※県人口(翌年度4月1日現在)は県統計課「埼玉県推計人口」による。

※精神障害者保健福祉手帳制度は平成7年10月に創設。

[県障害者福祉推進課調べ]

② 障害者虐待の状況

平成24年10月に、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。

法施行以来、通報件数・認定件数とも増加しています。

表5 本県の障害者虐待の通報件数・認定件数

区分	年度	平成24年度 ※	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
通報件数		154	186	214	233	287
認定件数		58	68	86	97	116

※平成24年度は法施行(10月1日)から半年間

[県障害者支援課調べ]

5 生活保護等に関する状況

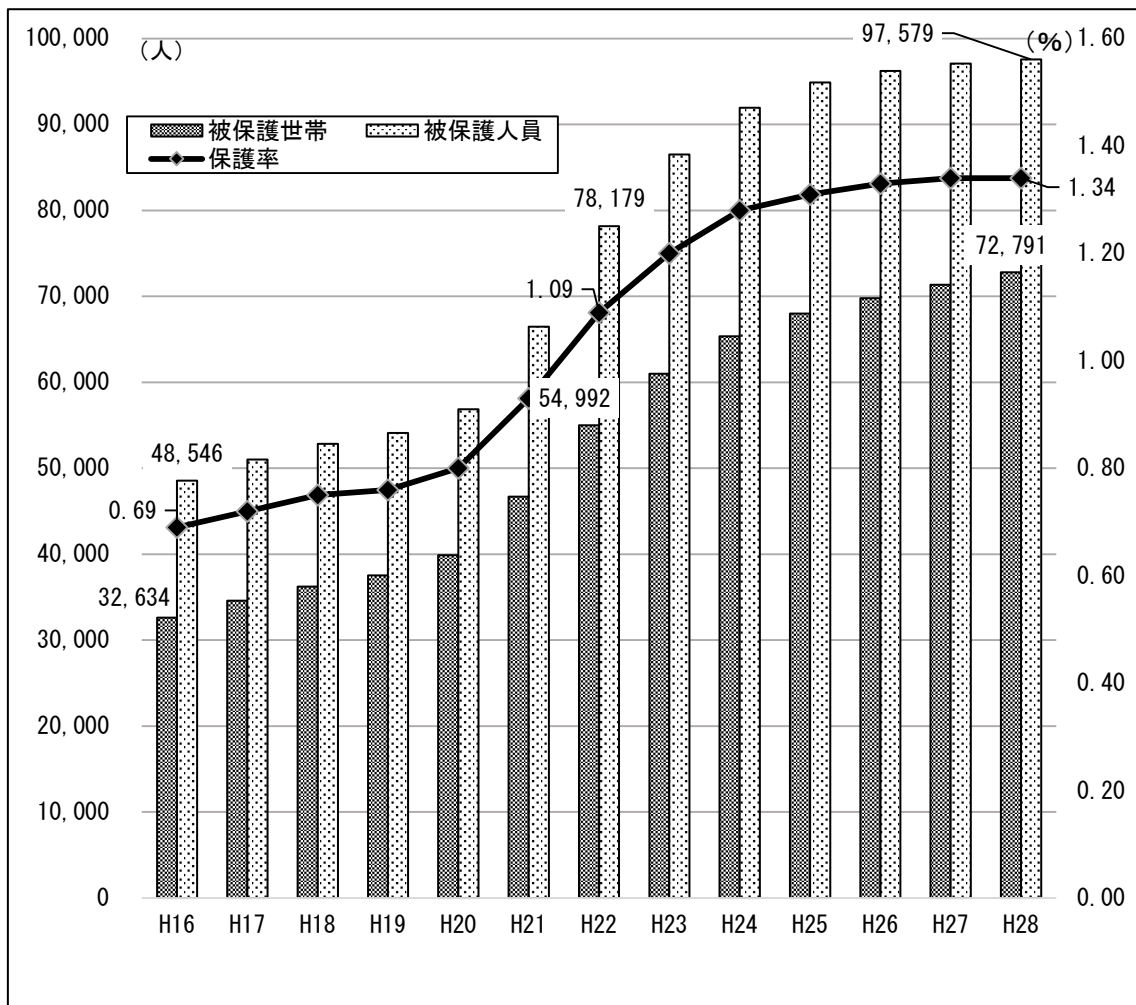
① 生活保護の状況

平成28年度月平均の生活保護の世帯数は72,791世帯、保護者数は97,579人で、保護率（人口100人当たりの被保護実人員）は1.34%となっています。

近年の保護動向は、平成20年のリーマンショックなどを契機とした経済情勢の悪化により、保護を受給する世帯が急増しましたが、平成26年に入り、雇用情勢の改善などにより稼働年齢層のいる世帯の受給は微減しています。

一方、本県の急速な高齢化に伴い、高齢者世帯は年々増加し、保護受給世帯全体を押し上げています。

図28 本県の生活保護世帯数・生活保護者数と保護率の推移



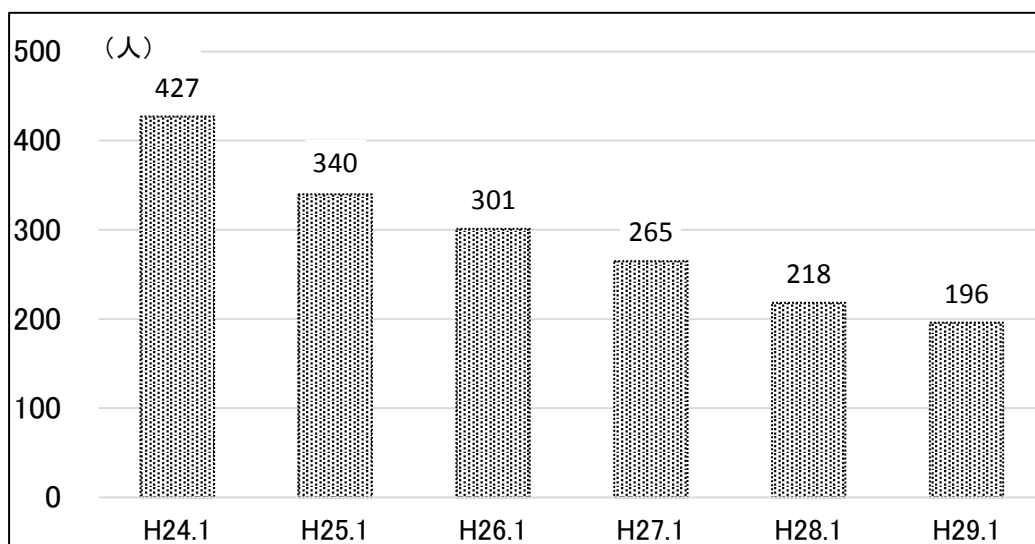
[県社会福祉課調べ]

② ホームレスの状況

本県が把握しているホームレス数は減少傾向にあります。

ホームレス対策については、平成14年の「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」の施行や平成27年の「生活困窮者自立支援法」の施行などにより、支援体制が整備されてきています。

図29 本県のホームレス数の推移

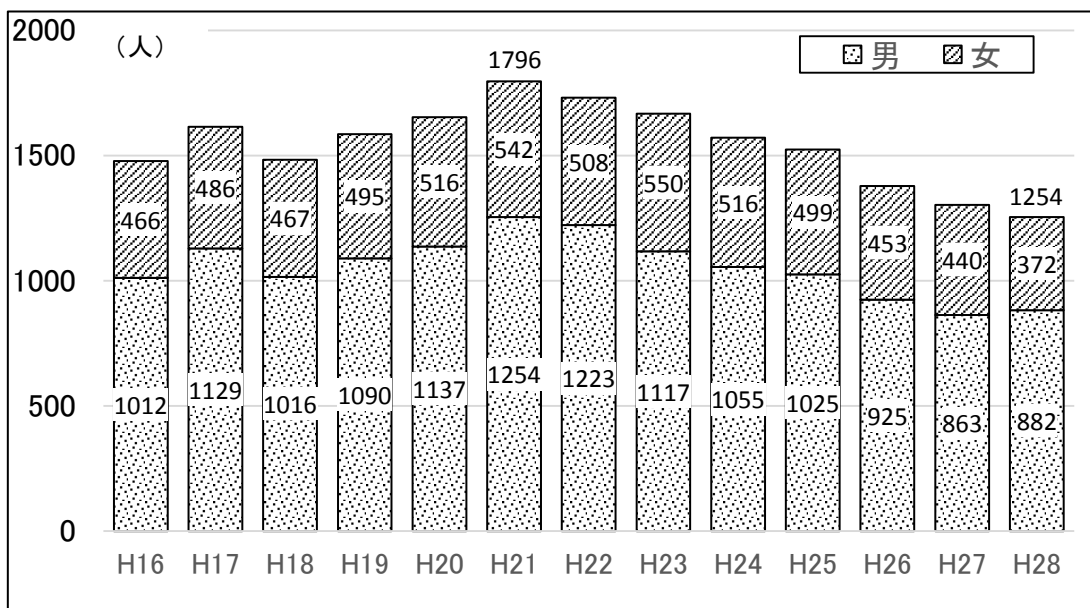


〔県社会福祉課調べ〕

③ 自殺者の状況

平成21年には、自殺者は1,796人でしたが、その後は自殺者の数は減少傾向にあります。

図30 本県の自殺者の推移



〔警察庁「自殺の状況」を基に作成〕

6 地域福祉を取り巻く状況

① 市町村地域福祉計画策定の状況

地域福祉を推進するために市町村が策定する市町村地域福祉計画について、本県では平成29年4月1日現在で60市町村が策定しています。

表6 地域福祉計画の策定状況（平成29年4月1日現在）

策定数・割合 全国・埼玉県	策定市区町村数	策定割合
全国	1,289市区町村	74.0%
埼玉県	60市町村	95.2%

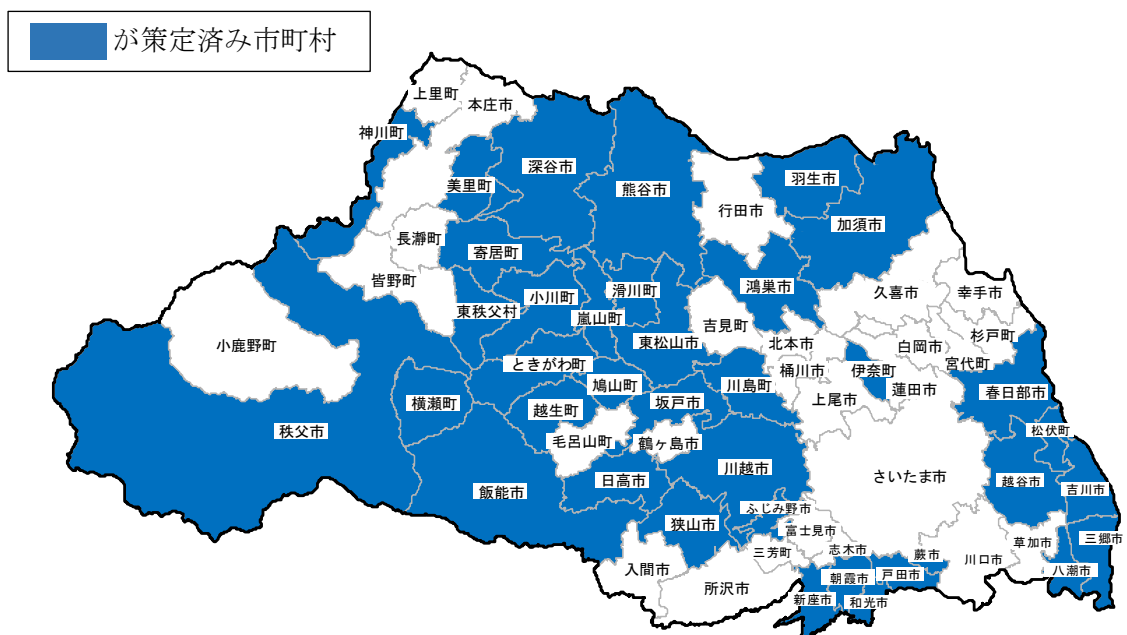
〔厚生労働省調べ〕

② 災害時に避難支援を必要とする方への対策

要介護状態の高齢者や障害者など、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（避難行動要支援者）の生命・身体を災害から保護するため、各市町村は「避難行動要支援者名簿」の作成に取り組んでいます。

災害時の避難支援を実効性のあるものとするため、「避難行動要支援者名簿」に登載された方ごとに具体的な支援方法を記載する「個別計画」については、平成29年9月1日現在、37市町村が策定しています。

図31 本県内市町村の避難行動支援者名簿に基づく個別計画策定状況



〔県高齢者福祉課調べ〕

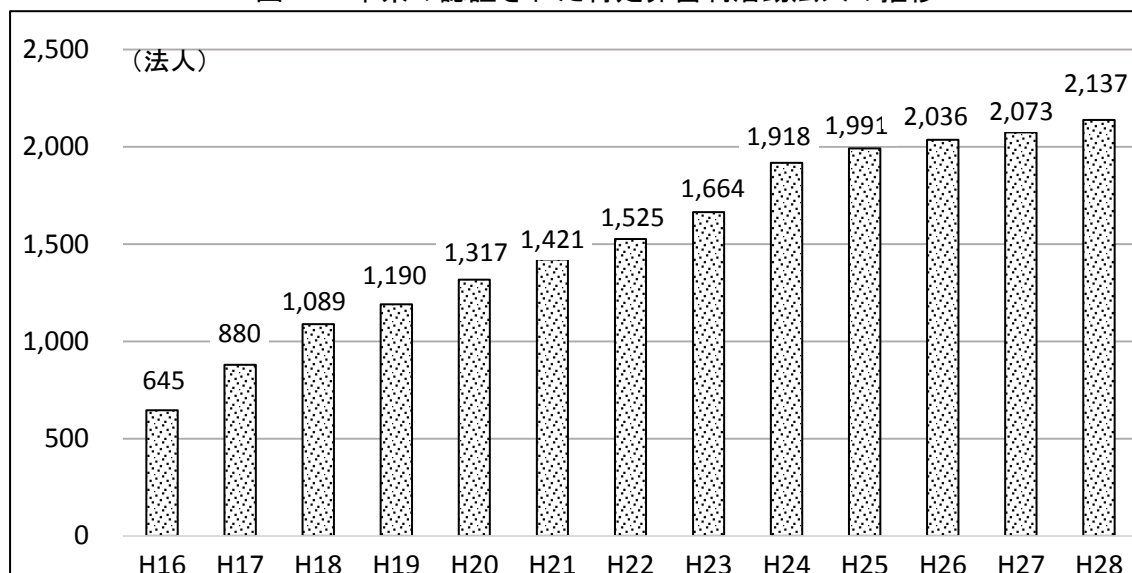
③ NPO・ボランティアの状況

本県のNPO法人数は年々増加し、平成28年度には2,137法人となっています。平成16年度から18年度までは毎年概ね200を超える法人の増加があり、平成19年度から平成24年度までは毎年100～200法人の増加がありました。平成25年度以降は、概ね100法人程度の増加となっています。

また、本県の登録ボランティア数は平成20年度までは概ね6万4千人程度でしたが、平成23年度には、東日本大震災の災害・復興支援のボランティアの増加があり、10万人を超えました。

平成26年度以降は若干減少しましたが、9万人前後の登録数となっています。

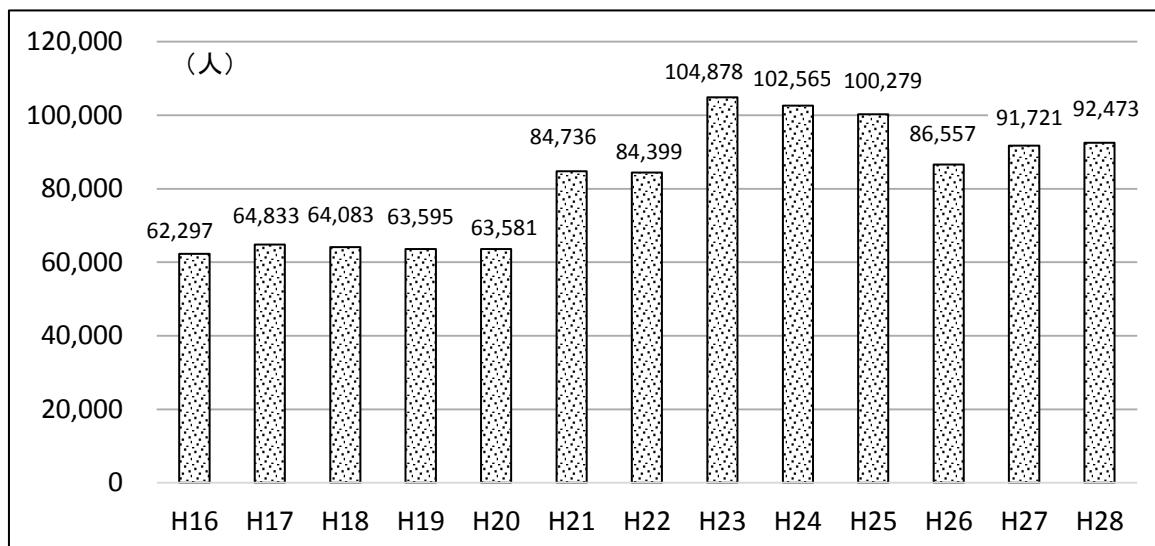
図32 本県の認証された特定非営利活動法人の推移



注) 平成24年度の法人数は内閣府からの移管法人110法人を含む。

[県共助社会づくり課調べ]

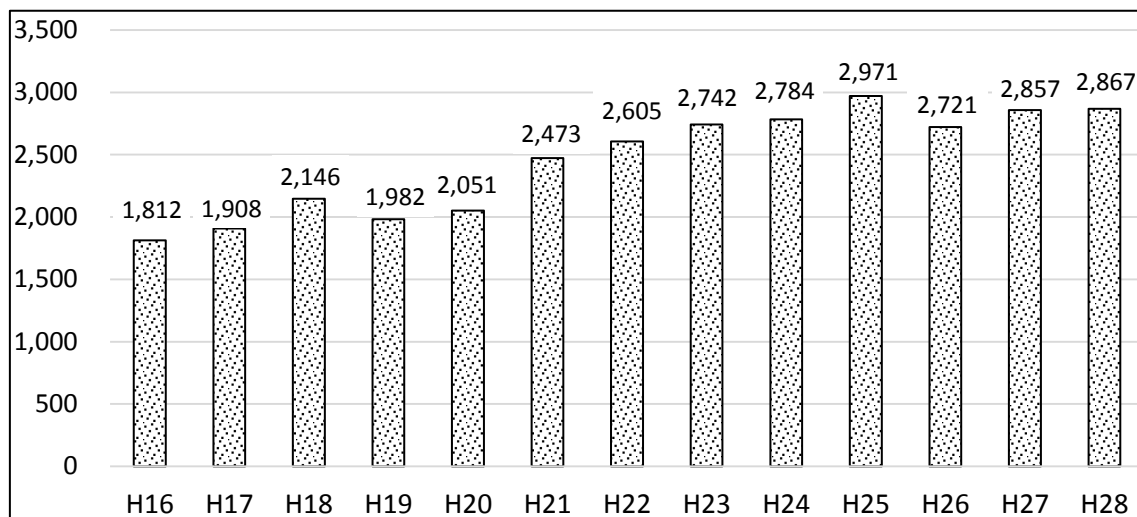
図33 本県の登録ボランティア数の推移



[埼玉県社会福祉協議会調べ]

第2章 地域福祉における埼玉県の実況

図34 本県の登録ボランティア団体数の推移



〔埼玉県社会福祉協議会調べ〕

④ 地域社会活動への参加状況

地域社会活動（自治会活動・PTA活動・子供会活動・学校応援団・障害者や高齢者の方々のための活動・青少年健全育成のための活動など）の参加については、参加経験のある方が男性では60歳代及び70歳代以上が、女性では40歳代が多くなっています。

表7 本県の年代別地域社会活動状況の推移（男性）

（数字は％）

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
男性20歳代	4.9	17.5	10.5	10.3	15.2	20.2	17.6	17.3	17.9	8.5
男性30歳代	26.2	25.4	24.0	26.4	26.4	22.7	29.9	31.5	19.6	36.8
男性40歳代	44.5	41.0	34.6	45.5	30.1	43.8	39.3	35.5	37.7	31.6
男性50歳代	44.2	43.1	38.1	42.9	30.3	37.4	40.7	29.8	39.1	39.3
男性60歳代	38.8	48.8	41.9	46.1	34.2	42.5	47.7	39.7	41.3	39.7
男性70歳代以上	40.3	45.6	41.7	39.7	33.3	44.3	49.4	48.6	41.2	40.9

〔埼玉県政世論調査〕

表8 本県の年代別地域社会活動状況の推移（女性）

（数字は％）

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
女性20歳代	10.6	7.8	18.2	12.6	11.1	21.4	16.5	12.3	15.4	10.4
女性30歳代	43.4	33.0	41.0	48.2	35.2	34.4	42.7	31.1	41.9	36.3
女性40歳代	50.0	54.3	60.8	58.0	48.1	56.8	57.5	53.0	50.2	56.8
女性50歳代	46.8	46.3	45.3	44.7	39.7	44.4	51.2	45.5	36.4	39.3
女性60歳代	39.1	43.0	48.4	38.6	34.2	41.7	40.8	46.7	40.4	44.7
女性70歳代以上	28.0	39.9	32.0	29.8	28.2	33.7	35.5	40.5	33.8	33.1

〔埼玉県政世論調査〕

第3章 地域福祉の課題と取り組むべき方向性

少子化や異次元の高齢化、単独世帯の増加に伴う社会的な孤立の拡大及び虐待件数の増加などの状況や社会福祉法の一部改正（平成30年4月1日施行）を踏まえて、市町村は地域福祉を推進するために、地域住民、NPO・ボランティア団体、社会福祉法人、企業、相談機関などあらゆる関係者・関係機関と協働した取組を行う必要があります。

また、県は市町村の地域福祉の取組を支援していきます。

1 基盤づくり（市町村における包括的な支援体制の基盤づくり）

本県では今後、医療や介護の必要性の高まる75歳以上の高齢者が急増します。

そこで、市町村は高齢者が医療や介護が必要になった場合でも、住み慣れた地域で安心して暮らせるようにするため、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいます。

また、障害者、児童、生活困窮者等においても、公的福祉サービスは充実してきています。

しかし、福祉分野ごとの相談支援体制では対応が困難な、世帯の中で課題が複合化・複雑化しているケース、制度の狭間にあるケースなどへの対応が課題となっています。

こうした状況を踏まえ、国は社会福祉法を一部改正し「我が事・丸ごと」の地域福祉の推進の理念を規定しました。

この理念に基づく「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制とは、住民が主体的に地域生活課題を把握し、関係機関と連携しながら解決を図ることを目指すものですが、そうした地域を実現するには、市町村を中心とした関係機関との連携による、高齢者、障害者、児童、生活困窮者等の分野を超えた横断的な支援体制の構築に取り組む必要があります。

また、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待のいずれも増加傾向にあり、深刻な状況が続いています。

虐待に関しても住民に身近な行政機関である市町村が適切に対応するための体制を強化していくことが必要となります。

2 地域づくり（地域住民による支え合い・見守りの地域づくり）

地域のつながりが希薄になっている中で、高齢者のみの世帯や単独世帯が増加しており、社会的に孤立した人が増えることが懸念されます。

困りごとを抱えながら福祉サービスにアクセスすることができずに、孤立死や自殺などという形で初めて問題が表面化する場合があります。

そのため、市町村が中心となって、地域で困りごとを抱えている人を、地域の人々が気付き、適切な支援機関や地域の支え合いなどを行う地域資源につなげる地域づくり・仕組みづくりに引き続き取り組むことが求められます。

こうした地域づくり・仕組みづくりを強化することで、災害が起きた際に、高齢者、障害者など災害時に自ら避難することが困難な方に対する地域での支援体制も充実することが可能になります。

3 担い手づくり（地域福祉を支える担い手づくり）

地域住民が地域生活課題に気付くには、地域福祉について学ぶ機会を設けることが必要となります。

こうした学びがきっかけとなり、地域住民が地域福祉活動に参加しようとする意欲を高めることにつながると考えられます。そのため、市町村及び地域福祉の推進を目的とする団体である市町村社会福祉協議会は、地域住民に地域福祉について学ぶ機会を引き続き提供していくことが必要です。

特に高齢者の約8割は元気な高齢者であることから、地域福祉活動の担い手として期待されます。地域生活課題について関心の高い高齢者を増やし、地域福祉活動の担い手として活躍していただくための取組を引き続き進めていく必要があります。

また、市町村及び市町村社会福祉協議会は、地域生活課題の解決に取り組むNPO・ボランティア団体に対する支援や、社会福祉法人・企業等の社会貢献活動と連携することが求められます。

4 環境づくり（地域で安心して暮らせるための環境づくり）

地域住民が地域で安心して暮らせるためには、課題を抱えた人が、福祉サービスを適切に利用できる環境が整っていることが必要です。

生活困窮者への支援が平成27年度から始まりましたが、生活困窮者が適切な支援や福祉サービスを受けられず埋もれてしまうことがないよう、引き続き支援に取り組む必要があります。

生活困窮に関連して、依然深刻な状況にある子供の貧困に対する取組についても強化する必要があります。子供たちが自らの可能性を伸ばす機会を損なうことは、子供たちの豊かな人生を阻むとともに、地域社会を構築する上でもマイナスの影響を及ぼす可能性があります。

また、障害者差別の解消や高齢者、障害者等の住居確保などの課題についても、市町村が中心となって取り組み、地域住民が安心して地域で暮らせるための環境づくりを進めていく必要があります。

5 計画の推進・市町村への支援

（地域の実情に対応した計画的な施策の推進）

地域福祉を推進するためには、地域住民、NPO・ボランティア団体、社会福祉法人、企業、相談機関、行政などあらゆる関係者・関係機関の協働により、地域の課題を地域で解決する方向性を整理し、施策を体系化した地域福祉計画を策定することが必要となります。

社会福祉法の一部改正（平成30年4月1日施行）により、地域福祉計画は策定が努力義務となり、高齢者、障害者、児童、生活困窮者等の福祉分野における共通的な事項を横断的に記載する計画となりました。

このことから、市町村は社会福祉法の一部改正の内容を反映させた地域福祉計画の策定を進める必要があります。

第4章 計画の理念と施策の体系

1 計画の理念

みんなでつながり、 地域力を高める埼玉づくり

本県では少子化や異次元の高齢化が進んでいます。

また、高齢者のみの世帯や単独世帯の増加により、社会的に孤立する人が増えることが懸念されます。

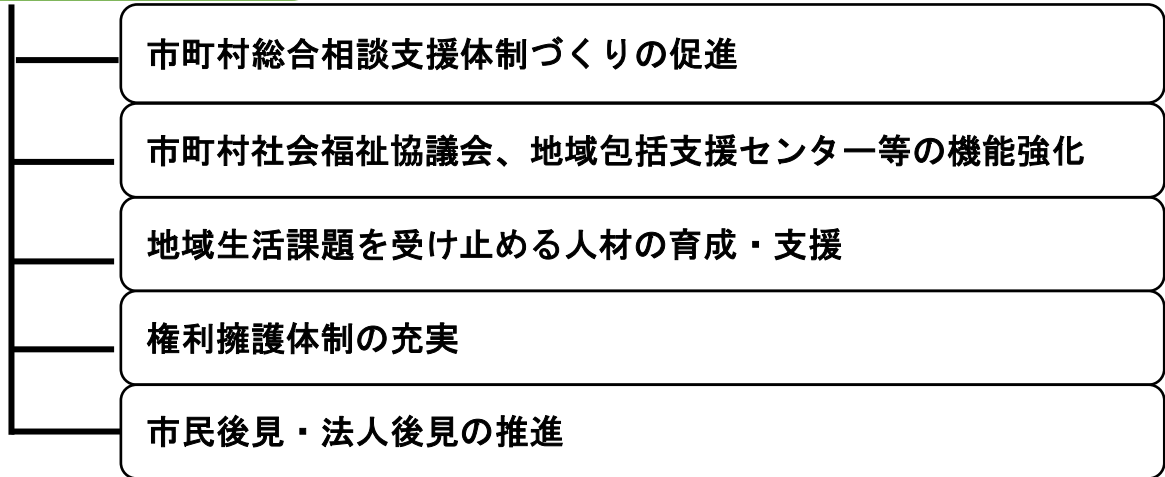
誰もが身近な地域で安心して暮らしていくためには、地域住民、NPO・ボランティア団体、社会福祉法人、企業、相談機関、行政など、あらゆる関係者・関係機関の協働により、地域の課題を地域で解決する力を高めることが必要となります。

そこで、本県では「みんなでつながり、地域力を高める埼玉づくり」を目指して、地域福祉を推進していきます。

2 施策の体系

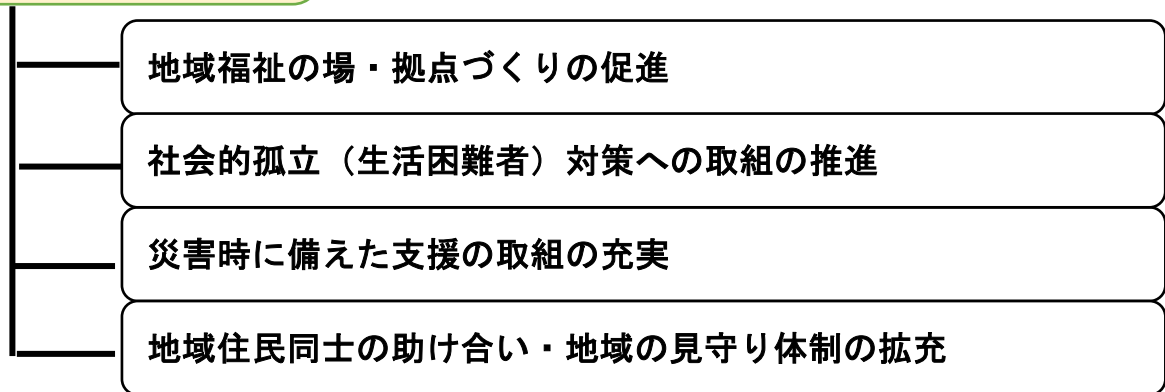
基盤づくり

市町村における包括的な支援体制の基盤づくり



地域づくり

地域住民による支え合い・見守りの地域づくり



担い手づくり

地域福祉を支える担い手づくり

住民が地域福祉の課題を学び、考える機会（福祉教育・学習）の充実

NPO・ボランティア団体、自治会の地域活動への支援

地域福祉を担う住民の育成の拡充

介護、保育等サービス人材の確保等

社会福祉法人、企業、大学等の社会貢献活動との連携強化

環境づくり

地域で安心して暮らせるための環境づくり

生活困窮者対策の推進

子供の貧困に対する取組の強化

苦情解決制度及び事業者の第三者評価、指導の充実

誰にも優しいまちづくりの推進

障害者差別解消の取組の推進

住宅確保要配慮者に必要な住宅を確保するための環境づくり

計画の推進・市町村への支援

地域の実情に対応した計画的な施策の推進

市町村地域福祉計画の策定・改定に伴う支援

計画の進捗管理

第5章 基盤づくり

1 市町村総合相談支援体制づくりの促進

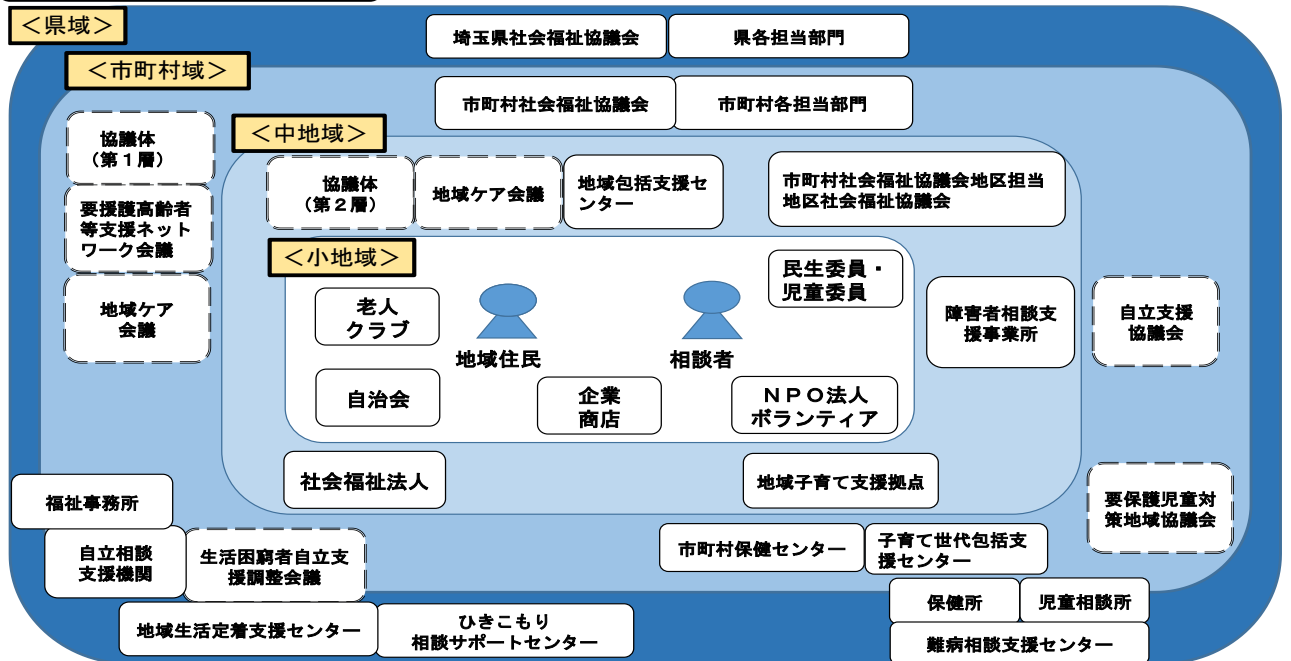
現状と課題

- 公的福祉サービスについては、これまで高齢者、障害者、児童、生活困窮者等の福祉分野ごとに、それぞれの相談機関により支援の充実が図られてきました。
- 高齢者分野では、地域包括支援センターを中核機関として、高齢者が医療や介護が必要となった場合でも住み慣れた地域で安心して暮らせるようにするため、地域の特性にあった地域包括ケアシステムの構築を進めています。
- 障害者分野では、障害者相談支援事業所等が、地域における障害者の相談支援を行っています。また、地域の関係者の連携及び支援体制に関する協議を行う自立支援協議会が法定化されています。
- 児童分野では、子育て中の親子が気軽に集まって交流や情報交換を行い、保育士等のスタッフが相談に応じる地域子育て支援拠点や、妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援体制を担う子育て世代包括支援センターが整備されています。また、関係機関が連携を図り児童虐待等への対応を行う「要保護児童対策地域協議会」が法定化されています。
- さらに、生活困窮者分野では、平成27年度から自立相談支援機関が生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に対応する相談窓口として設置されています。
- しかし、公的福祉サービスだけでは対応できないケースや、高齢の親と無職の子供が同一世帯にいるケース、介護と子育ての両方に課題を抱えているケース、制度の狭間にあるケースなど複合課題を抱えている方・世帯が増加しています。

- 複合課題を抱えている場合には、分野ごとに相談窓口を変えなければならず、また、抱えている課題を対象とする制度や法律がない場合はどこにも相談できない状況が生じるおそれがあります。

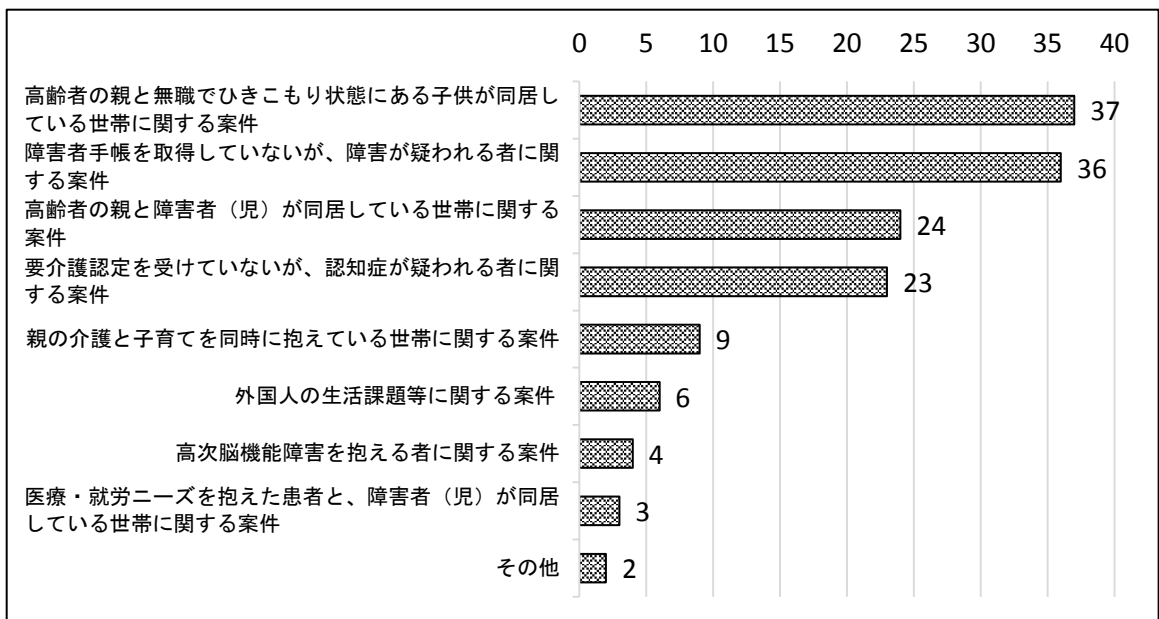
現在の相談支援体制

で囲まれているのはコーディネート機能を持つ合議体



※単独の市町村では解決が難しく専門的な支援を必要とする、医療的ケアを要する状態にある児童及び難病・がん患者や、身近な地域では当事者が声を上げにくく、特段の配慮が必要となる配偶者からの暴力を受けた者、刑務所出所者等に対する支援体制については、市町村と県で連携して構築していくことが求められます。

図 35 相談が増加している複合課題の内容（市町村数：複数回答）



〔福祉政策課調べ⁵〕

⁵ 県福祉政策課が実施した市町村及び市町村社会福祉協議会に対する地域福祉に関する基礎調査の結果（平成29年5月実施）によるもの。（以下同じ）

市町村の取組の方向性

- 複合課題へ対応するため、本県では、第4期埼玉県地域福祉支援計画（以下、「県第4期計画」という。）において、地域包括ケアシステムの考え方を高齢者分野だけでなく、障害者や児童、生活困窮者等他の福祉分野にも応用する「地域のケアシステムと福祉力を統合する基盤づくり」を市町村に提案しました。
- 具体的には、各福祉分野を超えて組織内の調整を図る役割を担い、発見された地域生活課題を受け止める担当を明確にし、この担当が「地域生活課題の解決策を検討する場」を主催することによって、複合課題の解決を図るものです。
- 社会福祉法の一部改正（平成30年4月1日施行）により、市町村は、包括的な支援体制づくり（3～5頁参照）に努めることが規定されました。これは、県第4期計画で掲げた「地域のケアシステムと福祉力を統合する基盤づくり」と同じ考えに基づくものといえます。
- 市町村は包括的な支援体制づくりを推進するため、引き続き「地域のケアシステムと福祉力を統合する基盤づくり」に取り組むことが必要となります。

用語解説

複合課題

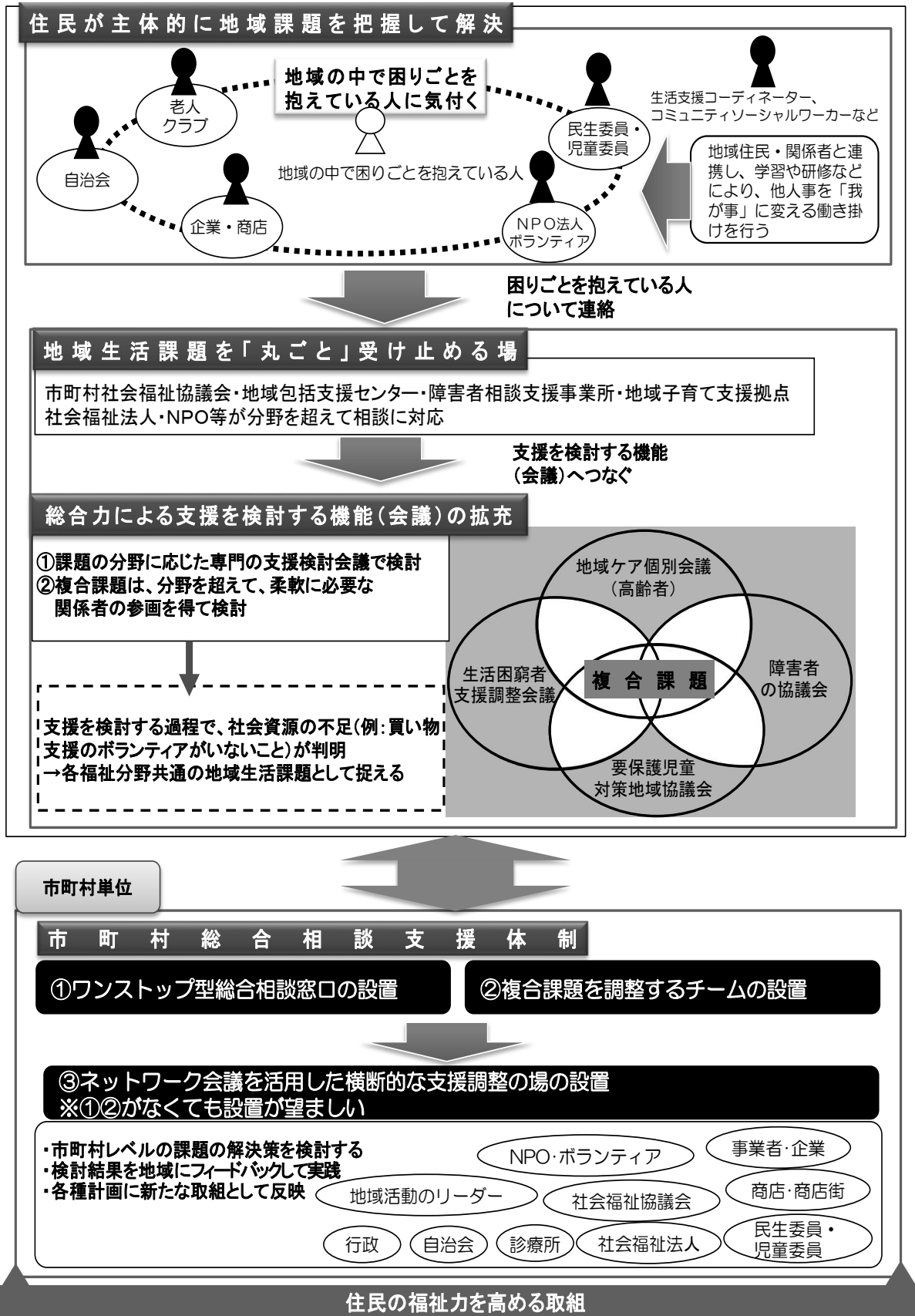
高齢者、障害者、児童、生活困窮者等の福祉分野ごとの相談支援体制では対応が困難な、世帯の中で課題が複合化・複雑化しているケース、制度の狭間にあるケースなど。

「複合化・複雑化しているケース」の例としては、80代の高齢の親と働いていない独身の50代の子が同居している世帯（「8050」）、介護と育児に同時に直面する世帯（「ダブルケア」）などの事例があげられる。

「制度の狭間にあるケース」とは、法的に適用する施設やサービスが該当しないケースで、障害手帳を取得していないが障害が疑われる者や、介護認定を受けていないが認知症が疑われる者などの事例があげられる。また、「ごみ屋敷」の問題も、制度の狭間の例である。

〔平成29年12月12日厚生労働省「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（通知）」等を参考に作成〕

「地域包括ケアシステムの考え方を応用した支援機能の拡充と地域福祉力との統合」のイメージ（県第4期計画のイメージ図を更新）



- 相談者本人や地域で困っている人に気付いた地域住民あるいは地域包括支援センター等の相談機関では対応が難しい複合課題について、まずは市町村でそれをしっかりと受け止める体制を構築する必要があります。
- そのためには、制度や施策の縦割りの弊害をなくし、複合課題に正確に対応できる総合相談支援体制の構築を、市町村の実状に応じて進める必要があります。

用語解説

市町村総合相談支援体制

この計画において、「総合相談支援体制」は、市町村の庁内において、相談者及び相談機関等からの様々な相談にワンストップで対応、または関係課、相談機関等との連携強化により、各福祉分野の縦割りの支援ではなく総合的に支援を行う体制と定義する。

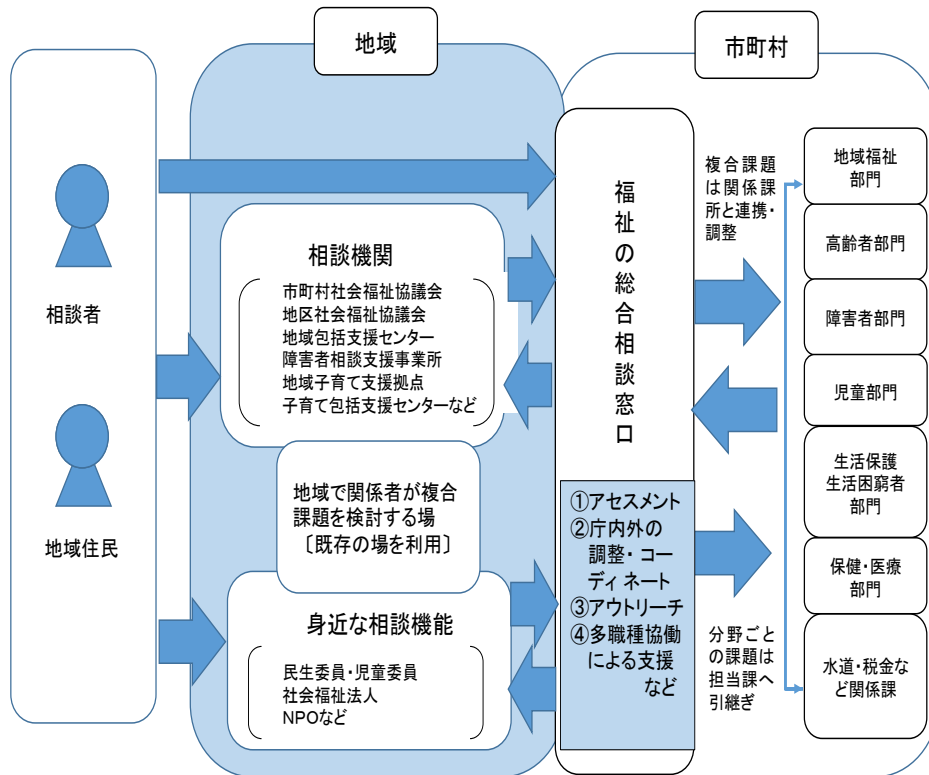
〔市町村総合相談支援体制の例〕

① ワンストップ型総合相談窓口の設置

- 相談者からの複合課題をはじめとした様々な相談に対応するワンストップ型総合相談窓口を設置することを提案します。
- ワンストップ型総合相談窓口を設置することにより、相談者は様々な福祉に関する相談を1か所で行うことができるようになります。
また、相談者が気付いていない複合課題を、ワンストップ型総合相談窓口の相談担当（チーム）が発見できることも見込まれます。
- そのためには、相談担当（チーム）は、相談内容をよく把握するための高い専門性と、庁内各担当課所・相談機関等に的確につなぐための調整能力が求められます。また、つないだ相談機関とよく連携し、その後の対応状況などを把握することが望まれます。

- ワンストップ型総合相談窓口は、市町村の規模などにより様々な組織体制が考えられますが、各福祉分野に精通した職員の配置が必要となります。そうした職員の配置が難しい場合は、市町村社会福祉協議会の協力を受けることも有効な手段となります。
- ワンストップ型総合相談窓口を、生活困窮者の自立相談支援機関、地域包括支援センターに委託することも考えられますが、その場合も市町村のワンストップ型総合相談窓口を所管する課が、庁内各課所や相談機関等との調整に責任を持つ必要があります。

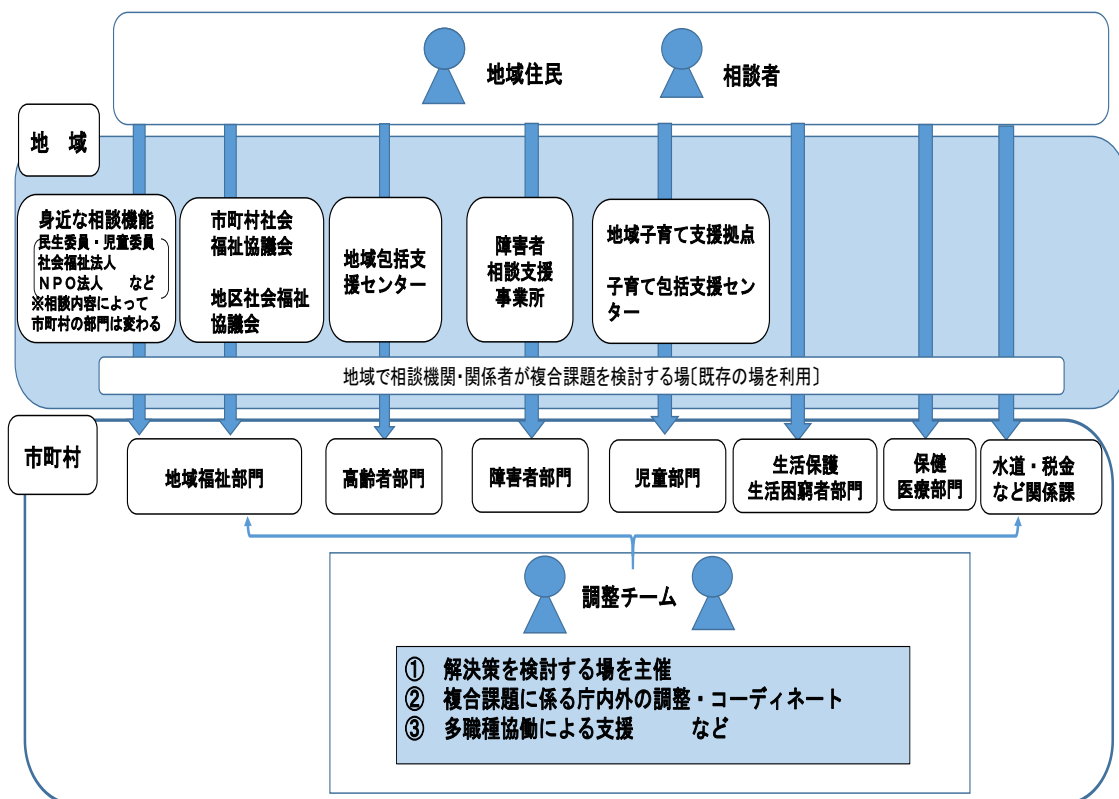
【ワンストップ型総合相談窓口のイメージ】



② 複合課題を調整するチームの設置

- 県第4期計画において、各福祉分野を超えて組織内の調整を図る役割を担い、発見された地域生活課題を受け止める担当を明確にし、この担当者が「地域生活課題の解決策を検討する場」を主催することによって、複合課題の解決を図ることを提案しました。
- ワンストップ型総合相談窓口を設置しない場合、相談者は高齢者・障害者など、その相談者が一番課題と考えている各福祉分野の担当課に相談を寄せることとなります。
- その相談内容が複合課題である場合、市町村各担当課・相談機関等が連携する必要がありますが、各担当課・相談機関等を調整する相談担当（チーム）をあらかじめ決めておくことで、円滑な調整が可能となります。

【複合課題を調整するチームの設置イメージ】



③ ネットワーク会議を活用した横断的な支援調整の場の設置

- ①ワンストップ型総合相談窓口の設置及び②複合課題を調整するチームの設置のいずれも、事情により体制づくりが難しい場合があります。

- その場合は、個別相談案件ごとにチームを組んで対応することになり、各市町村担当課所・相談機関はそれぞれの権限の範囲での対応になります。

そのため、複合課題に対応するには、権限の範囲外の担当課所や相談機関と連携する必要がある、お互いに相手の業務を理解し、日頃から関係性を構築することが必要となります。

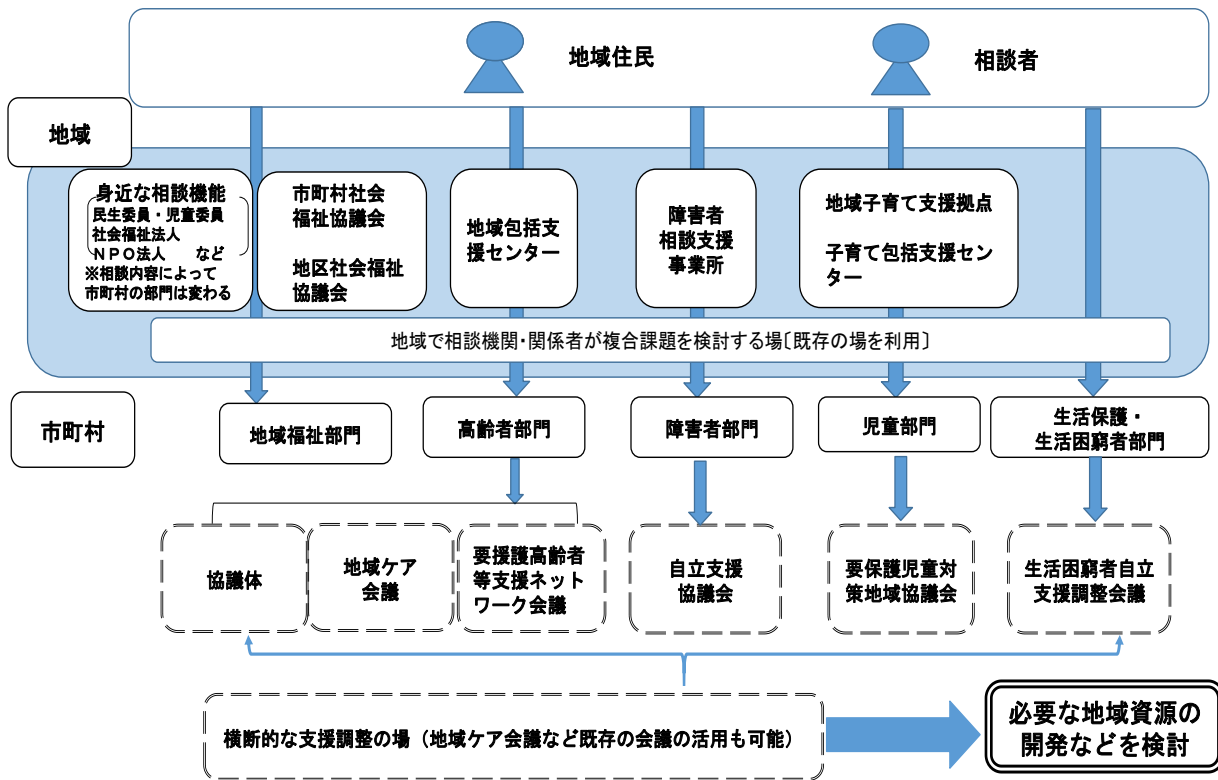
- 関係性を構築し課題を共有するための機会として、要援護高齢者等支援ネットワーク会議、地域ケア会議、協議体（高齢者）、自立支援協議会（障害者）、要保護児童対策地域協議会（児童）、生活困窮者自立支援調整会議など、各種ネットワーク会議等と連携し、複合課題の支援方策を検討するための横断的な支援調整の場を設けることを提案します。

新たな場を作るのではなく、既存のネットワーク会議を活用することも有効です。

- 横断的な支援調整の場において、個別相談案件の対応では見落とされがちな複合課題の解決のために必要な地域資源の開発などについて検討することが期待されます。

- ①ワンストップ型総合相談窓口の設置及び②複合課題を調整するチームの設置が整備されている場合も、必要な地域資源の開発を検討するなど、横断的な支援調整の場の設置は必要です。

【ネットワーク会議を活用した横断的な支援調整の場の設置のイメージ】



県の主な取組・支援

- 市町村総合相談支援体制の構築に関する情報や先進事例を収集し提供します。また、市町村総合相談支援体制を構築しようとする市町村に対し、アドバイザーを派遣します。〔福祉政策課〕
- 市町村総合相談支援体制の構築に資する研修や情報交換を実施します。〔福祉政策課〕

数値目標

ワンストップ型総合相談窓口や複合課題を調整するチームの設置市町村数

平成29年度 19市町村 ➡ 平成32年度末 32市町村
(平成29年5月)

— 総合相談支援体制の事例紹介 —

千葉県鴨川市
鴨川市福祉総合相談センターによる総合相談支援体制
の取組



1 鴨川市福祉総合相談センター設置の経緯

平成24年度、鴨川市総合保健福祉会館（通称：ふれあいセンター）内に住民に分かりやすい総合相談窓口として24時間365日対応の「鴨川市福祉総合相談センター」（市直営）を開設しました。福祉・健康・生活に関する相談等にワンストップで対応できるよう保健師や看護師、主任介護支援専門員、社会福祉士などの専門職を配置し、市民の皆さまが健康で安心して暮らせるよう支援しています。

2 鴨川市福祉総合相談センターの役割

家庭や地域に出向きながら、分野横断的なワンストップ窓口として課題を整理し解決策・方向性を見出し、関係課・関係機関につなぐ役割を担っています。主訴が明確でない相談や複合課題など多機関との連携が必要な相談については、福祉総合相談センターが中心となって対応をしています。

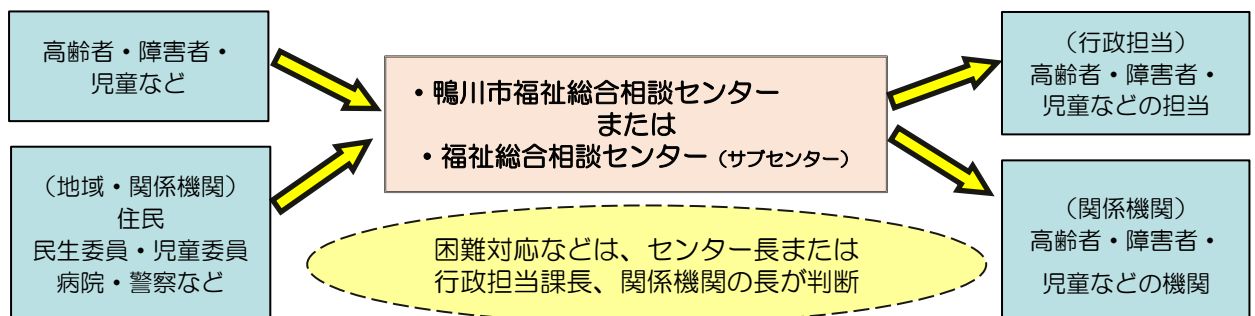
★鴨川市福祉総合相談センターの機能

- ①地域住民の困りごとの相談支援
- ②関係機関等（警察、保健所、市町村、県、国等）との調整・連携
- ③市役所内の関係部署との調整、人材育成



▲鴨川市福祉総合相談センター窓口の様子

▼通報があった場合の初期対応の例



3 「総合相談支援体制」実現までの課題

市庁内の高齢者・障害者・児童等の担当課職員の「総合相談」の必要性について、理解度に温度差があり準備が円滑に進みませんでした。そのため、「縦割り」から「課を超えた相談支援」に向けて、関係職員の意識改革のため平成23年度から月2回～4回定期的に勉強会や打ち合わせを実施し、住民の視点に立って相談を受け止めることの必要性を理解してもらいました。

4 総合相談の取組の成果

高齢者・障害者・児童等への総合的な相談支援が実現し、事案が深刻化する前段階での迅速な対応が可能となりました。育児や介護疲れから虐待、病気や多重債務で生活困窮に陥るなど、世帯単位で複数の課題を抱えている例では、福祉総合相談センターで警察や児童相談所、病院、介護サービス事業所、弁護士などとの連携により、家族全体の自立生活につなげることが出来ました。

また、福祉総合相談センターを2か所に設置することで、福祉アクセシビリティ（利用のしやすさ）による総合相談支援が可能となり、新規相談件数も増加しました。

（新規相談件数 平成24年度：642件 → 平成28年度：710件）

より身近な地域で総合相談が受けられるように、平成30年度からは新たに2か所、福祉総合相談センター（ランチ）を設置することになりました。

埼玉県狭山市

狭山市における包括的な相談支援体制づくりに当たって

1 複合課題の対応状況

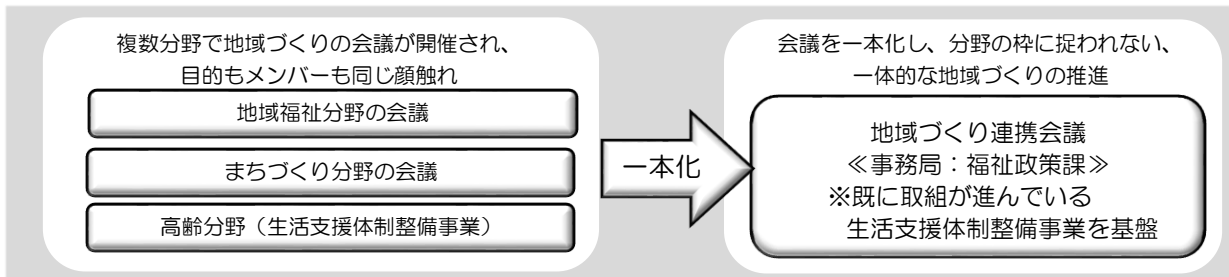
狭山市における複合課題を抱えたケースの対応は、各課及び関係機関で連携・繋ぎは行っているものの、連絡や情報共有レベルにとどまってしまうケースがあります。

市役所内の担当が明確でないなどにより、途中で支援が途絶えてしまい、問題が更に深刻化してから対応したケースもありました。

2 国（厚生労働省）のモデル事業による取組

(1) 分野を超えた連携体制の構築

地域の課題を地域で解決するため、地域の課題を話し合う場が欠かせません。そこで 国（厚生労働省）のモデル事業である「地域力強化推進事業」を活用し、地域づくりに関する複数の分野の取組を一体化させ、社会福祉協議会と連携しながら「地域づくり連携会議（事務局：福祉政策課）」を開催しています。分野の枠に捉われず、住民主体の地域福祉活動の普及・推進を促進することとしています。



(2) 市役所内の体制の構築

同じく国（厚生労働省）のモデル事業である「多機関の協働による包括的な支援体制構築事業」により、地域における多様な支援ニーズに的確に対応するため、「予防と自立支援」「自助・互助・共助・公助」をキーワードとして、市役所内の縦割りを排した総合相談支援体制の構築に取り組むこととしました。

下記の機能を備えた総合相談窓口の設置に向けて、体制整備をしております。

①丸ごとよろず相談受付機能 (ワンストップ)	<ul style="list-style-type: none"> 複雑かつ複合的な問題を丸ごと・世帯丸ごと・ワンストップで受け止める。 表面的なニーズだけでなく、相談者の抱える課題をしっかりと把握する。
②相談調整機能	<ul style="list-style-type: none"> 何が問題なのか、何を支援していく必要があるなどの方針を共有し、各々の機関の機能を踏まえた上で役割を具体化し、包括的な支援が出来るチームを調整する。
③アウトリーチ機能	<ul style="list-style-type: none"> 地域で孤立して困っている人(SOSを出せない、出たくない人)、また地域住民が心配している人に対し、積極的に外向いて支援する。直接的な支援、受診など問題解決に向けた動機づけ、対象者の発見やニーズの掘り起こしを行う。
④後方支援機能	<ul style="list-style-type: none"> 一機関だけで丸抱えして対応が困難になっている相談支援機関や複数の相談支援機関が関わっていても上手く対応が出来ない状況が生じた際に、相談支援機関からの相談を受け、問題を共に整理し、包括的な支援ができるよう後方支援を行う。必要に応じてチーム編成の調整を行う。
⑤人材育成機能	<ul style="list-style-type: none"> 庁内職員向け研修を開催し、市民がどこに相談に行っても課題を的確にとらえてきちんと繋げるように、インテーク力を強化する。 障害者基幹相談支援センターコーディネーター等と連携し、多様化・複雑化している市民ニーズに対応できる支援者を養成する。
⑥資源開発・ 体制(ネットワーク)づくり機能	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援をととして地域から吸い上げられた課題の解決に向けた資源開発や体制づくりを行う。※課題の内容によって、総合政策部と情報共有を行った上で、必要に応じてプロジェクトチームを作り、具体的解決に向けた検討を行う。

◆包括的な相談支援体制づくりにあたって 狭山市担当者からメッセージ◆

「我が事・丸ごと」の地域共生社会づくりに向けて、市町村においては多機関が協働して「複合課題丸ごと・世帯丸ごと・とりあえず丸ごと」、包括的に受け止められる支援体制を整備することが求められています。

どのような体制が必要か、《住民の生活目線》に立って改めて既存の体制を見直すことが、各市町村に求められていると思います。その見直しをとおして新たな体制を作ることもあれば、既存の仕組みの強化や再構築をするという選択もあるでしょう。

いずれにしても、住民の幸せを第一に考え、より良い相談支援体制の構築に向けた“我がまち”のビジョンをしっかりと作り、分野を超えて全庁的に共有すること、またそのビジョンを住民や民間事業所等にしっかりと示していくことが、包括的な相談支援体制を作っていく上では大切です。

体制づくりは簡単にはできるものではありませんが、この機会を“我がまち”をより良くしていくための機会と捉え、ひとつの課や個人に任せるのではなく、職員一人ひとりが“我が事”として自分たちに何が出来るかを考え、《行政のリーダーシップ》を發揮して、事業者や住民と協働して取り組んでいきましょう。

大阪府豊中市・豊中市社会福祉協議会

地域における「福祉なんでも相談窓口」の設置及びその活動を支え、必要な政策を実現する「地域包括ケアシステム推進総合会議」の設置

1 豊中市におけるコミュニティソーシャルワーカーの役割

大阪府豊中市は、大阪府の北西に位置して、大阪市のベッドタウンとして発達した人口40万人の中核市。高齢化率は25%に達し、自治会の組織率は平均46%、地域によっては20%を切っています。

地域のつながりが弱まる中で、ひきこもりや虐待、ごみ屋敷など社会的援護を要する課題を抱えながら、SOSを出せずに制度の狭間にある人たちの存在が顕著になってきました。

そこで、豊中市では、豊中市地域福祉計画に基づき、2005年からコミュニティソーシャルワーカー：CSW（豊中市社会福祉協議会）を配置して、社会的孤立の問題の対応や地域や家族のつながりを再構築するセーフティネットづくりに取り組んでいます。



▲地域の人とごみ屋敷に対応するCSW

2 「福祉なんでも相談窓口」及び「地域福祉ネットワーク会議」の設置

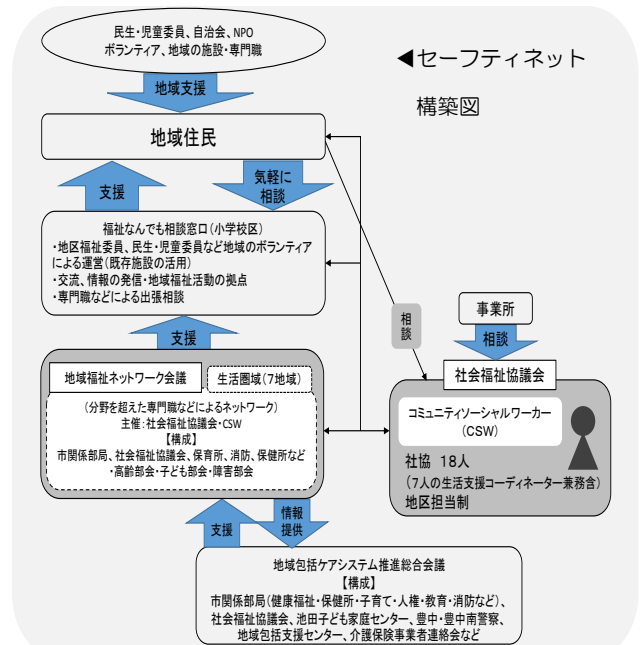
7つの日常生活圏域（地域包括支援センターと同一）にCSWを配置するとともに、①小学校区単位に地域福祉の拠点を確保し、そこに「福祉なんでも相談窓口」を設置、②顔の見える関係づくりの場として「地域福祉ネットワーク会議」の開催等を行いました。

これらの取組で、従来の縦割りの中では解決できない「制度の狭間」の課題が次々と持ち込まれるようになり、今まで地域で把握ができなかった精神障害者やホームレス、虐待やごみ屋敷、ひきこもりなど社会的援護を要する人々への支援について直面することになりました。

3 行政や関係機関で構成される「地域包括ケアシステム推進総合会議」による支援・政策実現

「福祉なんでも相談窓口」は、民生委員・児童委員及び研修を受けた校区福祉委員会のボランティアで運営されています。対応が困難な場合には、社会福祉協議会に配置されたCSWが支援しています。さらに、CSWでも解決されない課題は、行政や関係機関で構成された地域包括ケアシステム推進総合会議に情報提供し、プロジェクト会議を立ち上げて問題の解決を目指します。

福祉ゴミ処理プロジェクトや悪質リフォーム対策会議、徘徊SOSメールプロジェクト、ケアマネジャーと地域福祉活動連携のためのガイドラインづくりなど、さまざまな連携や事業を開発し、支援を行っています。



【事例】 若年性認知症の母親を介護する若い介護者の支援から、政策を実現した事例。

若年性認知症の母親を介護している20代の娘から、「若いため高齢者サービスの利用につながらない、徘徊で困っている」という相談が入る。

徘徊により年中行方不明になるケースもあることが警察などに問い合わせた。

《個別支援》
 ①校区福祉委員会が実施するミニデイサービスにボランティアとして参加、孫にも赤ちゃんボランティアとして参加してもらい、その間娘には買い物などに出来るように支援に結び付けた。
 ②娘と同じ年代の若い介護者対象に「若い介護者の集い」を開催し、育児と介護で孤立していた状況から仲間づくりを行った。

《政策実現》
 ③市の会議へ提案し、携帯電話による「徘徊SOSメールプロジェクト」を立ち上げ、警察、消防、高齢介護課（当時）、地域包括支援センター、介護者の会、介護保険事業者連絡会等に参画してもらい、徘徊者の家族からの情報をもとに捜査協力のメール配信が出来る仕組みを開発

2 市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター等の

機能強化（身近な地域で地域生活課題を受け止める場）

現状と課題

- 地域住民ボランティア、市町村社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、地域子育て支援拠点（地域子育て支援センター）、利用者支援事業⁶の実施事業所、社会福祉法人、NPO法人等は、現在それぞれの専門性や強みを生かして、地域生活課題の把握をしています。
- 社会福祉法の一部改正（平成30年4月1日施行）により、住民に身近な圏域の中で、住民が直面している、あるいは住民が気付いている課題に対して、「複合課題丸ごと」、「世帯丸ごと」、相談する先が分からない課題でも「とりあえず丸ごと」受け止める場が必要とされました。（3～5頁参照）
- そのため、上記の相談機関等は地域生活課題を「丸ごと」受け止める場としての役割が期待されています。

例えば、本人と親が高齢化し、適切なサービスや支援につながらないまま孤立してしまう「8050問題」などにおいて、地域包括支援センターが「80」の問題だけでなく、「50」の問題についても相談を受け止め、適切な相談機関・関係機関につなぐことが期待されます。
- 特に、地域福祉に関わりの深い相談機関である市町村社会福祉協議会・地区社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、地域子育て支援拠点など各福祉制度に基づく相談機関の役割は重要です。

⁶ 子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業。実施主体は市町村

市町村・地域での取組の方向性

■ 市町村社会福祉協議会

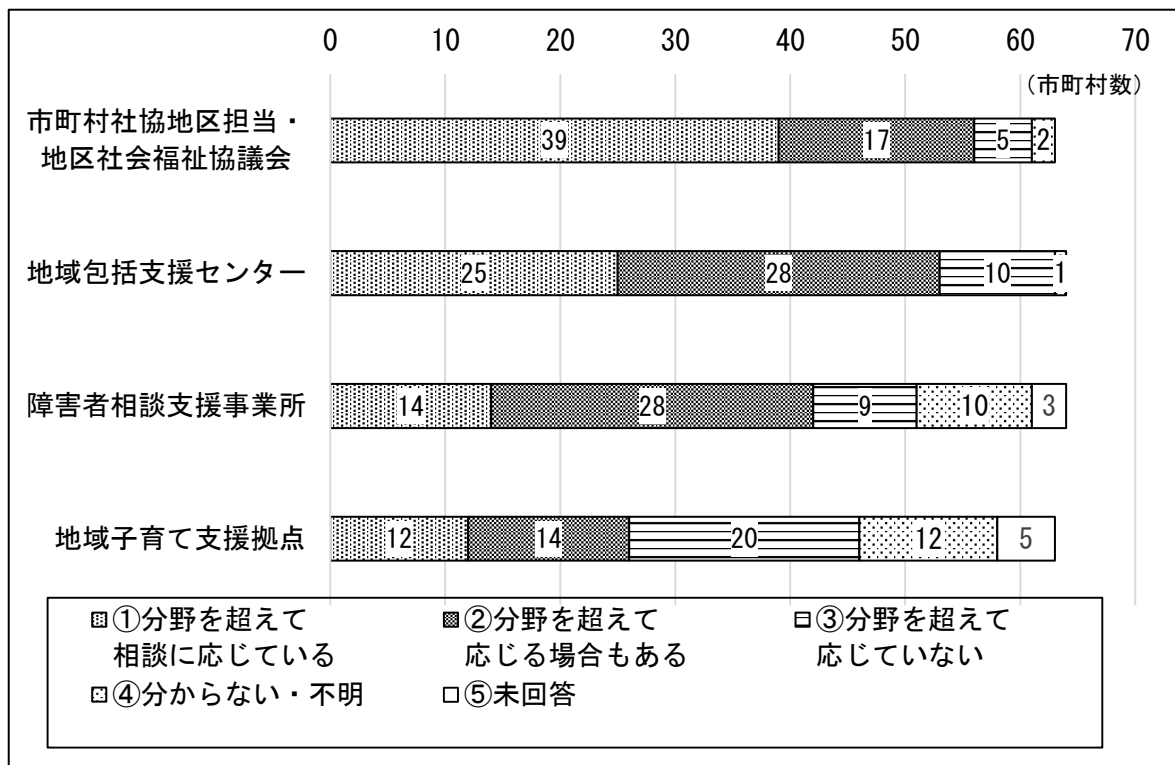
- 市町村社会福祉協議会は、市町村及び地域住民にとって身近な相談機関であり、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体です。
- 各種相談援助事業をはじめ、小地域活動・福祉活動支援、事業者等のネットワーク化、ボランティア・NPO・市民活動支援、共同募金への協力など、地域福祉の推進に取り組んでいます。その長年にわたる活動実績を生かして、地域生活課題を「丸ごと」受け止める場として、中心的な役割が期待されます。
- 地域生活課題にきめ細かく対応するには、特に地区担当、地区社会福祉協議会の役割が重要になります。

地域における社会資源の創設や地域のNPO・ボランティア団体の支援及び連携について、その機能を発揮していくことが今まで以上に期待されます。

■ 地域包括支援センター・障害者相談支援事業所・地域子育て支援拠点

- 地域包括支援センター、障害者相談支援事業所及び地域子育て支援拠点は、それぞれ高齢者・障害者・子育ての相談機関です。それぞれの分野で専門的な立場から相談に対応していますが、分野を超えて、複合課題の相談に応じている状況があります。

図 36 相談機関における複合課題の対応状況



注) 地域包括支援センター及び障害者相談支援事業所は、同一市町村内において対応状況が異なる場合があるため、合計が63にならない。(地域包括支援センターにおいて「①分野を超えて相談に応じている」センターと、「②分野を超えて応じている場合もある」センターがあるなど)〔県福祉政策課調べ〕

- 特に地域包括支援センターは、所管する高齢者分野以外の相談に対応している状況があります。今後は急増する高齢者への対応で厳しくなることも予想されますが、地域生活課題を丸ごと受け止める機関として、概ね中学校区単位で専門職が配置されている地域包括支援センターの役割は重要であり、その機能を強化する必要があります。
- また、障害者相談支援事業所、地域子育て支援拠点についても、所管する分野以外の相談にも対応している状況があります。専門職等を配置している相談機関として、将来的には地域生活課題を丸ごと受け止める場としての機能が期待されます。
- 地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、地域子育て支援拠点などの相談機関が、それぞれの所管する分野の相談体制を強化するとともに、複合課題の対応に関する能力を向上させることが望まれます。

県の主な取組・支援

- 市町村及び市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、地域子育て支援拠点等相談機関の職員に対し、複合課題の対応や、地域の社会資源のネットワークを構築し、コーディネートする能力を高める研修を実施します。〔福祉政策課〕
- 市町村社会福祉協議会とともに地域づくりを進める埼玉県社会福祉協議会と十分な連携を図ります。〔社会福祉課〕
- 地域包括支援センター及び市町村担当職員に対し、地域包括支援センター機能強化のための研修を実施します。〔地域包括ケア課〕
- 障害者等のケアマネジメントを担う相談支援事業者を養成するための研修を行います。〔障害者支援課〕
- 市町村からの要請に基づきアドバイザーを派遣し、市町村自立支援協議会の運営方法や地域で対応困難な事例に対する助言・指導を行います。〔障害者支援課〕

一 地域包括支援センターが中心となって
地域で抱える課題に対応するネットワークづくり 一

埼玉県川越市
川越市地域包括支援センターかすみ まるごとネット

1 まるごとネットとは

川越市霞ヶ関地区では、関係機関や団体等と協力し、地域で抱える課題を話し合い検討するため、「川越市地域包括支援センターかすみ」が主催する「まるごとネット」という場が設置されています。

【まるごとネット】圏域レベルの地域ケア会議としての位置付け
開始年度：平成18年度（地域包括支援センターの設置とともに開始）
開催頻度：隔月開催
参加者：民生委員・児童委員、ケアマネジャー、サービス提供事業所
社会福祉協議会、医療機関、高齢者施設、行政（高齢者担当課・地域福祉担当課）、障がい者相談支援センター、ボランティア

2 活動内容

(1)自治会との連携による地域課題の解決

川越市地域包括支援センターかすみは、高齢者の相談機関であるため、地域と高齢者を取り巻く様々な課題について、関係機関と地域課題を共有し、検討を重ね、協働をしてきました。

平成26年には担当地域内で、高齢化率44%に上る自治会と膝を突き合わせて地域の課題を考える必要性を感じ、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア協働でアンケートを実施しました。

その結果、多くの高齢者にとって買い物が困難となっている現状がみえてきました。

話し合いの結果、医療法人の通所の送迎車の空き時間を活用して、買い物支援バスの運行を週2回行うことができました。また、地域の課題にあがった認知症の方への支援に取り組むボランティアを養成するための研修や、ボランティアのフォローアップなど住民主体の地域づくりに大きな成果を上げています。

(2)複合課題への対応

川越市地域包括支援センターかすみに寄せられる相談には、高齢者に関する相談だけでなく、障害者に関する案件や世帯全体で丸ごと検討する必要のある案件も多くあります。そのため、まるごとネットを高齢者だけでなく、障害者・児童・生活困窮者など他の福祉課題も世帯丸ごと支援の目が届くよう、諸制度をフル活用しネットワークで対応しています。

平成28年度：同居していても孤立を感じる高齢者と若い世代の交流

【キーワード】孤立する高齢者・相談窓口の周知・高齢者の役割喪失

高齢者単独世帯や高齢者のみの世帯には比較的地域の見守りの目も入りやすいが、同居家族がいる場合は、逆に高齢者の変化に気が付きにくく、課題が生じて後手に回ることが多い。

一方、若い世代が、地域に関心が低いことも課題でした。

そこで、若い世代にも相談窓口を周知することと、高齢者が地域の中で活躍する場として、若い世代に料理を教える場を設けました。

【効果】

①高齢者と30代～40代の世代間交流②高齢者自身が企画することで地域での役割の創出③日常的な支え・支えられる機能の充実



平成29年度：「我が事・丸ごと」の確認

【キーワード】制度の縦割りをなくした、地域課題の早期発見

社会福祉法の一部改正を契機とし、我が事・丸ごとの地域づくりに向けて、まるごとネットにおいても、地域の高齢者問題だけでなく、地域福祉の視点を持てるよう「障害者・児童・生活困窮者」など学びの年とした。

【効果】

①知識習得によるニーズキャッチできる目を増やす②早期発見・早期対応③新たな課題の発掘

3 地域生活課題を受け止める人材の育成・支援

(地域生活課題を解決するための人材づくり)

現状と課題

- 地域生活課題を抱えている人々の中には、自分自身の課題に気付いていない、あるいは自ら助けを求めることができない状態にある場合があります。このような人々の把握には、地域住民など身近な人々の果たす役割が大きいといえます。
- しかし、実際に地域住民が地域生活課題を抱える住民に接触し、話を聞いたりすることは難しいことです。むしろ、身近な地域だからこそ、あまり関わりたくないと考える地域住民も多いと思われる。
- そこで、地域住民が自ら地域生活課題の解決を試みるようにサポートを行う、コミュニティソーシャルワーク⁷（地域援助技術）の知識・視点をもつ専門職が「住民に身近な地域」に存在していることが必要です。
- そのため、地域住民が主体的に地域生活課題を把握し解決するための素地をつくるコミュニティソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーターなどともいう。）、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）（以上4頁参照）、自立相談支援機関の主任相談支援員等（以下「地域のコーディネーター」という。）の育成・支援が重要となります。
- 市町村社会福祉協議会にコミュニティソーシャルワーカーを配置している事例もあります。また、地域包括支援センターの職員である主任介護支援専門員の講習（県実施）にコミュニティソーシャルワークの講座が設けられています。

⁷ 公的福祉サービスと地域における支え合いの取組とを組み合わせることで最適な支援を提供するという機能のこと

市町村・地域での取組の方向性

- 地域のコーディネーターが地域住民に働き掛けをすることで、地域の中で「困っている人」、「深刻な状況にある人」が把握された場合、見て見ぬふりや誰かに任せようと思うのではなく、「自分たちで何かできないか」と思える意識が、地域住民の中に醸成されていくことが期待されます。
- そして、地域住民が地域生活課題に気づき、地域で社会的孤立に陥っている人や制度につながらない人を支援につなげることが望まれます。
そこで、地域住民に働き掛け、地域生活課題を受け止めるコミュニティソーシャルワークの知識・視点を持つ地域のコーディネーターを増やすことが望まれます。
- また、市町村は地域のコーディネーターを育成し、その活動を支援する必要があります。例えば、地域のコーディネーターが、民生委員・児童委員、自治会長、ボランティア等と連携して取り組める環境づくりを進めることが必要です。
- さらに、今後は障害者相談支援事業所、地域子育て支援拠点や社会福祉法人、NPO法人などにおいても、直接担当している分野だけでなく、相談を「丸ごと」受け止めることが期待されていることから、埼玉県社会福祉協議会が実施しているコミュニティソーシャルワーク実践者養成研修等への参加を促す必要があります。
- 地域のコーディネーターは、アウトリーチにより地域住民に働き掛け、関係者等と信頼関係を結ぶことが大切です。
- 一方、地域のコーディネーターが乱立し、同じようなことをそれぞれが取り組み、連携が取れない場合も想定されます。
地域のコーディネーターが地域福祉、高齢者、生活困窮等それぞれの目的により配置されていることは良いことです。しかし、市町村が、それぞれの活動を連携させ、調整することも必要です。

県の主な取組・支援

- 市町村及び市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、地域子育て支援拠点等相談機関の職員及び地域のコーディネーターに対し、複合課題の対応や、地域の社会資源のネットワークを構築しコーディネートする能力を高める研修を実施します。
〔福祉政策課〕【再掲】

- 生活支援コーディネーターや市町村担当職員に対し、合同の研修や連絡会（意見交換会）を実施します。
〔地域包括ケア課〕

- 生活支援体制を構築するため、生活支援アドバイザーの配置や生活支援コーディネーター養成研修、生活支援コーディネーター連絡会議等を開催します。
〔地域包括ケア課〕

一 市町村社会福祉協議会におけるコミュニティソーシャルワークの実践 市と協働した多職種連携の仕組みづくり 一

埼玉県久喜市
久喜市社会福祉協議会

1 久喜市社会福祉協議会におけるコミュニティソーシャルワーカーとは

久喜市社会福祉協議会では、コミュニティソーシャルワーカー（以下、「CSW」とする。）を平成29年10月現在市内に13名配置しています。

久喜市社会福祉協議会のCSWは、行政や関係機関等と連携を図りながら、公的福祉サービスや住民・ボランティア団体による地域の支え合い活動を調整して支援を必要とする人に結びつけています。また、地域での居場所づくりや見守り体制づくりにも取り組むなど、地域福祉のコーディネーターとして活動しています。

2 多職種連携の取組

地域福祉のコーディネーターとして活動するためには、市内の行政関係者、保健福祉の専門職等の顔が見える関係を作ることが必要です。

そこで久喜市社会福祉協議会は、独自でCSW実践者養成研修を実施してきました。研修後には常に関係を深められるよう、自主的な集まりの「CSW学習会」を年3回開催し、情報交換を継続して行っています。また、久喜市社会福祉協議会内では連絡会を定期的に開催し、地域アセスメントの実施結果の情報交換や、地域情報の共有を図っています。

【久喜市社会福祉協議会 CSW実践者養成研修】(H22年度～)

市社会福祉協議会が発信することで、専門職、行政職員の顔が見える関係が進んだ。さらに、住民の相談を受け、すぐに連携し、相談できるつながりが築けた。
⇒CSW配置に向け、基盤ができた。



【久喜市社会福祉協議会 CSW配置】(H25年度～)

本所では地域支援係として、地域づくり担当（CSW）と市社会福祉協議会が受託している地域包括支援センター担当が一体的に動けるような部署にし、包括職員もCSWとして任命。また、各地域福祉センター（3か所）にもCSWを配置した。



▲CSW実践者養成研修

◇CSWの活動

- ・ 耕す（様々な機関や人に必要性を知ってもらう。）
- ・ 種をまく（支援を必要とする人、支える力がある人の発掘。お互いさまの意識を向上させる。）
- ・ 育てる（職員の意識改革。住民の力を引き出す。）
- ・ 刈り取る（住民とともに支援策を検討する。住民のつながりを断ち切らない支援。もてる力を引き出す支援。）
- ・ 分かち合う（CSW同士・社会福祉協議会職員全体・住民とともに「できない」をできるようにしていく。）
- ・ つながりができる

3 複合課題への対応

受け止めができる相談窓口（福祉なんでも相談等）の強化と並行して、市社会福祉協議会内で縦割りをなくし、複合課題に対応するための、合同ケースカンファレンスを定期的で開催してきました。平成29年3月には、その内容をまとめた「CSW実践事例集」を作成しました。

【具体的事例】～多くの課題を抱える3世代家族への支援～

近所から「夜中に怒鳴り声が聞こえる」と市社会福祉協議会に相談があった。確認すると、毎月緊急一時貸付への相談がある利用者（父）の世帯と分かった。この世帯は娘や孫たちも、ひきこもりや不登校、借金などの問題を抱えていた。

CSWとしては、資金貸付の関わりから問題点等を確認し、社協内連携や民生委員・行政等関係機関との連携を図った。

金銭管理の支援、子供達への寄り添い支援など、家族を分断せず丸ごと支援した。その結果、地域の方々を巻き込んだ見守り体制を構築することができた。

川越市、所沢市、飯能市等の市町村社会福祉協議会でもCSWの配置が進んでいます！

4 権利擁護体制の充実

現状と課題

■ 児童、高齢者、障害者の虐待防止対策の強化

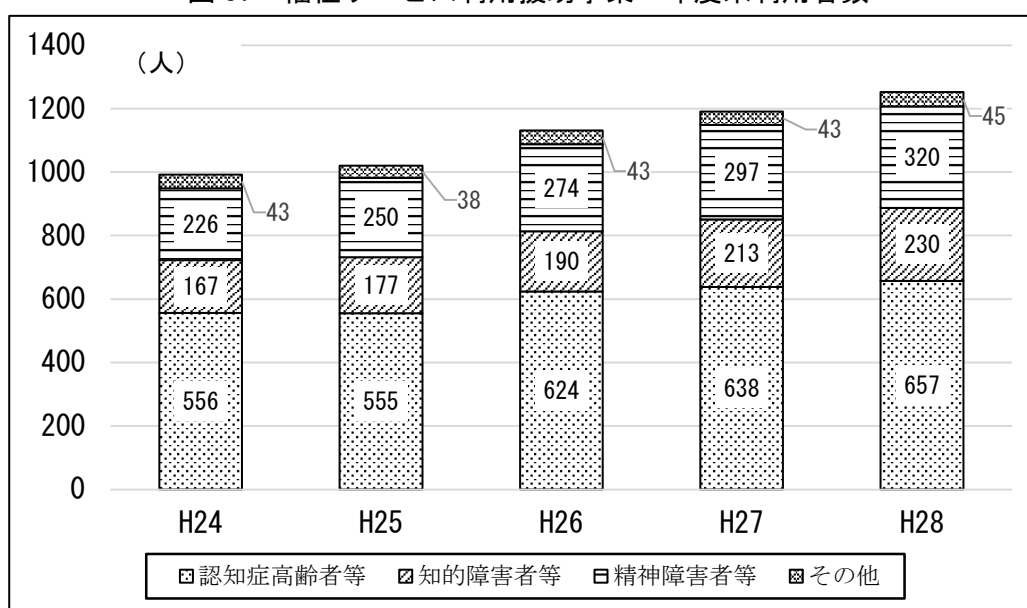
- 児童、高齢者、障害者に対する虐待が後を絶たない状況にあり、家族や施設職員による暴行やネグレクト、性的虐待など、様々な形態の虐待が発生しています。
- これらの虐待は、家庭や施設など閉鎖的空間で行われていることが多いことから虐待に気づきにくく、深刻になる場合もあります。
- 児童、高齢者、障害者に対応した虐待を防止する法律が施行され、市町村等関係機関は虐待の早期発見・早期支援や連携体制の整備を進めてきました。
- しかし、県内の虐待件数はいずれも増加傾向にあり、更なる対策が必要な状況です。
- そこで本県では、虐待の防止等に関する施策についての基本となる事項を定めることにより、虐待に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「埼玉県虐待禁止条例」が議員提案により平成29年7月に制定されました。（平成30年4月1日施行）
- また、虐待をしてしまうおそれのある養育者・養護者に対する支援も重要な課題です。

■ 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の活用

- 本県は今後、高齢者人口の急速な増加が見込まれます。
認知症の高齢者などは、相続などの際に財産の権利を侵害されるなどの可能性があり、こうした権利侵害の問題に対応するため、一人ひとりが尊重され安心して暮らせる権利擁護の仕組みを充実する必要があります。

- このため、埼玉県社会福祉協議会は、市町村社会福祉協議会に委託して「福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）」を実施しています。この事業は、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理など、高齢者や障害者の日常生活を支援するものです。
- 生活支援員等による見守りを行うなど、本人に寄り添った支援が可能となっていますが、事業への理解・周知や支援体制の不足により、高齢者数の増加に比較し利用件数の増加が少ない状況にあります。

図 37 福祉サービス利用援助事業 年度末利用者数



[埼玉県社会福祉協議会調べ]

市町村・地域での取組の方向性

- 虐待の深刻化を防ぐためには、早期発見・早期支援が重要となります。そのためには県と市町村との連携強化はもとより、関係機関と実効性あるネットワークを形成し、情報の共有を着実に図る必要があります。
- 地域の見守りにより、虐待の兆候を早期発見し、支援に結びつけるとともに、緊急時には即座に市町村、児童相談所、警察等の専門機関による迅速な対応が不可欠です。
- また、住民に近い行政機関である市町村が虐待に適切に対応するために、相談に対応する体制の整備・虐待対応職員の専門性の確保が必要となります。
- 児童虐待に関しては、児童福祉法により、市町村に要保護児童対策地域協議会の設置が努力義務とされています。要保護児童対策地域協議会には、児童虐待への対応等に関する研修を受講した専門職の配置が義務付けられ、地域で虐待防止に取り組む体制がとられています。
- 高齢者及び障害者虐待についても、市町村の虐待対応職員及び地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等の相談機関の職員が、県が実施する研修に参加することなどにより、専門性を向上させる必要があります。
- また、認知症や知的・精神障害などで判断能力の十分でない人が、不利益を被ることなく安心して地域で暮らせるために、市町村においても、権利擁護に関する相談事業、成年後見等に関する体制づくりの一環となる権利擁護（成年後見）センターの整備及び機能の強化を図ることが望まれます。

- 日常生活や社会生活等において障害者の意思が適切に反映されるよう、障害福祉サービスの提供に関わる主体等が、障害者の意思決定の重要性を認識し、必要な対応を実施できるよう取り組む必要があります。
- さらに、市町村は認知症の高齢者や障害者の自立した地域生活と権利擁護を図るため、「福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）」への理解・周知を図るとともに、支援体制を充実させる必要があります。
 当事業の推進に当たっては、成年後見制度と連携した支援、成年後見制度への円滑な移行を進める必要があります。

県の主な取組・支援

■ 児童・高齢者・障害者の虐待防止対策の強化

- 埼玉県虐待禁止条例に基づき、児童等に対する虐待の禁止・虐待の予防及び早期発見などについて、市町村・関係団体と連携し、虐待防止等の取組、啓発活動、通告・通報・届出及び相談環境の整備、情報の共有、養護者に対する支援、人材の育成、虐待に係る検証などに取り組みます。〔福祉政策課他関係課〕
- 虐待を受けた児童及びその保護者への心のケア、法的対応の強化、家庭的養護の推進、一時保護所入所児童への学習支援、児童虐待防止に係る啓発等を行い、児童虐待に対する総合的な施策を展開します。〔こども安全課〕
- 市町村職員に対する研修などにより、児童虐待の早期発見及び早期対応の強化を図ります。また、児童相談所〇Bを市町村に派遣し、市町村における児童虐待対応を支援します。〔こども安全課〕
- 休日・夜間等に対応できる児童虐待専用の電話通告窓口を設置し、24時間365日虐待通告に対応できる体制をとります。また医療分野での児童虐待に関する理解を深めるとともに、早期相談、通告体制の整備を図ります。〔こども安全課〕

- 妊娠・出産・育児の様々な相談にワンストップで応じ、切れ目のない支援体制を担う「子育て世代包括支援センター」を支援します。
〔健康長寿課〕
- 育児不安の軽減や支援が必要な家庭を把握するため、生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問する市町村を支援します。
〔健康長寿課〕
- 高齢者虐待に対応する専門職員を養成し、市町村の虐待対応力の向上を図るために、高齢者虐待対応専門員養成研修等を実施します。
〔地域包括ケア課〕
- 障害者虐待の防止や早期発見、虐待発生時に迅速な対応を図るために、障害福祉サービス事業所等の管理者・従事者や市町村等の通報窓口職員に対して障害者虐待防止・権利擁護研修を実施し、これら職員の資質向上を図ります。
〔障害者支援課〕
- 障害者権利擁護センターを運営し、就労現場における障害者虐待に係る通報の受理や、虐待を受けた障害者への支援に関する相談などを行います。
〔障害者支援課〕
- 認知症高齢者及び知的障害者等の権利擁護や権利行使に関する支援を行う権利擁護センターの運営を支援します。
〔地域包括ケア課〕〔障害者福祉推進課〕

■ 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の活用

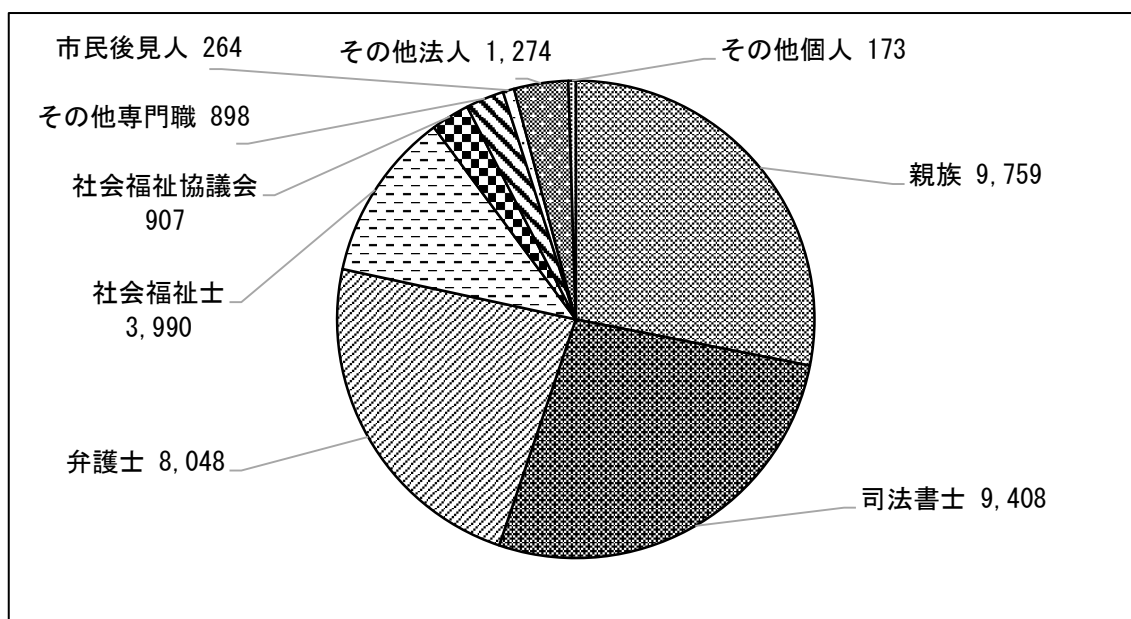
- 認知症などで判断能力が不十分な人の様々な手続に関する代行や日常的な金銭管理などを行う福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）の活用を促進します。
〔地域包括ケア課〕

5 市民後見・法人後見の推進

現状と課題

- 成年後見制度とは、認知症、知的障害や精神障害により判断能力が不十分になった成年の方々を援助する人を家庭裁判所が選任し、法律的に保護する制度です。
成年後見制度は、判断能力が不十分な方が地域で尊厳をもって生活するための重要な役割を担っています。
- 特に本県は高齢者の急増に伴い、認知症高齢者の急増が見込まれます。高齢者等の権利を守るためには、成年後見制度の利用促進が重要です。しかし、その利用者数は認知症の高齢者等の数と比較して著しく少ない状況にあります。
- 成年後見制度の利用が低迷している理由は、親族よりも法律専門職等の第三者が後見人に選任されることが多くなっていることから、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用がなされているケースがあること、後見人を支援する体制が不十分であることなどにより、成年後見制度の利用者が利用のメリットを実感できないという指摘がされています。

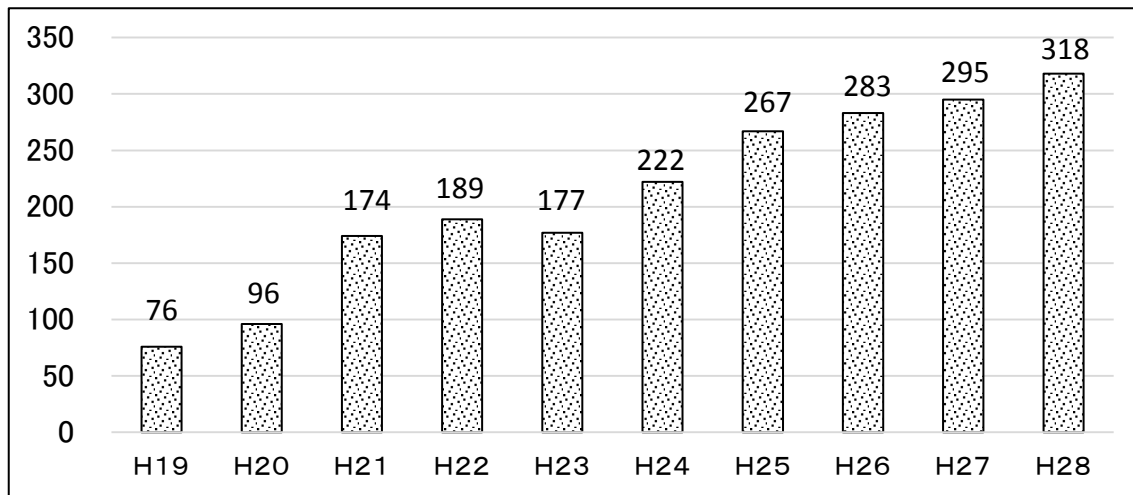
図 38 成年後見人等と本人との関係別件数（全国）



〔成年後見関係事件の概況－平成28年1月～12月－（最高裁判所事務総局家庭局）を基に作成〕

- 一方、市町村長による成年後見等⁸の申立て件数は増加傾向にあります。市町村長が成年後見等を申立てるケースは親族による申立てが期待できない場合であり、今後も市町村長申立ての増加が見込まれます。

図 39 本県における成年後見関係事件の市町村長申立て件数



〔成年後見関係事件の概況（最高裁判所事務総局家庭局）を基に作成〕

- 現状では親族が成年後見人等になる割合は3割以下となっています。今後も親族による成年後見等の困難な者が増加すると見込まれる中、介護サービス利用契約の支援などを中心に、成年後見等の担い手として市民の役割が強まると考えられます。

そこで、市町村及び市町村社会福祉協議会が地域住民の中から市民後見人を育成・支援するとともに、法人後見（社会福祉法人やNPOなどの法人が成年後見人等になること）の担い手を育成することなどにより、成年後見等の担い手を確保する必要があります。

- 成年後見制度の利用を促進するため、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成28年5月に施行されました。同法第23条第1項において、市町村は成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下、「市町村成年後見制度利用促進基本計画」とする。）を定めるよう努めることとされ、市町村は総合的かつ計画的に施策を推進する必要があります。

⁸ 「成年後見」・「保佐」・「補助」がある。

「成年後見」は判断能力が欠けているのが通常の状態の方、「保佐」は判断能力が著しく不十分な方、「補助」は判断能力が不十分な方が対象。

市町村・地域での取組の方向性

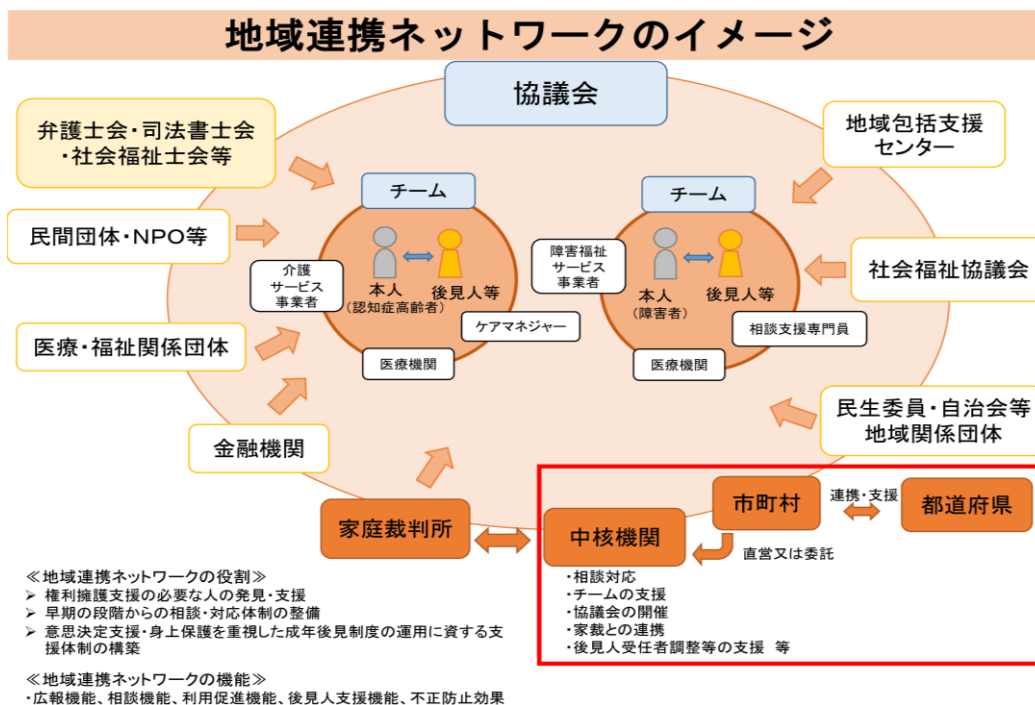
- 地域において、権利擁護に関する支援の必要な人（財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人など）の発見に努め、速やかに必要な支援に結び付ける必要があります。

- そのためには、権利擁護・成年後見制度の利用について住民が身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制整備をする必要があります。
そこで、権利擁護の中核機関として権利擁護（成年後見）センターの整備の推進及び機能の強化が望まれます。

- また、本人を後見人等と共に支えるため、後見等開始前には本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれらに後見人が加わる形で「チーム」としてかかわる体制づくりを進め、日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握することが望まれます。

- さらに、個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する体制を構築する必要があります。

- そのため、法律・福祉の専門職団体や関係機関の協力・連携強化を協議する協議会等を設置し、個別の協力活動の実施・ケース会議の開催や、多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを行う「地域連携ネットワーク」の構築に取り組む必要があります。



〔出典：内閣府「成年後見制度利用促進基本計画に盛り込むべき事項についての成年後見制度利用促進委員会の意見について（平成29年1月13日）」の資料より抜粋〕

- 市町村は市町村長申立ての増加に備え、担当者に負担がかからないよう、組織として体制を整えることが望めます。
- 市民後見人の育成については、21市町村で市町村社会福祉協議会等への委託などにより取り組んでいます。
市民後見人研修の修了者に、福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）の生活支援員や法人後見業務などで実務経験を重ねる取組などが有効です。
- 法人後見の担い手としては、市町村社会福祉協議会や社会福祉士会が主な担い手ですが、市民後見人養成研修修了者等が中心となって組織されるNPOも、その役割が期待されます。
- 市町村成年後見制度利用促進基本計画の策定は努力義務ですが、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、地域福祉計画と連動した市町村成年後見制度利用促進基本計画の策定が望めます。

県の主な取組・支援

- 認知症高齢者及び知的障害者等の権利擁護や権利行使に関する支援を行う権利擁護センターの運営を支援します。
〔地域包括ケア課〕【再掲】
- 関係機関との情報交換や意見交換、具体的取組方策を検討する会議、市町村の取組を支援するための研修などを実施することにより、成年後見制度の推進を図ります。
〔地域包括ケア課〕
- 市町村が市民後見人を確保できる体制を整備・強化し、地域での市民後見人活動を推進する取組を支援します。
〔地域包括ケア課〕
- 知的又は精神障害者の成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図る市町村に対し、補助を行います。
〔障害者支援課〕
- 未成年後見人の報酬、未成年後見人及び被後見人の損害賠償保険料を補助します。
〔こども安全課〕
- 市町村成年後見制度利用促進基本計画を策定する市町村に対し、計画策定に関する支援を行います。
〔地域包括ケア課〕

第6章 地域づくり

1 地域福祉の場・拠点づくりの促進

現状と課題

- 地域住民が地域生活課題を早期に発見するためには、課題を抱える人だけでなく、誰もが世間話をしたり、気軽に立ち寄ることができる居場所や、地域住民や専門職が話し合ったり、それを通じて新たな活動が生まれることが期待できる相談や交流の場など、地域福祉の場・拠点を設けることが重要です。
- 全国社会福祉協議会が平成6年に提唱した活動である「ふれあい・いきいきサロン」はその代表例と言えます。
高齢者や障害者、子育て中の親子だけでなく、誰もが楽しく気軽に参加できる地域の居場所となっており、埼玉県では2,886か所(平成29年4月現在：埼玉県社会福祉協議会調べ)あります。
- また、常設の施設として地域福祉の場・拠点を設置している市町村は48%、高齢者サロンや子育てサロンなど居場所づくり事業を実施している市町村は89%となっています(県福祉政策課調べ)。
子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場である地域子育て支援拠点は、全市町村に設置され県内553か所(平成29年3月末現在)となっています。
- さらに、NPOやボランティア団体などにより、地域で様々な地域福祉の場・拠点づくりが進められています。

(例)・支援を必要とする子供たちの居場所を設け、食事の提供などを行う「子ども食堂」

- ・介護予防活動を通じた居場所づくり
- ・認知症高齢者とその家族が専門職や地域の住民と交流する場である「認知症(オレンジ)カフェ」
- ・孤独になりがちな介護者を支える「ケアラズカフェ」
- ・障害者がつくったパンやクッキーなどを提供する就労支援施設に併設されているカフェ

市町村・地域での取組の方向性

- 居場所や相談・交流の場など、多様な機能を持つ地域福祉の場・拠点は、身近に知り合いや頼れる人がいない住民の方々にとって、閉じこもりの防止や孤立の防止に貢献しています。
また、地域の様々な方が関わることで、多世代交流の場となっています。
- そのため、市町村及び市町村社会福祉協議会は自ら地域福祉の場・拠点を運営するとともに、民間の地域福祉の場・拠点づくりを支援する必要があります。
- 地域福祉の場・拠点で活動を始めたいと考えている方や団体に対し、埼玉県社会福祉協議会が作成したサロンスタートブックなどを用いて、運営のポイントやリスクマネジメントなどの相談や説明を行うことも有効です。
- また、地域福祉の場・拠点を運営している団体同士で良い取組や失敗談などを話し合う情報交換会などを、市町村及び市町村社会福祉協議会がコーディネートすることも必要です。
- さらに、地域福祉の場・拠点を「見える化」することも必要です。
地域で活動者の報告会を行う等により、活動を「見える化」すると、そこにまた新しい活動者が集まるなど好循環が期待できます。
- 地域福祉の場・拠点での活動は、一見「支える側」と「受ける側」に立場が分かれているように見えるかもしれませんが、「支える側」・「受ける側」という立場を超え、お互いに得るものも多いはずです。
- 一方、近くにそうした場所があっても、来られない人・来たくない人もいます。しかし、地域福祉の場・拠点があるからこそ、そうした事情の方がいるということに気付くことができるのです。
そのような意味で、地域福祉の場・拠点は、地域の様々な人が関わることにより地域生活課題について気付き、学習する場と言えます。

- 子ども食堂の広がりや、認知症（オレンジ）カフェの立ち上げ・運営など、地域福祉の場・拠点の活動が盛り上がりを見せている中で、空き家や空き店舗の活用、企業や社会福祉法人等との連携なども視野に入れ、市町村及び市町村社会福祉協議会がその活動を支援することが、今まで以上に求められます。

県の主な取組・支援

- 共に支え合う社会づくりのために、地域における先駆的な取組や地域福祉事業の立ち上げ等を行うNPOやボランティア団体等を支援します。〔福祉政策課〕
- 子ども食堂など子供の居場所づくりに取り組む団体と、そうした団体を支援するフードバンクや企業などとのネットワークが構築できるよう支援します。〔少子政策課〕
- 住民主体の通いの場づくりの促進や多くの高齢者が参加できる取組事例の紹介など、市町村が実施する介護予防事業の取組を支援します。〔地域包括ケア課〕
- 養成された認知症サポーターに対して研修を実施し、地域で認知症の人に直接的な支援を行うための体制を構築します。〔地域包括ケア課〕
- 若年性認知症支援コーディネーター及び若年性認知症専門相談の窓口の設置により、若年性認知症の方とその家族に対する居場所づくりを行います。〔地域包括ケア課〕
- 地域包括支援センター職員に対し、介護者からの相談に対応するための研修を実施します。〔地域包括ケア課〕

- 高次脳機能障害⁹とその家族に対する地域での支援を充実するため、医療、福祉、介護などの支援に関わる職員に対する研修やピア・カウンセリング¹⁰などを実施します。〔障害者福祉推進課〕
- 障害者の自立と社会参加を進めるため、障害や障害者について理解を促す啓発を行います。また、障害者の社会参加に必要な各種事業等を実施する市町村を支援します。〔障害者福祉推進課〕



認知症カフェの開催の様子（認知症の人と家族を支える会埼玉支部より提供）

数値目標

認知症カフェの設置市町村数

53市町



全市町村

（平成28年度末）

（平成32年度末）

⁹ 事故や病気などで脳に損傷を受けた後、記憶力や注意力の低下などの症状が現れ、日常生活や社会生活に支障が出る障害のこと。症状は損傷を受けた脳の部分や範囲によって異なり、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などがある。

¹⁰ カウンセリング技術を身につけた障害者が、自らの体験に基づいて、他の障害者の相談支援に当たり、問題解決のための助言を行うこと

一子育てママの交流の場づくりと、 中学生と赤ちゃん・お母さんとの交流事業による学びの場の提供 一

埼玉県久喜市
子育てネットワーク・ハッピー！

1 活動のきっかけ

子育て中の母親の中には、近所に親類や友達がないなど、地域から孤立して子育てをしている人もいます。子育てネットワーク・ハッピー！の活動者たちは、そうした経験を持っていたため、ママたちの交流を図るための取組（子育てサークル）を始めました。

その後、「ふれあい・いきいきサロン」の立ち上げを進めていた鷲宮町社会福祉協議会（当時）と協力し、子育てサークルのメンバーだけでなく、子育て中のママであれば誰でも参加できる「赤ちゃんサロン」を開始しました。

2 活動内容

(1) 赤ちゃんサロンの開催

毎月1回、10時30分に集合し、名札を配り、参加者が自己紹介をします。スタッフがテーマを提案し、グループトークなどを開催します。

発足年度	平成15年6月
開催頻度	月1回
開催時間	10:30~11:30
場 所	鷲宮東コミュニティセンター

毎回、久喜市社会福祉協議会の協力を得て、社協だより等で参加者を募集し、多くのママたちが参加しています。

半年間全6回を1クールとして開催し、サロンでできたつながりを大切にしながら、困ったときに気軽に相談できる仲間づくりを進めています。

若いお母さんのなかには、最近引っ越されてきた方など、地域のことを何も知らない場合もあります。赤ちゃんサロンに来て初めて、同じマンションの同じ階のママに知り合う場合もあります。赤ちゃんサロンが友達づくりの場になり、地域から孤立した子育ての解消に貢献しています。



(2) 赤ちゃんとお母さんが中学校を訪問する交流事業（特別授業）

子育て支援ネットワーク・ハッピー！では2011年から50組のお母さんと赤ちゃんを募集し、赤ちゃんとお母さんが市内の中学校を訪問する交流事業（特別授業）を実施しています。

50組の赤ちゃんとお母さんを募集することはなかなか大変で、学校側との調整にも時間がかかりますが、久喜市の子育て支援課などの御協力を得て実施しています。

中学生と赤ちゃん・お母さんの両者が直接触れ合うことに大きな意味があることから、この交流事業を大切な取組として実施しています。

親になることについて、実際に親になるまで一度も学ぶ機会がありません。もしかしたら、交流事業（特別事業）に参加した中学生たちも、今後親になるまで一度も赤ちゃんを抱っこする機会はないかもしれません。こうした機会は中学生にとって貴重な経験となります。

赤ちゃんやお母さんは、福祉の世界では「支援される」側と捉えられがちです。しかしこの交流事業のように、赤ちゃんやお母さんは、そのまま誰かの学びになり、生きる力になります。

3 活動内容の普及・広がり

活動内容は定期的にブログで公開しています。

また、活動内容をさまざまな場で発表することで、同じような悩みをもったママたちが、別の地域で赤ちゃんサロンを開催するなど、活動が広がっています。

2 社会的孤立（生活困難者）対策への取組の推進

現状と課題

■ 社会的孤立の拡大

- 社会的孤立は高齢者に限らず、若者や中高年など世代を超えて拡大することが懸念されます。
- 地域から孤立して子育てをしているひとり親家庭、ひきこもりの若者、ニート（若年無業者）、失業や病気などをきっかけに仕事を辞めた中高年等の中には、地域や社会とのつながりを失い、社会的孤立に陥っている人もいます。
- 精神障害者は近年増加していますが、地域住民から正しい理解が得られにくい状況があり、地域で孤立している場合もあります。
- ごみ屋敷の居住者、刑務所からの出所者、ホームレスの方々も、地域社会から孤立し、ときには「排除」の対象になりかねない場合もあります。
- また、DV被害者・犯罪被害者等の抱える問題は、被害の態様により様々であり、支援には多様な機関との連携が必要です。また、被害から回復するまでには時に長い時間を要し、その間にこれらの被害者等の求める支援の内容も変化していきます。

■ 生活の継続が危ぶまれる方・専門的な支援を必要とする方への支援

- 認知症や精神疾患などにより、セルフ・ネグレクト¹¹の状態にある人、買物弱者¹²など地域での生活の継続が危ぶまれる方々がいます。
- こうした事例について、本人が公的福祉サービスについての知識がない、助けは借りたくないなどの理由により、行政による支援が十分

¹¹ 介護・医療サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている状態

¹² 流通機能や交通網の弱体化等の理由により、買物機会が十分に提供されない状況にある方

になされていないケースもあります。

また、「制度の狭間」（38頁参照）にあることにより、公的福祉サービスでは対応できない場合もあります。

- さらに、医療的ケアを必要とする児童や難病患者などは、地域で生活を送る上で専門的な支援を必要とします。

市町村・地域での取組の方向性

- これまで市町村は、自治会組織や住民ネットワークを活用した見守り活動等、住民が安心して暮らせる地域づくりに取り組んできました。
- また、地域住民のほか、電気・ガス・水道といったライフライン事業者や新聞配達業者など、日頃高齢者と接する機会の多い業者などの関係機関の協力を得て、見守りの仕組みを構築しています。
- しかし、「孤立した人々への見守りの介入」は、身近な地域だからこそ難しい場合や特段の配慮が必要な場合もあります。
- 社会的孤立や排除は、公的福祉サービスによる支援が十分に行き届かない中で、孤立死や自殺といった極端な形態で現れたときに、初めてその問題が顕在化することも少なくありません。
- これらの問題への対応は、単独の市町村では対応が難しいケースも考えられるため、広域で受け止める仕組みを構築する必要があります。国や県などの協力や情報提供が必要な場合もあると考えられます。
- さらに、福祉分野以外の他分野との連携を強化する必要があります。例えばホームレスの方は住まいの確保、ニート（若年無業者）の方は職業的自立などが課題です。課題解決に適した分野との情報交換や連携を日頃から密にしておく必要があります。
- また、医療的ケアを必要とする児童や難病患者などは、地域での生活を支援するため、保健・医療分野などと連携を図る必要があります。

県の主な取組・支援

■ 社会的孤立全般

- 住民、関係機関・団体による支え合いや、孤立防止の取組を通して、ともに生き、支え合う人づくり、地域づくりについて考えることを目的として、埼玉県社会福祉協議会が実施する「共生・共助つながりづくりシンポジウム」を支援します。〔社会福祉課〕
- 市町村において、民生委員・児童委員など福祉関係者や電気、ガス、新聞など高齢者と接する機会の多い事業者を構成員とする「要援護高齢者等支援ネットワーク」の取組を支援します。〔地域包括ケア課〕

■ 地域の子育て支援の充実

- 地域子育て支援拠点の職員、ボランティアなどが必要に応じて子育てで家庭に出向いて個別に支援する取組を支援します。〔少子政策課〕

■ 孤立する若者等への支援

- ひきこもり状態にある本人やその家族に対する相談体制等を整備し、ひきこもり状態からの回復に向けて支援するとともに、関係機関・団体とのネットワークの構築及び情報発信を行います。〔疾病対策課〕
- 若者自立支援センター埼玉において、関係機関、関係団体等と連携を図りながらニート(若年無業者)の就業活動を総合的に支援します。〔就業支援課〕

■ 精神障害者の地域生活への支援

- 精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい生活ができるよう、地域移行支援¹³や地域定着支援¹⁴など、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組む市町村を支援します。
〔障害者福祉推進課〕〔障害者支援課〕

¹³ 障害者支援施設、精神科病院に入所又は入院している障害者を対象に住居の確保その他の地域生活への移行するための支援を行うこと

¹⁴ 居宅において単身で生活している障害者を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行うこと

- 圏域ごとに保健、医療、福祉の関係者による協議の場を設置することによって、精神科医療機関、地域援助事業者、市町村などが情報を共有し、重層的な連携による支援体制を構築します。

〔障害者福祉推進課〕

■ 刑務所等出所者への支援

- 刑務所等の出所後に帰来先のない高齢者や障害者で福祉の支援が必要な方に対し、住居や生活保護等の福祉サービス受給に向けた相談・調整等を行うことにより再犯を防ぐとともに、地域での自立した生活を促進します。

〔社会福祉課〕

- 犯罪を犯した人や非行のある少年の自立更生の促進を図り、犯罪防止活動に資することを目的として、埼玉県更生保護観察協会を支援します。

〔社会福祉課〕

■ ホームレスへの支援

- 無料低額宿泊所¹⁵に入所している方々の自立を困難にしている原因を解決するための調査を行います。

〔社会福祉課〕

■ DV被害者への支援

- DV被害者に対し、市町村など関係機関と連携して支援を行います。

〔男女共同参画課〕

- 民間団体及びスタッフの育成などについて支援することにより、多様な状況にあるDV被害者の支援充実を図ります。

〔男女共同参画課〕

■ 犯罪被害者等への支援

- 犯罪被害者等個々のニーズに応じた支援を行うため、犯罪被害者等支援のワンストップ体制を強化するほか、県民が身近な窓口で相談できるよう市町村を支援します。

〔防犯・交通安全課〕

■ 自殺対策関連

- 関係機関、民間団体等と連携し、相談体制の整備を進めるとともに、地域の実情に応じた対策を講じるなど効果的な自殺対策の推進を図ります。

〔疾病対策課〕

¹⁵ 路上生活者や、火災、立ち退き等により住宅に困っている方に対し、無料又は低額な料金で利用させることを目的とした宿泊所等

- 自殺の実態や特徴等の情報収集や原因等の分析を行い、それぞれの地域の特性に即した効果的な自殺対策が実施されるよう、市町村等に対し情報提供や助言等の支援を行います。〔疾病対策課〕
- 県、市町村、民間団体が実施している自殺対策の体系化を図り連携して事業を実施することにより、自殺者の減少を図ります。〔疾病対策課〕

■ 認知症高齢者への支援

- 認知症初期集中支援チーム¹⁶と認知症地域支援推進員に対する研修や受講費補助を通じて市町村を支援します。〔地域包括ケア課〕
- 認知症の高齢者や家族に対し、電話相談窓口の設置や交流会の開催などにより、認知症の知識や介護技術の提供及び精神面の支援を行います。〔地域包括ケア課〕

■ 買物弱者への支援

- 元気な高齢者等が、援助の必要な高齢者等の生活支援（買い物代行など）を行い、その謝礼を地域商品券で受け取る「地域支え合いの仕組み」の実施を支援します。〔共助社会づくり課〕

■ 医療的ケアを必要とする児童への支援

- 医療的ケアが必要な障害児が適切に支援を受けられるよう、保健医療・保育・教育等の関係機関との連携促進に努めます。〔障害者支援課〕
- 医療的ケアが必要な障害児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターを養成し、市町村への配置を促進します。〔障害者支援課〕

■ 難病患者への支援

- 保健師等による家庭訪問による指導や、難病患者や家族支援を行う訪問相談員の育成を行います。〔疾病対策課〕

¹⁶ 複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的（おおむね6か月）に行い、自立生活のサポートを行うチームをいう。

3 災害時に備えた支援の取組の充実

現状と課題

- 本県を含む首都圏では、今後30年以内に約70%の確率でマグニチュード7クラスの首都直下地震が発生すると予測されています。また、近年、いわゆるゲリラ豪雨や竜巻などの異常気象も頻発しています。
- 平成23年の東日本大震災では、被災地全体の死亡者のうち65歳以上の高齢者が約60%を占め、障害者の死亡率は、被災住民全体の死亡率に比較して約2倍となっており、高齢者、障害者の方々が円滑に避難をするための支援を図ることが必要となります。
- 平成26年4月に改正災害対策基本法が施行され、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられ、60市町村が作成済みです（平成29年4月1日現在）。
また、名簿記載者については、内閣府の指針により、市町村が個別に避難行動要支援者と避難場所などを定める個別計画を策定することが望ましいとされており、37市町村が個別計画を策定しています（平成29年9月1日現在）。
- 避難行動要支援者名簿のほかに、災害時などに支援が必要と考えられる人の把握は、民生委員・児童委員による把握（44市町村）、自治会等住民組織による把握（21市町村）が多くなっています（県福祉政策課調べ）。
- 災害に対応できる地域づくりのためには、高齢者、障害者をはじめ、住民の円滑な避難のための支援体制の充実を図るなど地域における「自助」「共助」の強化を促進する必要があります。
- また、大規模な災害が発生した場合に、ボランティア団体等の協力を得て、迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことができる体制を整備する必要があります。

市町村・地域での取組の方向性

- 市町村は、災害対策基本法に基づき、高齢者、障害者など災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者の名簿の作成・更新を進めるとともに、個別計画の策定を進める必要があります。
- 県では、個別計画の策定や個別計画を活用した防災訓練の実施に向けて市町村の取組の参考となるよう、策定や活用の手順をSTEP1からSTEP5にまとめた「策定手順（素案）」を市町村に示しましたので、これを参考に取組を進めることが必要です。
- また、避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者¹⁷と適切に共有するとともに、自治会などの地縁団体と連携して「地域支え合いマップ」を作成し、地域で活用するなど、情報共有を進めることも求められます。
- さらに、実際に災害が起きてしまった場合に備え、物資・機材・人材が整っている社会福祉施設などを福祉避難所（平成29年4月1日現在：649か所）に指定することや、防災訓練の実施、障害や難病のある方が必要とする支援内容を適切に伝えるヘルプカード¹⁸の導入などが求められます。
- 災害から命を守るために最も重要なのは「自らの身の安全は自ら守る」という「自助」の考え方です。防災訓練等への参加や、家具の配置の見直し、家庭内での備蓄（最低3日間：推奨1週間分）の取組の普及などを通じ、防災意識と自主的な災害対応力を高め、「自助」の取組を促していく必要があります。

¹⁷ 消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者

¹⁸ 緊急連絡先や障害の程度、飲んでいる薬、必要な支援内容など災害時や緊急時に求められる情報を盛り込んだ携行用のカード

県の主な取組・支援

- 避難行動要支援者名簿に基づく個別計画の策定について、市町村を支援します。〔高齢者福祉課〕
- 災害時に備えた高齢者や障害者等への支援に関する市町村向けの手引きや県民向けのマニュアルについて適宜見直しを行い、市町村等に配布します。〔高齢者福祉課〕〔障害者福祉推進課〕
- 社会福祉施設の利用者の安全を確保するため、非常災害対策計画の作成や見直しを支援するとともに、災害時における社会福祉施設と地元自治会等との相互協力の体制整備を促進します。〔高齢者福祉課〕〔障害者支援課〕〔こども安全課〕
- 社会福祉士や介護福祉士等の福祉専門職で構成する「災害派遣福祉チーム」を整備し、被災自治体から要請があった場合に避難所等に派遣し、要配慮者に対する相談や応急的な介助等の支援を行います。〔社会福祉課〕
- 大規模災害が起きた際には、ボランティアの応援を円滑に受け入れるため、埼玉県社会福祉協議会が県災害ボランティア支援センターの設置・運営をするとともに、市町村ボランティアセンター等を支援します。〔社会福祉課〕
- 福祉避難所の開設訓練の実施を市町村に対して働き掛けます。〔障害者福祉推進課〕
- 災害時や緊急時などに、障害や難病のある方等が効果的な支援を受けられるよう、必要な支援内容が適切に伝わるヘルプカードの普及を図ります。〔障害者福祉推進課〕

数値目標

避難行動要支援者名簿に基づく個別計画策定市町村数

平成29年度 37市町村 ➡ 平成32年度末 全市町村

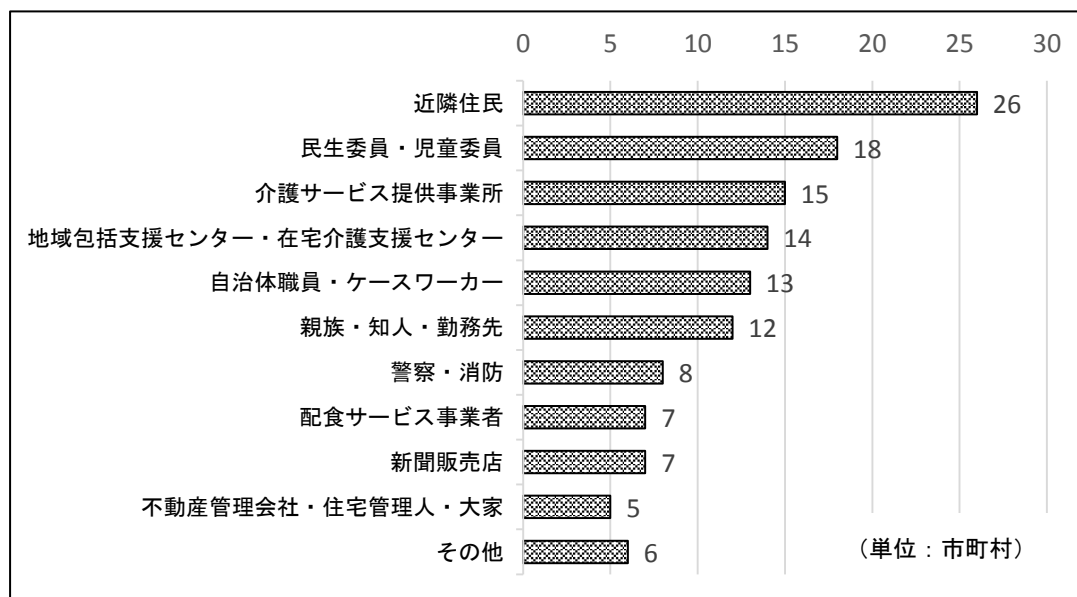
(平成29年9月1日)

4 地域住民同士の助け合い・地域の見守り体制の拡充

現状と課題

- 人と人とのつながりが希薄になってきていると言われていています。例えば、65歳以上の男性単独世帯のうち、会話の頻度について「2週間に1回以下」と回答した方が16.7%、「頼れる人はいない」「人には頼らない」と回答された方が約3割を占めています¹⁹。
- このような状況から、地域で亡くなられたことに近隣の方々が気づかず、相当日数を経過してから発見されるという孤立死は、高齢者を中心に増加していると考えられますが、全てを把握できていないのが現状です。

図40 孤立死を発見・通報したルート(市町村数：複数回答)



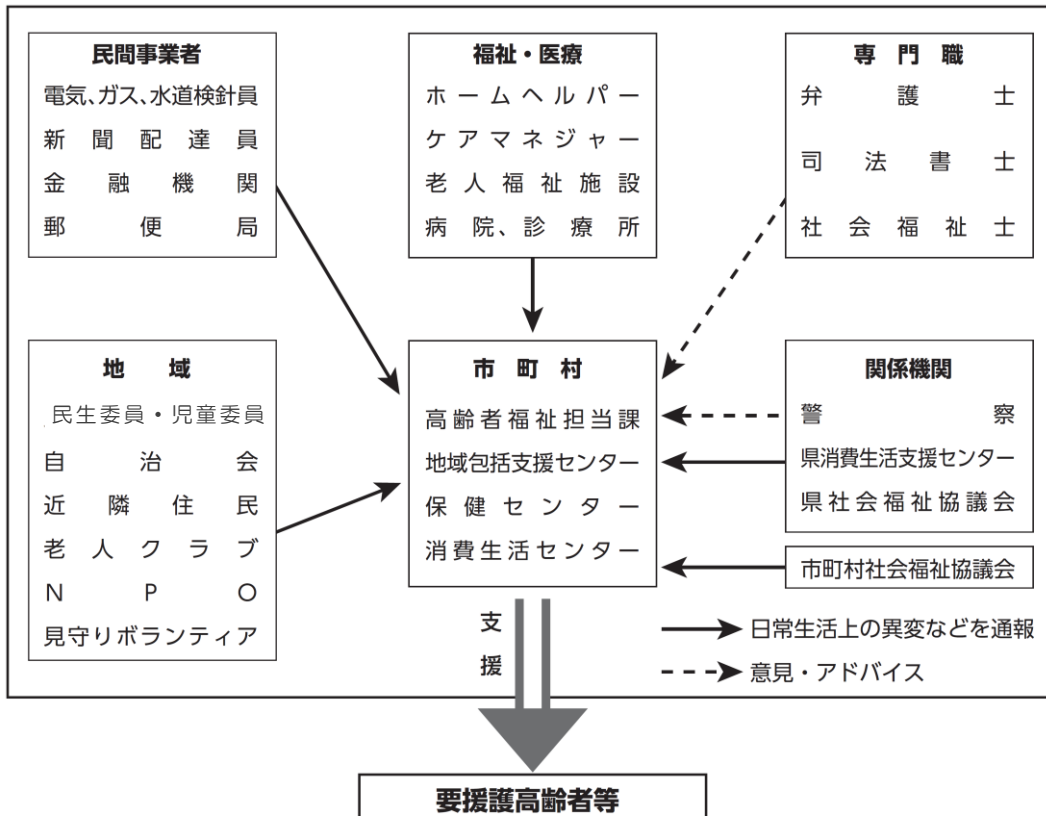
[県福祉政策課調べ]

- 急激な高齢化が進展する中、高齢者が日常生活の安心を確保して、住み慣れた自宅や地域でその人らしく暮らし続けるため、また単独世帯の急増する中で、地域住民同士で助け合い、地域での見守り体制を拡充することが必要となります。

¹⁹ 2012年 社会保障・人口問題基本調査「生活と支え合いに関する調査」(国立社会保障・人口問題研究所)

- 見守り体制としては、民生委員・児童委員、自治会、金融機関、電気・ガス会社、新聞販売など高齢者等と接する機会の多い関係者を構成員とする「要援護高齢者等支援ネットワーク」が全市町村にあり、高齢者等を早期に把握し、支援につなげています。

■ 要援護高齢者等支援ネットワークのイメージ



- また、民生委員・児童委員が地域住民から生活相談を受け、助言を行うとともに、必要なサービスにつなげています。
- 様々な事情により自らSOSを発信できない、あるいは発信しない住民などへの支援が課題となっています。

市町村・地域での取組の方向性

- 地域住民同士の助け合い、地域の見守り体制は、これから一層重要となってきます。この取組を継続し、さらに発展させていくため、地域のつながりを多様な人・団体で作っていく必要があります。
- そこで、「要援護高齢者等支援ネットワーク」の仕組みを引き続き充実させるとともに、企業や地域の商店などの協力も得て取り組む必要があります。
- 元気な高齢者等がボランティアとして援助の必要な高齢者等の生活支援を行い、その謝礼を地域商品券などで受け取る「地域支え合いの仕組み」は全市町村で様々な団体が実施しており、そうした取組を引き続き充実させる必要があります。
- さらに、市町村は市町村社会福祉協議会と連携して、地域で孤立しがちな人の把握や見守りに大きな役割を担っている民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、民生委員・児童委員の活動について地域住民の理解促進が必要となります。

民生委員・児童委員の活動の支援策として、福祉委員²⁰の養成を充実させ、民生委員・児童委員とともに見守り活動などをチームで行うことや、地域の関係者との情報共有のルールを明確にすることが求められます。

福祉委員の活動の周知や理解については、埼玉県社会福祉協議会で発行している「福祉委員活動アシストブック」が活用できます。
- また、今までは急増する高齢者を主な対象として住民同士の助け合い、地域の見守り体制の構築や地域での活動支援などに取り組んできましたが、様々な課題を抱える若者や中高年に対しても、今後検討していく必要があります。

²⁰ 地域の高齢者や障害者など支援が必要な人を発見したときに民生委員・児童委員に連絡し、専門機関や福祉サービスにつないだり、必要な見守り活動等を行う地域のボランティア。市町村によって名称が異なる。市町村社会福祉協議会が委嘱する場合が多い。

県の主な取組・支援

- 民生委員・児童委員などの福祉関係者や電気、ガス、新聞など高齢者と接する機会の多い事業者で構成される「埼玉県要援護高齢者等支援ネットワーク会議」を開催し、市町村等に先進事例や情報提供を行います。〔地域包括ケア課〕
- 地域の実情に合わせ「地域支え合いの仕組み」の充実を図るとともに、県政出前講座などを通して、共助の仕組みの啓発を行います。〔共助社会づくり課〕
- シニアの地域デビューを後押しする取組を行う市町村への補助や、シニアボランティア養成講座を行うとともに、地域デビューの魅力やノウハウを発信します。〔共助社会づくり課〕
- 民生委員・児童委員の活動を促進し、地域福祉の向上を図るため、民生委員・児童委員協議会の活動を支援します。〔社会福祉課〕
- 埼玉県社会福祉総合センターで運営する福祉研修センターにおいて、「民生委員・児童委員研修」を実施します。〔社会福祉課〕
- 民生委員・児童委員の活動を促進し、地域福祉の向上を図るため、活動経費を支援します。〔社会福祉課〕

— 孤立死防止の事例紹介 —

山口県周南市

もやいネットセンターによる見守り事業

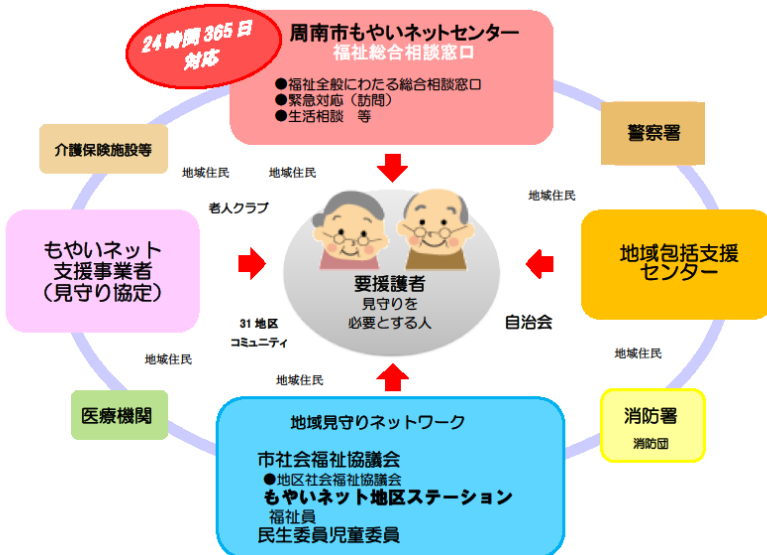


1 市の活動の目的・経緯

周南市は、平成23年度から「孤独死・孤立死ゼロのまち周南」をめざし、地域見守りネットワークの整備に取り組んでいます。平成25年4月には市高齢者支援課内に高齢者の福祉相談窓口として24時間365日対応の「もやいネットセンター」を設置し、平成28年1月からは高齢者だけでなく子ども・障害・生活困窮者などの「福祉総合相談窓口」として生まれ変わりました。地域で共に支え合い・見守る体制（もやいネット）の充実強化を図っています。

また、市、市社会福祉協議会及び警察署の三者協定やライフライン関係者との見守りに関する連携協定（もやいネット支援事業者）を締結しています。もやいネット支援事業者には、日常業務の中で、家の中の灯りがついたままになっている、新聞が溜まっているなどの異変に気付いたときに、通報していただくようになっています。

▼もやいネットの仕組み



◆もやいネット支援事業者向けステッカー

高齢者の見守りのより一層の周知を目的に、ステッカーやマグネット等にして車両等に貼ってご利用いただいています。ライフライン事業者に加えて、銀行、生命保険など地域と関わりの深い事業者や、24時間稼働の事業者など、多くの事業者と協定を締結しています。



▲もやいネット支援事業者向けステッカー利用例

2 市社会福祉協議会の活動内容

市の取組を受け、社会福祉協議会では市内31地区社会福祉協議会に公民館等を拠点とした「もやいネット地区ステーション」を設置するとともに「地域福祉コーディネーター」を配置し、訪問活動等を行っています。従来からの地域における見守り活動も合わせて、全市的にきめ細やかなネットワークを築いています。

◆地域福祉コーディネーターの活動内容

- (1) 地域のひとり暮らしの高齢者世帯を対象に訪問し、生活課題の早期発見・早期対応を図る。
- (2) 地区社協が行う地域見守りネットワーク活動の調整役を担う。
⇒各地区社協でより重層的な見守りが必要なケースを選定し、見守りに関する役割分担を実施。
- (3) 訪問対象者の近隣住民に対し、見守り活動への参画を促す。(地域見守りネットワークの構築)
- (4) 周南市もやいネットセンターや地域の見守り活動関係者からの安否不明にかかる連絡を受けて現地におもむき、関係者と協働し早期対応を実施。

★「もやい」とは、「共に行うこと」、「共に分かち合うこと」を意味し、語源は船と船をつなぎとめる「舫う（もやう）」からきています。

第7章 担い手づくり

1 住民が地域福祉の課題を学び、考える機会（福祉教育・学習）の充実

現状と課題

- 「他人事」を「我が事」と地域住民が思えるようになるためには、同じ地域に住む人同士の中で、課題を抱えた人たちを把握している場合に、「自分達で何かできないか」と思える意識を醸成することが必要です。
- そうした意識の醸成は、地域のコーディネーターなどの働き掛けにより、一つの課題に対して地域住民も一緒に解決していく過程を繰り返し、気付きと学びを促すことで、作り上げられると考えられます。
- その土台として、幼少期から地域福祉への関心を促し、人間形成を図る福祉教育が重要となります。また、義務教育、高等教育といったそれぞれの段階でボランティア活動などに取り組み、福祉の理解を深めていくことが大切です。
- 地域福祉の学びは生涯学習の視点からも取り組んでいく必要があります。地域生活課題に気付き、地域で解決するためには、地域住民一人ひとりが主体的に地域福祉活動に参画する意識を高めることが重要となります。
- そのためには、地域住民向けの地域福祉に関する学習機会の提供が有効です。約90%の市町村及び市町村社会福祉協議会が、ボランティア体験学習、認知症サポーター養成講座などを開催しています（県福祉政策課調べ）。
- また、一人ひとりができる範囲の社会貢献として寄附があります。寄附者が、自身の寄附により課題解決に寄与したことを実感することにより、寄附意識を醸成していく必要があります。

市町村・地域での取組の方向性

- 市町村及び市町村社会福祉協議会は、生涯学習部門や教育部門と連携して、引き続き地域福祉に関する学習の機会を提供していくことが必要となります。

市町村社会福祉協議会は、「彩の国ボランティア体験プログラム」を地域のニーズに応じて実施しており、引き続き事業の充実を図る必要があります。
- 社会福祉法人が、NPOやボランティア団体などが主催する地域福祉に関する学習講座等に関する情報を地域住民に提供したり、場所を提供したりするなどの取組も福祉への理解を深める効果があると考えられます。
- 市町村及び市町村社会福祉協議会をはじめとする地域福祉に関する学習機会の提供者は、「認知症サポーター養成講座」などの講座を受講した方々が、自発的に見守り活動などの地域福祉活動に参加・継続できるように促す支援を行うことが大切です。
- また、社会福祉法人がボランティア体験学習に来る学生などを受け入れ、学びの場を提供することにより、福祉に対する理解が進み、介護職員や保育士などの人材確保につながることも期待されます。
- こうした取組を通じて、地域住民が困りごとを抱えている人や地域生活課題を発見する「気付き」の力が養われると考えられます。

また、人を支えるための教育だけでなく、地域には支えられることを拒否される方もいることなども理解しながら、一人ひとりの気持ちに寄り添うことも必要となります。
- 地域福祉の活動者を支える寄附については、県の「埼玉県シラコバト長寿社会福祉基金」をはじめ、共同募金あるいは各市町村の基金など、様々な受け入れ先があります。

広報などの呼びかけのほか、様々なイベントなどを通じて寄附への理解を深め、寄附文化の定着を図ることも大切です。
- 一人でも多くの地域住民に地域福祉を理解してもらうことが、共に支え合う社会づくりにつながります。

県の主な取組・支援

- 県政出前講座により住民や関係団体に地域福祉活動の必要性を啓発します。〔福祉政策課〕〔広聴広報課〕
- 「生涯学習ステーション」により、インターネットで生涯学習に関する情報を提供します。〔生涯学習文化財課〕
- 彩の国いきがい大学、大学の開放授業講座（リカレント教育）など、多様な学習機会を提供します。〔高齢者福祉課〕
- 埼玉県社会福祉協議会が運営する埼玉県福祉人材センターにおいて、「福祉の仕事魅力発見バスツアー」や中学・高校に出向いて実施する出張介護事業により、中高生に福祉を学ぶ機会を提供します。〔社会福祉課〕
- 地域における福祉教育の一環として、子供から大人まで広く県民を対象にした「彩の国ボランティア体験プログラム事業」などのボランティア体験学習を促進するため、埼玉県社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会を支援します。〔社会福祉課〕
- 体験活動を通して、望ましい勤労観や職業観などの育成を図るため、高校生のインターンシップや社会奉仕活動等の機会を作り、調和のとれた豊かな人間性、社会性を育みます。〔高校教育指導課〕
- 特別支援学校において、人が共に助け合って生きることの喜びを体得させ、社会奉仕の精神を養うため、特別活動の学校行事として勤労生産・奉仕的行事を計画・実施します。また、特別支援学校高等部では、家庭科においてボランティアや福祉活動に参加し、「産業現場等における実習」では、福祉施設における実習に取り組みます。〔特別支援教育課〕
- 市町村における「ボランティア・福祉教育」を推進するため、市町村教育委員会に対し「ボランティア・福祉教育」に関する情報提供を行います。
あわせて、児童・生徒の福祉活動への参加意欲を高める指導や実践的な体験活動の在り方について検討する機会を提供します。〔義務教育指導課〕

- 子ども大学の充実に向けた支援を通じて、子供の学ぶ力や生きる力の向上及び地域の教育力の向上を図ります。 [生涯学習文化財課]
- 認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守るため、認知症サポーターを養成します。 [地域包括ケア課]
- 県民に障害や障害者に対する正しい理解を普及するための啓発を行うとともに、手話の普及と手話を使いやすい環境の整備を進めることにより、障害のある人もない人も共に生きる共生社会の実現を図ります。 [障害者福祉推進課]
- 県民に「埼玉県シラコバト長寿社会福祉基金」への寄附を呼びかけることで、地域福祉活動に対する理解に努めます。 [福祉政策課]

数値目標

認知症サポーターの延べ養成数

平成29年度末 400,000人 → 平成32年度末 560,000人
(見込み)

—認知症サポーター養成講座修了者の活躍—

埼玉県飯能市

認知症サポーター養成講座の目的は、①認知症という病気について正しい知識を持つ、②認知症の人や家族の気持ちを理解し、相手の立場に立った思いやりのある対応をする、③それぞれの立場で可能な範囲において、地域や職場で認知症の人や家族の日常生活を支援するサポーターを育てることであります。埼玉県では、約40万人の方が認知症サポーターになっています（平成29年度末見込み）。

飯能市では、幅広い年齢層の方が認知症サポーターとなり、認知症サポーター養成講座修了後も、それぞれの立場や地域で自分たちができることに取り組んでいます。

❖ 認知症カフェでの活躍 ❖

飯能市内には、9か所のひだまりカフェ（認知症カフェ）があります。

その展開は、住民主体の協力員による方法、既存のカフェを活用した方法、中でも全国初の取組としてマクドナルドの店舗の席を借りて行う方法、ドラッグストアの地域貢献とのコラボレーションによる方法など、地域の特性に応じて様々な方法で活動が展開されています。

運営の中心となる住民は、認知症サポーター養成講座の修了者の皆さんです。サポーターたちが声をかけ一緒に参加したり、カフェでは家族の方の傾聴をしたり、ともに運営に携わるなど自分たちが出来る活動をしています。そのことが、サポーター自身の認知症予防にもなり、人とのつながりが強まり、さらに効果が上がると相互の作用も実感しています。また、「もっと認知症について知りたい」「カフェだけでなく地域でもできることをやってみたい」と意欲を高めています。



▲認知症カフェの様子

❖ 認知症サポーターステップアップ講座 ❖



▲ステップアップ講座の様子

平成29年度初の取組です。「認知症の人と家族の会」の方を招き、認知症の理解と対応に関するお話を聞いてグループワークでのディスカッションで理解を深めました。その学びを踏まえ、市内において「ひとり歩きやさしい声かけ訓練：徘徊高齢者等 SOS 模擬訓練」では、ひとり歩き高齢者への声かけ体験を行いました。

認知症サポーター養成講座は様々な形で実施してきていますが、まずは参加者自身が認知症を理解して偏見を無くしていき、地域に暮らす住民として認知症の人や家族の理解者となるように、発展してきています。

政策として行政主導で進めてきたものが、住民主体に移行していく時期を迎え、ますます広がりを見せています。

「ひとり歩きやさしい声かけ訓練」

認知症が疑われる人が、ひとりで歩いていたらどのように声をかけたら良いのだろうか。誰でも気になりながらも勇気があることです。

認知症サポーター養成講座を修了した人もそうでない人もこんな風に行ったらどうかという体験でした。



▲「ひとり歩きやさしい声かけ訓練」の様子

2 NPO・ボランティア団体、自治会の地域活動への支援

現状と課題

- 本県では、進学や就職のために他の地域から移り住んだ人が多く、それに伴い都市化が進行しました。地域における人間関係の希薄化により、地域とのつながりが薄い高齢者の増加や、地域コミュニティの弱体化が懸念されています。加えて、生産年齢人口の減少により、社会経済活動に関わる人口は減少しています。
- 地域での課題を解決するための力を育み、地域の活力を維持していくためには、NPO・ボランティア団体など多様な主体による共助の取組を進めていく必要があります。
- 市町村及び市町村社会福祉協議会はこうした団体が行う地域福祉活動に対し、支援に取り組んでいます。
しかし、共助の取組の担い手の一つであるNPOは年々増加していますが、近年における増加率は緩やかになりつつあります（28頁・図32参照）。ボランティア団体の数は、近年は2,700～2,900団体で推移しています。（29頁・図34参照）。
- また、自治会・町内会（以下、「自治会」とする。）の加入率は、40～90%台と市町村により大きな差はあるものの、概ね低下傾向にあります。

市町村・地域での取組の方向性

- 共助の担い手を増やし、地域福祉活動の活性化を支援していくことが求められます。
- 団体同士のつながり、交流などにより活動の幅が広がることが期待されますが、そのつなぎ役として市町村及び市町村社会福祉協議会の役割が重要となってきます。

- NPO・ボランティア団体の中には、活動のための資金調達等の運営ノウハウが不足しているところもあります。

自主財源を確保する上でも、NPO・ボランティア団体に対し市町村及び市町村社会福祉協議会が、例えば民間団体等による助成金について積極的な情報提供を行うなどの支援をしていくことが求められます。
- NPO法人における財務基盤の強化としては、税制上の優遇措置を受けられる認定NPO法人になることも有効です。

ただし、年3,000円以上の寄附者を平均100人以上集めるなど、難しい基準もあるため、設立後5年以内の法人であれば当面特例認定NPO法人²¹になることも考えられます。
- 自治会は、人々が生活する上で最も基礎となる団体と考えられます。地域福祉が人々の生活に密着したものである以上、地域福祉にとって大きく頼りになる存在です。
- しかし、若い世代の加入率の低さや、現在、自治会で活躍している方の高齢化による引退などにより、全体として加入率の低下傾向が見られます。
- 活発に活動している自治会の事例を参考に、他自治会に情報提供するなど活動への支援を行うとともに、自治会単位で行う祭りやイベント等は、地域に関心のなかった地域住民が地域に関わりを持つきっかけになると考えられます。

地域自治の在り方が大きく変わる中で、地域の実情に応じた取組が求められます。
- NPOなどの地域福祉の担い手の組織状況や活動状況は様々であり、団体や地域の実情に応じた支援策が求められます。

²¹ 特例認定NPO法人では、認定NPO法人の要件である年3,000円以上の寄附者を平均100人以上集めるなどの公益基準が不要。（ただし有効期限は3年間で更新はない。）

県の主な取組・支援

- 共に支え合う社会づくりのために、地域における先駆的な取組や地域福祉事業の立ち上げ等を行うNPOやボランティア団体等を支援します。
〔福祉政策課【再掲】〕
- NPO活動を更に展開するため、NPOの特性を生かしたアイデア・視点で新たに実施する取組を支援します。
〔共助社会づくり課〕
- 彩の国市民活動サポートセンターの運営により、市民活動やボランティア活動をサポートします。
〔共助社会づくり課〕
- NPOの運営に必要な情報の収集や発信が容易にできる総合的な双方向の情報システム「埼玉県NPO情報ステーション」を運営します。
〔共助社会づくり課〕
- 「埼玉県共助の総合ポータルサイト」、フェイスブックにより、共助の取組を発信します。
〔共助社会づくり課〕
- ファミリー・サポート・センター²²スタッフ向けの研修会を実施し、事業を円滑に実施するために必要な知識や技術の習得を支援します。
〔少子政策課〕
- 自治会やPTA等に「防犯のまちづくり出前講座」を実施し、犯罪発生状況や各種防犯対策、自主防犯活動の進め方等の説明を行います。
〔防犯・交通安全課〕

²² 市町村が設置する組織で、育児等の援助を受けたい会員と手助けをしたい会員で構成される。保育所の送迎や学童保育終了後に一時的に子供を預かるなど、会員同士による相互援助活動のあっせんを行う。

－ NPO法人・商店会・自治会などが連携した地域福祉活動の推進 －

さいたま市北区

NPO 法人 NPO 埼玉ネット 協力：日進親和会（商店会）、日進2丁目自治会など

1 みんなに優しいまちづくりの取組の経緯

さいたま市北区にある日進駅前周辺地域は、魅力ある商店の撤退・閉鎖により空き店舗が増加しました。その結果、まちの活気が失われ、地域住民の足が商店街から遠のいていました。

また、日進駅前周辺は住民の高齢化の進展が見られる一方で、地域外から若い世代の流入も多く、孤立して子育てをしている世帯も見られるなどの課題がありました。

まちの活性化と地域コミュニティの活性化を図るため、地域住民は空き店舗・空き地を活用した地域拠点の整備を望んでいました。

そこで、NPO 埼玉ネットは商店会や自治会など地域の団体と協働して、「みんなに優しいまちづくり」を目指して取組を行っています。

2 主な活動内容

ふれあいサロン「日進月歩」

商店会の空き店舗を活用し、人々が気軽に集まれる居場所として、ふれあいサロン「日進月歩」をオープンしています。

サロン活動、介護者の集いのほか、絵画展などの作品展示や研修会、行政相談の場としても活用されています。

また、自治会や民生委員、地域包括支援センターと協力し、地域の見守り・安全活動を行っています。さらに、地域住民の便利屋としても活動しており、庭木剪定、健康相談、リフォームなど地域住民の困りごとの解決を行っています。

このふれあいサロンは、地域住民のつながりが生まれる場所となり、地域全体の助け合いの意識も高まっています。



朝市・フリーマーケットの開催

地区内の空き地や大宮日進七夕まつり（日進小学校校庭）などの場を借りて誰もが気軽に立ち寄って交流できる場として朝市やフリーマーケットを開催しています。

日進親和会（商店会）や自治会等との連携が深まり、商店街の活性化につながっています。



テレビ・ラジオを活用した地域福祉の機運醸成

住民の福祉に対する関心を高めるためのラジオ番組を高校生と一緒に制作しています。

平成28年からは、テレビ番組「キミに、つながっテレビ」を配信し、広く将来の福祉の担い手の育成を目指しています。

今後さらに、福祉の心が地域に広がっていくことを期待しながら活動を継続していきます。



3 地域福祉を担う住民の育成の拡充

現状と課題

- 本県の市町村社会福祉協議会に登録されているボランティア数は、平成20年度までは6万4千人程度でしたが、平成23年度には10万人を超えました。平成26年度以降は若干減少したものの、9万人前後の登録数となっています。（28頁・図33参照）
- 本県が実施している県政世論調査によると、過去1年間に地域社会活動（自治会、PTAなどによる地域活動及びNPO、ボランティアなどによる障害者・高齢者支援や青少年健全育成などの活動のこと。当計画では「地域社会活動」と「地域福祉活動」を同義とします。）に参加したことが「ある」と答えた県民は37.0%（平成29年度）です。
- 本県においては、今後高齢者が急増することが見込まれますが、その多くは、社会参加が可能な元気な高齢者です。元気な高齢者が「社会に支えられる側」から「共に社会を担う側」に回ることで、社会の活力を高めることが可能になります。
そのためには、地域福祉活動に関心のある高齢者が活動に参加できるよう、きっかけづくりを支援していく必要があります。
- 地域福祉活動は、女性では40歳代が主に活動しています。また男性では30歳代の地域福祉活動の参加率が上昇傾向にあり、子育て・働き世代の地域福祉活動への参加が高まっています。（29頁・表7・8参照）
- こうした状況を踏まえ、市町村及び市町村社会福祉協議会は、地域福祉の担い手を増やす取組を今まで以上に進める必要があります。

市町村・地域での取組の方向性

- 元気な高齢者に地域福祉活動の担い手として活躍してもらうため、地域福祉活動に参加するきっかけづくりなどの支援を進めていくことが求められます。

- また、地域福祉活動が難しいと言われている働き手・子育て世代である30～40歳代の地域福祉活動への参加を促進し、地域の支え合いの担い手として活躍できるよう取り組む必要があります。
- さらに、子供からシニア世代までを含めた世代間交流や外国人との多文化交流を図り、地域福祉の関心をより多くの人に広げるのが理想の姿です。そのためには息の長い取組が必要となります。

県の主な取組・支援

- ボランティア活動など地域福祉活動の支援や、ボランティア参加の促進を図ります。〔社会福祉課〕
- 彩の国いきがい大学、大学の開放授業講座（リカレント教育）など、高齢者の地域社会に参加するためのきっかけづくりや多様な学習の機会を提供します。〔高齢者福祉課〕
- 埼玉県老人クラブ連合会による地域福祉活動や高齢者の健康づくり、ボランティア活動等の支援を行います。〔高齢者福祉課〕
- シニアの地域デビューを後押しする取組を行う市町村への補助や、シニアボランティア養成講座を行うとともに、地域デビューの魅力やノウハウを発信します。〔共助社会づくり課【再掲】〕
- 子ども会や放課後児童クラブなどの子供たちと、読み聞かせや人形劇・紙芝居などの活動をしているボランティアをつなぎます。〔青少年課〕
- 外国人住民と行政との間に立って橋渡しをする多文化共生キーパーソンを委嘱し、外国人住民に対する行政情報の伝達や外国人住民のニーズ把握などを行います。〔国際課〕
- 高齢者等の消費者被害の未然防止を図るため、消費者被害防止サポーターの活用を進め、市町村における消費者安全確保地域協議会の設置促進を支援します。〔消費生活課〕

— シニア男性の地域活動の取組事例紹介 —

埼玉県朝霞市
シニア男性などの地域活動の取組「朝霞ぐらんぱの会」



1 朝霞ぐらんぱの会 発足の経緯

(1) シニア男性の健康づくり

朝霞市は、市民の健康長寿を目指し、「健康づくり・生きがいづくり・社会参画」をキーワードに、健康づくり・介護予防事業に取り組んできました。しかし、65歳前後の男性の社会参加が少ないという課題がありました。シニア男性には、「求められないから（行くところもない）出掛けない」「出かける用事もない」「プライドが高い」という特性があることを、本人や家族から把握していました。したがって、閉じこもりや生活習慣病の悪化などが将来的に懸念されました。

(2) 子育て支援の必要性

朝霞市は転入者が多く、地域のつながりが希薄な傾向がありました。孤立して育児をしている家庭も見受けられ、多様な子育て支援が求められる状況にありました。

(3) 朝霞ぐらんぱの会誕生

そこで、社会的な経験が豊かなシニア男性の潜在力を、子育て支援活動に生かせないかと考え、平成24年度に「ぐらんぱ育児者養成講座」を開催しました。現在の「朝霞ぐらんぱの会」は、この講座の第1期卒業生19名が立ち上げた、子育て支援の活動を行うシニア男性の会です。

2 活動内容

現在「朝霞ぐらんぱの会」は、会則を掲げて、3つの部会を組織、ライフスタイルに応じて役割分担を行い、活動しています。

I KEA 部会（子育て支援活動）

市は、子どもたちと定期的に触れ合う活動となる KEA 部会の活動を丁寧に調整しました。

✿ 保育園

市立保育園8園に月1回の園庭開放日に、子ども達との交流や、夏祭り・クリスマスのイベント支援の活動

✿ 放課後児童クラブ

7か所のクラブで、遊びや宿題の支援の他喧嘩の仲裁、子どもの話し相手など、全体の見守り活動

✿ 小学校

授業の見守りや読み聞かせ、補習授業支援、社会科見学活動支援、職業経験の講演など、5校の学校毎に活動内容は異なっている。教育委員会主催サマースクールでの宿題支援なども実施



II 地域交流部会の活動

◆ 市民向け講座の開催

「スポーツと健康」「親子で楽しむ科学遊び」などをテーマに毎年講座を企画・開催

◆ 地域での交流・遊び

親子向け Day キャンプの開催や子ども大学ミニあさかに参加、朝霞の森の秋まつりなど

III 総務部の活動（大変重要な役割があります）

■ PR活動

年4回のぐらんぱ通信発行の他、マスコミなど外部からの取材や講演などの要請に積極的に協力

■ 会員へのケア活動

親睦会の定期開催だけでなく、アンケート調査の実施や、部会という少人数単位で男の井戸端会議など随時開催や、理事会議事録などは全会員へ情報発信し共有する仕組みとしている。

◆ぐらんぱの皆さんからのメッセージ◆

定年退職まで、朝霞には寝に帰るのみの生活でイクメンとはほど遠く、市内に友人知人もなく少ないまま退職を迎えた。

ぐらんぱの会の活動とおし、市内に仲間が出来、子どもだけでなく保護者や先生方、地域の方々ともふれあい、声かけあえる関係が生まれ、日々の予定も増え、活動性も高まり、健康にも寄与しているという実感がある。この年で気づいた子育てのすばらしさ、地域に仲間がいる楽しさ。家族から「今日は、活動に行かないの？（笑顔で）」娘から「ちびがほしいと遊びたいって」街で子ども達だけでなくママたちから「いつもお世話になってます」と…。



私たちは、まだ元気。これまでの人生経験を少しでも活かせる活動の場が欲しい。地域には様々な課題が山積しているようだ。少しは地域の役に立ちたい、と思っています。

4 介護、保育等サービス人材の確保等

現状と課題

■ 介護人材の確保・定着対策の推進

- 本県では、平成37年（2025年）に向けて75歳以上の後期高齢者が急増することが見込まれます。
- 国が平成27年6月に公表したところによると、本県の介護職員数は平成25年10月1日現在では約7.1万人でしたが、平成37年には約12.1万人の介護職員が必要と見込まれ、更に約5万人増やす必要があります。
- また、労働環境の厳しさなどから他産業と比べて介護分野の離職率は高く、安定的な人材確保が難しい状況となっています。
- 介護現場において質の高い人材を確保し、定着を図ることがこれまで以上に重要となってきます。

○ 常勤労働者の勤続年数及び給与額（埼玉県）

区 分		年齢	勤続年数	給与月額※
全労働者		42.5歳	11.6年	327.5千円
福祉職員	福祉施設介護員	41.3歳	6.5年	249.1千円
	ホームヘルパー	44.8歳	6.9年	263.3千円

※「きまって支給する現金給与額」（厚生労働省 平成29年賃金構造基本統計調査）

○ 介護職員の離職率（平成28年度）

介護・全国	介護・埼玉県	全産業・全国	全産業・埼玉県
16.7%	22.1%	15.0%	13.4%

（介護労働実態調査：（財）介護労働安定センター）（雇用動向調査：厚生労働省）

○ 介護報酬の改定

- 平成18年度改定率 △2.4%（平成17年10月改定分を含む）
- 平成21年度改定率 +3.0%（人材確保・処遇改善の観点から加算を導入）
- 平成24年度改定率 +1.2%（介護職員処遇改善加算等を新設）
- 平成27年度改定率 △2.27%（介護職員処遇改善加算の新たな上乘せを創設）

■ 保育士の確保・定着対策の推進

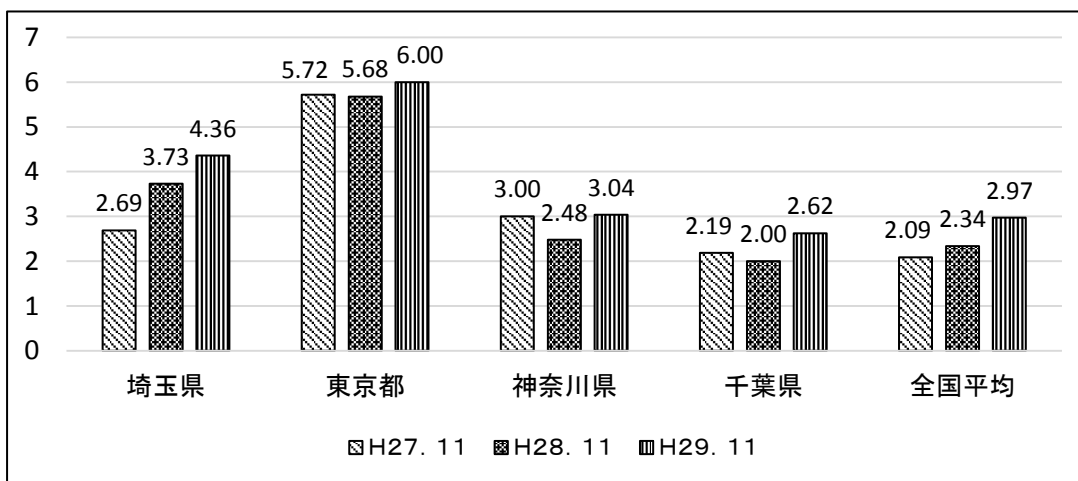
- 本県は核家族の割合が高く、子育て中の夫婦が自分たちの親から子育て支援を受けにくい状況にあります。また、共働き家庭が増える中、保育需要は年々高まっています。
- 本県では、待機児童対策として保育サービス受入枠の拡大を行っており、保育士の確保が喫緊の課題となっています。
- しかし、本県の保育士の有効求人倍率は4.36倍（平成29年11月）で、前年同時期の3.73倍（平成28年11月）よりさらに厳しい状況であり、今後も保育士不足の深刻化が見込まれます。
- 子育て家庭が安心して子供を育てることができるよう、保育士の確保・定着を図る必要があります。

○ 常勤労働者の勤続年数及び給与額（埼玉県）

区分	平均年齢	勤続年数	給与月額
保育士	38.1歳	6.9年	222.7千円
幼稚園教諭	31.9歳	7.3年	242.4千円
全職種	42.5歳	11.6年	327.5千円

（厚生労働省 平成29年賃金構造基本統計調査）

○ 保育士の有効求人倍率



（厚生労働省職業安定局 職業安定業務統計（一般職業紹介状況））

市町村・地域での取組の方向性

- 地域で、介護職員や保育士を確保するという考え方も必要です。例えば、市町村が主体となって職能団体等との連携により、地域内の介護サービス事業所や保育所の職員に対し、定期的な研修会や交流会を開催することも、人材定着に向けた取組として有益であると考えられます。
- また、介護職員や保育士の方は、一般的に住まいに近い職場を希望する傾向があります。こうした状況を踏まえ、地域から貴重な介護職員や保育士の流出を防ぐ取組も有益であると考えられます。
- 不足する介護職員や保育士を確保することだけでなく、その質を向上するよう支援していく必要もあります。
そして、何よりも職場でやりがいをもって働いていただくことが大切です。
- 介護や保育士の仕事について、地域住民の理解や協力も必要と考えられます。
例えば、介護サービス事業所や保育所が地域住民との交流や話し合いの場を設けること、また施設の利用者やその家族・保護者が主体的に運営に関わるよう、市町村がコーディネートすることも有益であると考えられます。
- また、社会福祉事業を営む法人は、利用者やその家族、地域住民と良好な関係を築き、地域になくてはならない存在として地域における「ブランド力」を向上させることが必要です。
そうすることで、「この法人で仕事がしたい」という人材を惹きつける力を高めることにつながります。

県の主な取組・支援

■ 介護人材の確保・定着対策の推進

- 介護需要の一層の高まりに対応するため、介護事業所への就業支援や定着支援、介護の魅力のPRなどを行いながら、介護人材の確保・定着・イメージアップに取り組みます。〔高齢者福祉課〕
- 介護資格のない方の資格取得や就労支援、離職した介護職員の復職支援、介護福祉士養成施設の学生に対する修学資金の貸付などにより、介護人材確保に取り組みます。〔高齢者福祉課〕〔社会福祉課〕
- 介護ロボットの導入費補助や新任介護職員を対象とする研修・交流イベントの実施などにより、介護人材の定着に取り組みます。〔高齢者福祉課〕
- 介護の魅力PR隊による効果的なPRや勤続10年、20年の職員を表彰する永年勤続表彰などにより、介護のイメージアップを図ります。〔高齢者福祉課〕
- 高等技術専門学校や民間教育訓練機関を活用した職業訓練により、介護人材を育成します。〔産業人材育成課〕
- 他職種との給与格差を解消するため、介護職員の処遇改善について、引き続き国に対し強く要望していきます。〔高齢者福祉課〕

■ 保育士の確保・定着対策の推進

- 保育士を確保するため、就職フェアの開催や保育士・保育園支援センターにおける就職あっせんなどに取り組みます。〔少子政策課〕
- 県内の保育士試験合格者や保育士養成施設の卒業生に対して、県内の保育所等への就職を支援します。〔少子政策課〕
- 潜在保育士が再就職する際の就職準備金貸付や保育士養成施設の学生に対する修学資金の貸付など保育士修学資金貸付等事業を実施します。〔少子政策課〕

- 保育士資格を持っていなかった方が、保育士試験合格後に県内の保育所などに就職した場合、保育士試験の受験講座費用や受験料に対する補助を行います。〔少子政策課〕
- 保育士の専門性を高めるための研修や多様な子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を修得するための子育て支援員研修を実施します。〔少子政策課〕
- 他職種との給与格差を解消するため、保育士の処遇改善について、引き続き国に対し強く要望していきます。〔少子政策課〕

■ 福祉人材の養成・確保の取組

- 福祉人材センターによる人材登録や紹介、研修を充実させるなど、人材の確保を図ります。〔社会福祉課〕

■ 介護人材の質の向上

- 多様化する介護ニーズに対応するため、介護人材の専門性向上を支援します。〔高齢者福祉課〕

5 社会福祉法人、企業、大学等の社会貢献活動との連携強化

現状と課題

■ 社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の推進

- 社会福祉法において、福祉サービスの供給体制の整備・充実を図るため、すべての社会福祉法人の責務として「地域における公益的な取組を実施する責務」が規定されました（平成28年4月1日施行）。
- 社会福祉法人は、公益性の高い非営利法人として社会福祉の中心的な担い手としての役割を果たすだけでなく、他の事業主体では困難な福祉ニーズへの対応が求められています。そこで社会福祉法人は、日常生活又は社会生活上の支援を必要とされる方に、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することとなりました。

表9 社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の具体的な取組例（参考）

項目	取組例	備考
継続的に行うもの	<ul style="list-style-type: none"> ○介護保険制度外の生活支援 <ul style="list-style-type: none"> ・通院支援 ・外出支援 ・見守り支援 ・配食支援 ・居場所づくり など ○低所得世帯に対する生活支援 <ul style="list-style-type: none"> ・生活資金の助成 ・就労支援 ・学習支援 など ○退所児童に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> ・生活相談 ・住居の提供 ・奨学金の助成 など 	家庭環境や経済的な理由など、支援を要する者でない者を対象とした事業は該当しない。
一時的に行うもの	○地域の障害者、高齢者と住民の交流を目的とした祭りやイベントなど地域福祉の向上を目的とした活動	法人事業の一環として行うものや社会福祉と関連のない事業は該当しない。
通常の利用料よりも低額で提供するもの	○介護保険サービスに係る利用者負担の軽減	自治体の委託事業等で、法人負担がない事業は該当しない。

- 県内の社会福祉法人は埼玉県社会福祉協議会と連携した独自の取組として、平成26年9月から、生活困窮者に対する相談支援事業である「彩の国あんしんセーフティネット事業」を実施しています。（108頁参照）
- 社会福祉法人は、地域における公益的な取組を実施し、更に地域貢献活動を推進していくことが望まれます。

■企業の社会貢献との連携

- ノーマライゼーション²³意識の高まり、少子化・異次元の高齢化という状況の中、地域福祉を推進するためには、企業の協力を得た取組が望まれます。
- 企業においても、社会からの要請や期待に応じて長期的に事業を継続させるため、企業の労働環境の改善や地域貢献などのCSR²⁴活動の取組が必要になっています。
- 企業は、所属する社員に対し認知症の理解を深めるために行う認知症サポーター養成講座の実施、地域の見守り活動の実施（事業用車両への防犯ステッカーの貼付など）や寄附・寄贈活動（共同募金・埼玉県シラコバト長寿社会福祉基金への寄附や車椅子などの寄贈）などにより、様々な地域貢献に取り組んでいます。
- 一方、企業の社会貢献活動と連携している市町村は35%、市町村社会福祉協議会は59%にとどまっており、更に連携を強化していく必要があります（県福祉政策課調べ）。

■大学等との連携

- 大学はその役割として教育・研究と社会貢献を掲げており、様々な人材や情報・技術が集まる、地域コミュニティの中核的存在として機能強化に努めています。
- 大学や専門学校は、学生の社会人教育の一環として、ボランティア活動や地域福祉活動に関わっています。
また、学生以外の高齢者や子供を対象とした福祉に関する講座を開催するなど、福祉教育において重要な役割を担っています。
- このような中、大学と連携している市町村は27%、市町村社会福祉協議会は30%となっており、連携の難しさがうかがわれます（県福祉政策課調べ）。

²³ 障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそがノーマルであるという考え方

²⁴ CSRとは「Corporate Social Responsibility」の略で「企業の社会的責任」と訳される。

市町村・地域での取組の方向性

- あらゆる組織が地域福祉に関わることが期待されます。その中でも社会福祉法人、企業、大学はその組織力や在り方からも地域生活課題を解決する上で大きな戦力と言えます。
- 加えて、企業などがソーシャルビジネス²⁵やコミュニティビジネス²⁶に取り組むことにより、地域における起業や雇用の創出を通じた地域の活性化が期待できます。
- 市町村及び市町村社会福祉協議会は、これらの組織と連携を密にし、地域福祉を推進していくことが期待されます。

県の主な取組・支援

- 社会福祉法人が実施する彩の国あんしんセーフティネット事業が生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業と連携して実施できるよう支援します。
〔社会福祉課〕
- 社会福祉施設の施設運営全般の質的向上を図るため、埼玉県社会福祉協議会が行う相談や訪問指導を支援します。
〔社会福祉課〕
- 社会福祉法人が地域公益事業に係る社会福祉充実計画を策定する際の意見聴取の場として地域協議会を開催します。
〔社会福祉課〕
- 県内の民間企業による福祉分野の社会貢献活動を促進するため、企業の活動を広く周知します。
〔福祉政策課〕
- 認知症に理解のある企業を認知症サポート企業として登録し、企業と行政が一体となって認知症の方と家族を支援する社会的気運を醸成します。
〔地域包括ケア課〕
- 子育て家庭への優待制度である「パパ・ママ応援ショップ」事業や、乳幼児連れの外出を支援する「赤ちゃんの駅」登録事業などを通じ、地域、企業行政が一体となって、社会全体で子育て家庭を応援する気運を醸成します。
〔少子政策課〕
- 埼玉県立大学と市町村、中学校、高校等地域との連携や住民参加活動を推進するため、公開講座や地域連携（自治体や保健医療福祉施設、団体等への講師派遣）などを行います。
〔保健医療政策課〕

²⁵ 障害者、高齢者の介護や雇用、貧困などの社会課題を、ビジネスの手法を用いて解決しようとする。ボランティア活動が原則として対価を求めないのに対して、事業として利益を上げながら問題に取り組む。コストや売上を意識することで、継続的な事業活動を展開する。

²⁶ 地域住民が、主体的に地域の課題をビジネスの手法を用いて解決する取組。ボランティア活動が原則として対価を求めないのに対して、コミュニティビジネスは対価を求める。

—行政と大学の協働取組事例—

草加市・文教大学（越谷市）

行政・大学協働による地域福祉講座教材「福祉SOSゲーム」の製作

1 地域福祉講座の開催

草加市では、平成16年度に地域福祉計画を策定したことを契機として、地域住民に地域福祉の理解を促進し、今後の地域福祉活動の活性化につながるような素地をつくることを目的に、毎年「地域福祉講座」を開催しています。

平成19年度から文教大学人間科学部（越谷市）と連携して「地域福祉講座」を開催してきましたが、「座学が中心の内容で受講者が能動的に学べていない」「いつも参加者が少ない」などの課題がありました。

もっと参加型で楽しく取り組める講座にできないか、平成27年秋から草加市の職員と文教大学人間科学部のゼミ生が中心となり検討を進め、地域の福祉課題や社会資源を学ぶ模擬体験の教材である「福祉SOSゲーム」（S：社会資源、O：お悩み、S：相談）を製作しました。

2 福祉SOSゲームについて

(1) 製作の過程

文教大学人間科学部の学生が市の福祉関係課、社会福祉協議会、地域包括支援センターなどに聞き取り調査を行い、地域における様々な相談事例を集めました。シミュレーションを繰り返しながら改良を重ね、平成29年1月開催の「地域福祉講座」で初お披露目となりました。

(2) 福祉SOSゲームの概要

ゲームの手順は、様々な福祉の相談事例が書かれたカード（認知症の高齢者が夜に徘徊しているなど）を、地域の社会資源が描かれたマップに、グループのメンバーと話し合いながら、適切と判断した相談先に配置していきます。

メンバーは多様な地域福祉の課題に触れてお互いに考えたり、社会資源を学んだり、あるいは地域に不足している社会資源に気付いたりすることができます。

ゲーム化したことにより、受講者は多種多様な疑似体験をすることができます。また、座学でなく「自ら」参加することで意識づけにもなるなど、受講者が主体的に学べる講座内容となっています。



実施方法

- ケースカードを1枚取ります。
- ケースカードを、マップ上のどの社会資源につなげることが適切か、グループの中で話し合います。
- 一定の結論が出たらケースカードを、マップ上の社会資源の上に置き対応は終了となります。
- この作業を繰り返します。

一般的な社会資源（施設、サービス、人など）が書かれています。不足する場合は、自身が知っている社会資源を書き込んでいくことも可。

誰からの相談か、問題となっている世帯の世帯構成、相談内容が書かれています。カードごとに内容は様々。

■ ケースカード [縦91mm、横133mm（A4を4分割程度）の厚紙]

世帯主 からの相談		地
世帯構成		妻は認知症で、最近夜遅くに徘徊するようになった。近所でトラブルを頻発に起こしている。
世帯主	川村 哲夫	
男性 73 歳	無職	
妻	川村 リサ	
女性 71 歳		
世帯主		

グループで話し合いながら配置

■ マップ [縦1066.8mm、横1519.6mmの横造紙]

3 行政・大学との協働の効果と今後について

福祉SOSゲームは、大学の高い専門性と行政の現場における事例の蓄積を生かして作ることができた生きた教材であり、行政・大学との協働だからこそできたものです。

福祉SOSゲームによる地域福祉講座は好評を博し、受講者が大幅に増加するなど、市民の地域福祉の理解向上につながりました。

今後は、福祉SOSゲームを様々な研修会、講座などで活用を図り、地域福祉の担い手のすそ野を広げるとともに、市民、地域、専門機関、行政が連携する地域福祉のネットワークづくりを推進していく予定です。

第8章 環境づくり

1 生活困窮者対策の推進

現状と課題

■ 生活困窮者自立支援制度に基づく取組

- 生活困窮者は、失業や家族の介護、子供の養育（貧困）、借金問題などにより生活に困窮するほど社会から孤立し、自ら支援を求めることができなくなると言われており、早期発見が課題となっています。
- 生活困窮者の自立を促進するためには、福祉事務所を設置している自治体（市・県）が支援員²⁷を配置し相談につなげ、自立支援施策を積極的に推進することが必要です。また、福祉事務所設置自治体が必ず実施しなければならない必須事業²⁸だけでなく、相談者の状況に応じた支援を行う任意事業²⁹についても各自治体が創意工夫して実施することで、自立支援の効果が上がることを期待されます。
- 本県では平成22年度から全国に先駆けて生活保護世帯の子供に対する学習支援を実施するなど、「貧困の連鎖」を断ち切るための取組を行っています。

また、生活困窮者自立支援制度の開始に伴い、平成27年度からは生活困窮世帯の子供も対象となりました。学習支援事業は全市町村で実施され（町村は県が実施）、利用者の高校進学率が向上するなど、高い成果を上げています。
- 一方、財政面等での理由から高校生支援を実施しない市（平成29年度は9市）があるなど懸念される状況もあります。
- また、平成29年度現在、県内40市のうち、就労準備支援事業は12市、一時生活支援事業は4市、家計相談支援事業は12市の実施にとどまっている状況があります。（町村は県が全て実施）

²⁷ 主任相談支援員（相談業務全般のマネジメント等を担当）、相談支援員（アセスメント・プラン作成などを担当）、就労支援員（職業訓練や求人開拓などを担当）

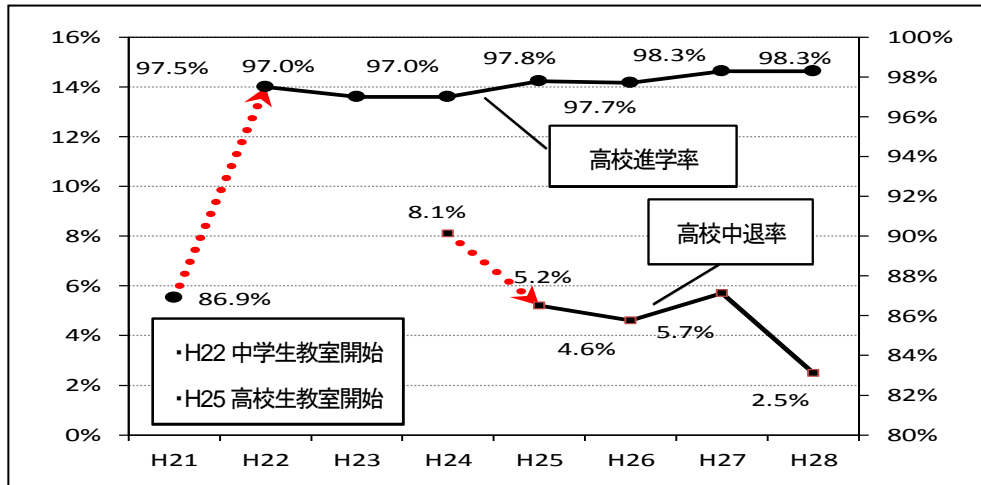
²⁸ 自立相談支援事業、住居確保給付金の支給（107頁「生活困窮者自立支援制度の概要」参照）

²⁹ 就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、子どもの学習支援事業

- 生活困窮者自立支援制度では、生活困窮者支援を通じた地域づくりも課題となっています。

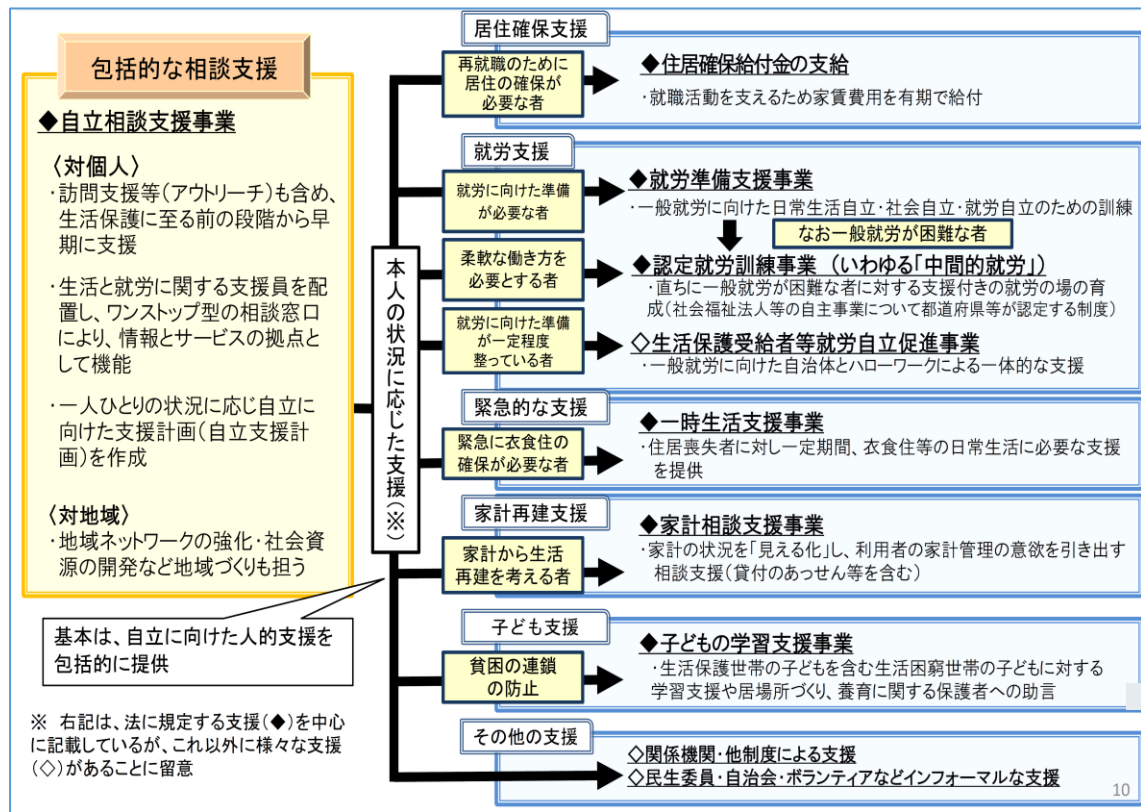
地域づくりには、市や県が行う生活困窮者自立支援法に基づく事業だけでなく、市町村社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO、民生委員・児童委員、自治会、地域住民や様々なボランティア等が協働して生活困窮者に対する支援を行い、支援を通じて地域住民が地域の問題として認識し、解決に向けて取り組むことが必要です。

図41 学習支援事業利用者の高校進学率及び高校中退率



[社会福祉課作成]

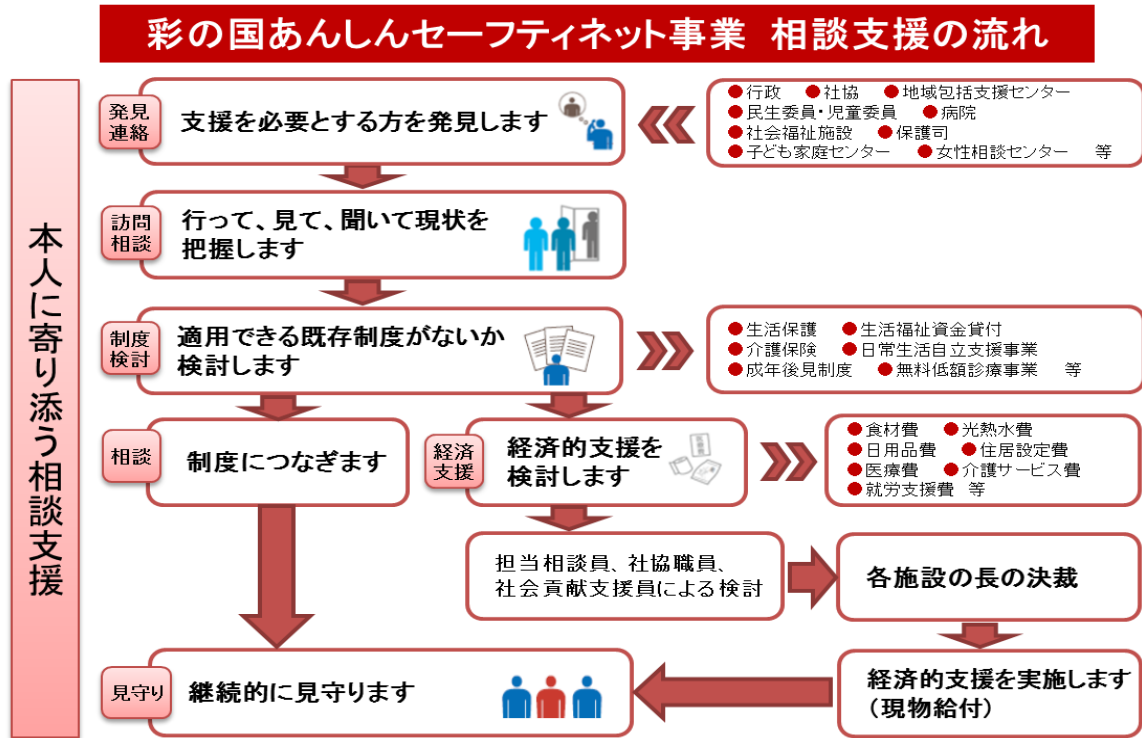
生活困窮者自立支援制度の概要



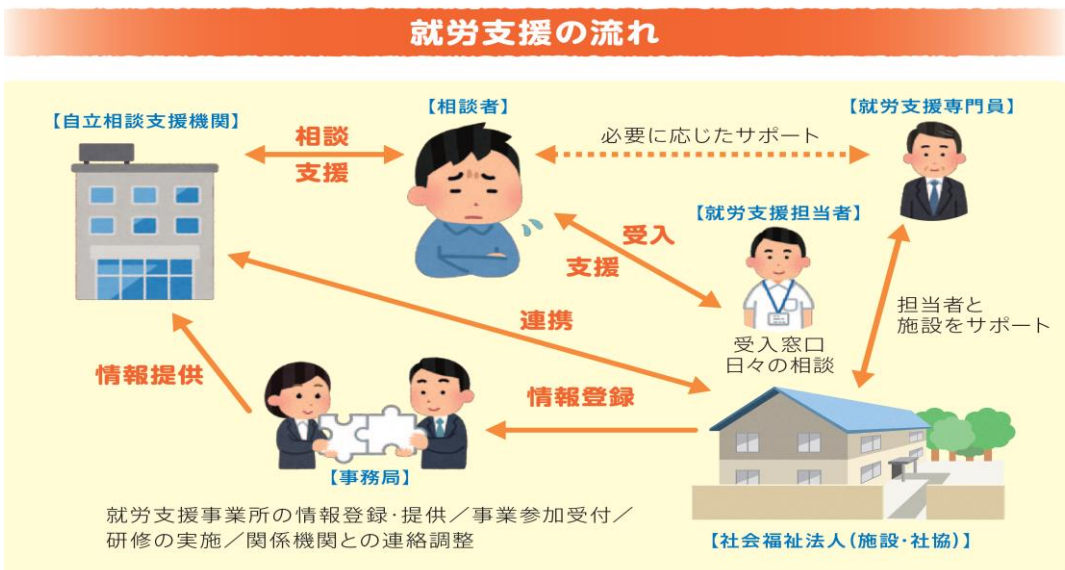
[出典：厚生労働省 生活困窮者自立支援制度について]

■ 彩の国あんしんセーフティネット事業による取組

- 埼玉県社会福祉協議会と埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会³⁰では、平成26年から県内の社会福祉法人による社会貢献活動である「彩の国あんしんセーフティネット事業」を展開しており、社会福祉法人が率先して生活困窮者の自立を支援しています。



- また、働く意思はあるものの、様々な要因により働けない方たちに対する就労支援も開始しています。



〔出典:彩の国あんしんセーフティネット事業 社会福祉法人による就労支援より抜粋〕

³⁰ 埼玉県内の社会福祉法人が協働して、地域住民の困難な福祉課題の解決のための支援を行うなど、公益的な事業を行い、社会福祉法人の役割や使命を果たすことを目的として平成26年6月に設立された団体。事務局は埼玉県社会福祉協議会に設置されている。

市町村・地域での取組の方向性

- 本県では平成22年9月から「生活保護受給者チャレンジ支援事業」により生活保護受給者の自立を支援しています。

「生活保護受給者チャレンジ支援事業」の成果を生かし、生活保護制度による支援と、生活困窮者自立支援制度による支援を一貫して受けることができるよう、自立相談支援、就労支援及び学習支援を切れ目なく実施することが必要です。
- 生活困窮者の早期発見のため、市町村においては福祉・保健各課だけでなく税務部門や水道部門、年金・保険部門、住宅部門、教育部門等と連携を密にすることが重要となります。また、ハローワークなどの関係機関に協力を依頼することも必要です。
- 支援が必要な生活困窮者に対し、必須事業だけでなく就労準備支援事業など任意事業についても各自治体が創意工夫して実施することで、自立支援の効果が上がることが期待されます。財源等の課題はありますが、任意事業の積極的な実施が望まれます。
- 就労支援については、就労意欲があっても本人が希望する安定した職業に就くことが難しい場合があります。就労に配慮が必要な方の雇用の場の確保に向け、生活困窮者に理解のある社会福祉法人等への働き掛けや、地域の商工会、ハローワークとの連携が有効です。
- 学習支援については、貧困の連鎖を断ち切るための未来への投資と考え、教育委員会や地域で学習支援を実施している団体とも連携し、積極的に推進する必要があります。
- また、生活困窮者の支援に当たっては、インフォーマルサービス³¹等の社会資源を掘り起こすとともに、地域における公益的な取組を行う社会福祉法人やフードバンク、地域の支え合い等の人的・地域資源との連携を図ることも重要です。

³¹ ボランティアや小地域福祉活動など制度化されていないサービスのこと。

県の主な取組・支援**■ 町村における県の取組**

- 相談窓口を設置し、生活困窮者が抱える課題に応じた自立支援を行います。〔社会福祉課〕
- 離職等により住居を失った方、または失うおそれのある方に対して、一定期間家賃相当額を支給し、住居を確保した上で就職に向けた支援を行います。〔社会福祉課〕
- 直ちに就労することが困難な生活困窮者に対し、職業訓練や就労体験を提供するなど、就職に向けた支援を行います。〔社会福祉課〕
- 生活困窮者の家計収支を改善させ、早期の生活再建を支援します。〔社会福祉課〕
- 住居のない生活困窮者に一時的な宿泊場所と衣食を提供します。〔社会福祉課〕
- 生活困窮世帯及び生活保護世帯の中学生・高校生に対し、学習支援事業の実施により、将来の自立に向けて高校進学・高校中退防止を支援します。〔社会福祉課〕
- 小学校3年生以上の学習・生活支援、体験活動、健康支援を行う「ジュニア・アスポート事業」を実施するとともに、地域で困窮世帯の子供への支援体制を構築する取組をモデル的に実施します。〔社会福祉課〕

■ 市に対する県の支援

- 生活困窮者自立支援事業に関する助言や情報提供を行います。〔社会福祉課〕
- 支援員向けの研修を実施し、人材の育成を支援します。〔社会福祉課〕

2 子供の貧困に対する取組の強化

現状と課題

■ 学習・教育支援

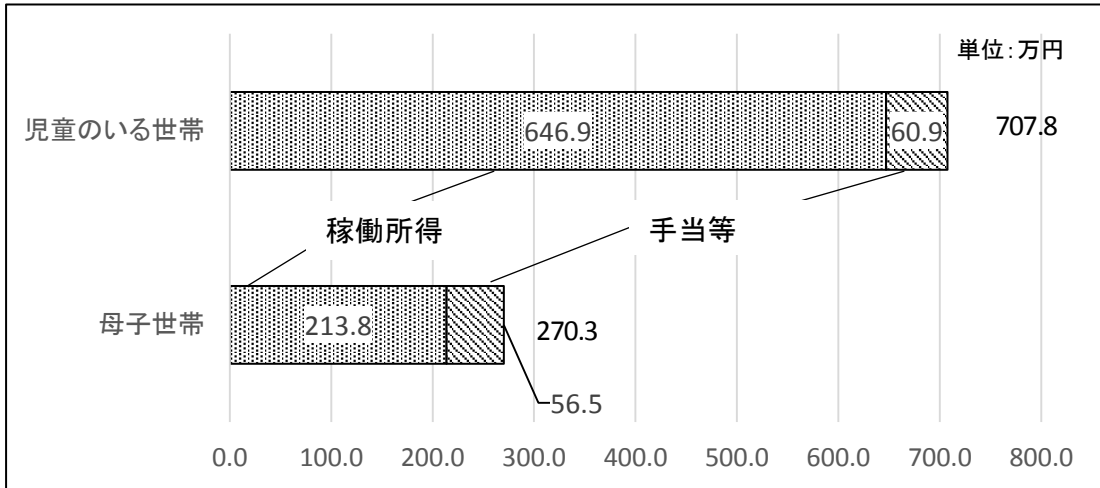
- 相対的貧困状態にある子供の割合は12年ぶりに改善し13.9%（平成27年）となりましたが、依然7人に1人は相対的貧困状態にあり、経済的理由で進学を断念する例も少なくありません。
- 世帯収入と子供の学力の間にも相関があり、生まれ育った家庭の経済状況が子供の進学や就職などに影響を及ぼし、格差の固定化や貧困の連鎖につながることが懸念されます。
- 国の資料³²によると、生活保護世帯で育った子供たちが、大人になって再び生活保護を受ける「貧困の連鎖」の発生率は約25%にのぼります。
仕事をするという意味の理解、意欲が低い子供が多くみられ、将来的に社会を支える担い手になることが難しくなることも懸念されます。
- 本県では平成22年度から全国に先駆けて生活保護世帯の子供に対する学習支援を実施するなど、「貧困の連鎖」を断ち切るための取組を行っています。生活困窮者自立支援制度の開始に伴い、平成27年度から生活困窮世帯の子供も対象となりました。
学習支援は地域の特別養護老人ホーム等を会場にしており、子供たちが高齢者や地域の方と交流するなど、学習だけでなく様々なコミュニケーションを経験する場となっています。
- しかし、生活困窮世帯で学習支援を必要とする子供の把握が難しいため、事業の周知が課題になっています。
- 子供たちが自らの可能性を伸ばす機会を損なうことは、子供たちの豊かな人生の形成を阻むとともに、将来的な地域の担い手を失うというマイナスの影響を及ぼす可能性があります。

³² 平成24年9月28日厚生労働省「第8回社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」における資料

■ 生活支援・保護者への支援

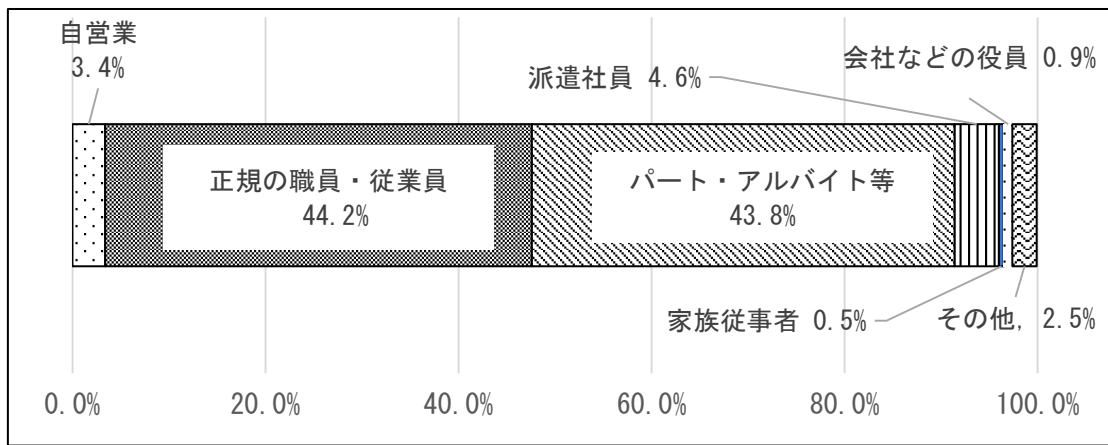
- 母子世帯の総所得は平均で年間270.3万円と、児童のいる世帯の総所得の38%に留まっており、経済的に厳しい状況がうかがえます。パート・アルバイト等の割合が高いなど、就業の状況等が不安定であることが影響しています。

図42 児童のいる世帯と母子世帯の平均所得金額（全国）



[平成28年国民生活基礎調査]

図43 母子世帯の就業状況（全国）



[平成28年度全国ひとり親世帯等調査]

■ 子ども食堂などの活動支援

- 子供の貧困への社会的な理解が進む中、NPO・ボランティア団体等が子供などに対し、無料又は低額で食事を提供する「子ども食堂」などの活動が広がっています。

こうした民間の活動を支援していく必要があります。

■ 貧困の状況にある子供の実態調査

- 貧困の状況にある子供に対して有効な施策を打ち出すため、その実態把握と支援ニーズを調査することも有効と考えられます。

市町村・地域での取組の方向性

- 次代の担い手である子供たちが自らの希望をかなえ、未来を切り拓くことができるよう、安心・安全な生活環境の確保とともに、子供たち誰もが十分な教育機会を得て、社会的に自立できる力を着実に身に付けられるようにする必要があります。
- 学習支援を必要とする生活困窮世帯の子供の参加を広げるため、教育委員会と連携して準要保護児童³³など対象者を把握し、担任教師との面談等を通じて参加を促す取組が効果的と考えられます。
- 県では町村教育委員会が就学援助世帯に就学援助決定通知を送付する際、学習支援事業のチラシを同封することにより、事業の周知を行っています。また、福祉関係課・教育委員会・民生委員・児童委員等を構成員とする連絡会議において、関係機関が把握した情報が相談窓口につながるよう連携体制を構築しており、これらの取組を行うことも有効です。
- 高校生に対する学習支援を実施していない市（平成29年度は9市）もあるため、今後は全市で実施されることが望まれます（町村は県が実施）。
- 子供の貧困への社会的関心が広がる中で、NPOやボランティア団体などによる「子ども食堂」の活動が広がりを見せており、こうした民間団体との連携も望まれます。
子ども食堂は食事の提供だけでなく、地域での交流の場、安心できる居場所としての役割も担っています。
- 子供の貧困を根底から解決するためには、家庭の貧困を改善しなくてはなりません。ひとり親家庭をはじめ、経済的に厳しい状況にある家庭に対し、安定就労や住まいなど、きめ細かい包括的な支援が必要です。
- そのためには、住民に身近な市町村が、貧困状況にある子供や家庭の実態把握と支援のニーズの調査を実施することや、子供の意見を取り入れる機会を設けることも、施策を形成する上で有効です。

³³ 生活保護に準ずる程度に困窮し、援助が必要と認められる方が保護者である児童

県の主な取組・支援

■ 学習・教育支援

- 生活困窮世帯及び生活保護世帯の中学生・高校生に対し、学習支援事業の実施により、将来の自立に向けて高校進学・高校中退防止を支援します。
〔社会福祉課【再掲】〕
- 小学校3年生以上の学習・生活支援、体験活動、健康支援を行う「ジュニア・アスポート事業」を実施するとともに、地域で困窮世帯の子供への支援体制を構築する取組をモデル的に実施します。〔社会福祉課【再掲】〕
- 家庭の経済的事情から学校以外での体験活動を十分に行うことができない児童生徒に対し、体験活動の機会を提供し、児童生徒の人格形成に寄与します。
〔生涯学習文化財課〕

■ 生活支援・保護者への支援

- 生活困窮世帯や生活保護世帯の保護者を対象とした自立支援の取組を推進します。
〔社会福祉課〕
- 県の福祉事務所（埼玉県母子・父子福祉センター）に専門の職員を配置し、就業相談、就業支援講習会、就業情報の提供など一貫した就業支援を行います。また、ひとり親家庭の父母の就業に向けた資格の取得や就職・転職の支援、高等職業訓練促進給付金などの支給を行います。〔少子政策課〕
- 児童扶養手当の支給、福祉資金の貸付けなどにより、経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭を支援します。
〔少子政策課〕

■ 子ども食堂などの活動支援

- 子ども食堂など子供の居場所づくりに取り組む団体と、そうした団体を支援するフードバンクや企業などとのネットワークが構築できるよう支援します。
〔少子政策課【再掲】〕

■ 貧困の状況にある子供の実態調査

- 各市町村において、子供の貧困状況を調査・把握し、効果的な施策が展開できるよう働き掛けます。
〔少子政策課〕

数値目標

生活保護世帯の中学3年生の学習支援事業利用率
平成28年度 38.1% ➡ 平成32年度 56.0%

一 新たな子供の居場所 子供の自主性を育む学習支援事業の取組 一

伊奈学習教室

1 伊奈学習教室における学習支援事業の実施経緯

伊奈学習教室では、平成 27 年度から埼玉県の委託を受けて学習支援事業を実施しています。福祉施設の一室をお借りして、午後 6 時から 8 時まで、週 1 回開催しています。

学習支援事業に通っている子は 20 名（平成29年12月現在）。町内の生活保護・生活困窮世帯の子供たちです。大学生や退職教員など 10 名が子供の勉強を見ています。

2 子供の自主性を育む場としての機能

(1) 子供たちによるクリスマス会の企画

学習支援事業は、学習をする場ではありますが、子供たちの居場所・交流の場としても大きな役割を果たしています。

この学習支援会場では毎年クリスマス会を開催しています。

今までのクリスマス会では、支援員がクリスマス会を計画し、子供たちは学習時間の終了後にケーキを食べたりゲームをしたりしていました。

平成28年度は民間基金から補助を受け、お菓子を作るための道具や材料を購入することができたため、子供たちが主体となってクリスマス会の実施計画をたてました。

子供たちはケーキを作りたいと意見をまとめ、どのようにするのか考えました。

グループ分けをし、グループ内で役割分担を決め、何を買い（ケーキのスポンジ・フルーツなど）、どのように作り（切る人・飾る人等）、どのように食べるのか、それぞれのグループが工夫をしてクリスマス会を開催したところ、例年より盛り上がりました。



子供たちが考えたケーキ



みんなで美味しくいただきました

(2) 子供たちの自主性の向上

家庭でケーキを作る経験のない子供や、人前で食べるのが苦手な子供も楽しみながら参加することができました。

学習支援会場では学習以外にも、子供たちが自分で発信すること、コミュニケーションをとること、みんなで参加することの楽しさや大切さを体験することができます。

また、支援員も子供の新たな力・魅力を発見することができました。

❀子供たちからのメッセージ❀

- ・クリスマス会が楽しめたので良かったです。
- ・クリスマス会でケーキを食べて、とてもおいしかったです。また、3月にやるので、次も楽しみたいです。
- ・イベントが楽しかった。あまりこのような機会がないのでよかったです。
- ・楽しかった。貴重な体験ができたと思う。
- ・班のみんなで上手にケーキを作れて楽しかったです。

3 苦情解決制度及び事業者の第三者評価、指導の充実

現状と課題

■ 苦情解決制度の充実

- 福祉サービスに関する苦情は、福祉サービス事業者が苦情相談窓口を設けて、利用者と事業者との話し合いで解決することが原則であり、その事業所には、苦情受付担当者、苦情解決責任者、客観的な立場から苦情解決を図る第三者委員を設置するなどの苦情解決体制がとられています。
- 福祉サービス事業者において解決困難な福祉サービス利用者の苦情に対し、解決のあっせんを行うため、埼玉県運営適正化委員会が埼玉県社会福祉協議会に設置されています。ここでの苦情の多くは「職員の接遇」、「サービスの質や量」、「情報提供・説明」に関するものとなっています。
- 利用料に関する苦情は年々減少しています。事業所が利用者の理解が得られるよう分かりやすい説明や、明確な対応をすることで苦情が減少していると考えられます。

表 10 埼玉県運営適正化委員会に寄せられた苦情内容の内訳

(上段：件数・下段：構成割合)

年度	H24	H25	H26	H27	H28
合計	60	57	83	65	68
職員の接遇	17	17	24	16	17
	28.3%	29.8%	28.9%	24.6%	25.0%
サービスの質や量	11	17	32	18	11
	18.3%	29.8%	38.6%	27.7%	16.2%
利用料	3	3	3	1	1
	5.0%	5.3%	3.6%	1.5%	1.5%
情報提供・説明	15	11	14	17	20
	25.0%	19.3%	16.9%	26.2%	29.4%
被害・損害	5	4	7	4	4
	8.3%	7.0%	8.4%	6.2%	5.9%
権利侵害	8	5	2	9	10
	13.4%	8.8%	2.4%	13.8%	14.7%
その他	1	0	1	0	5
	1.7%	0.0%	1.2%	0.0%	7.4%

[埼玉県運営適正化委員会 平成28年度事業報告書]

- 同委員会に寄せられた苦情のうち、相談助言で解決した事案は、平成24年度から5年間では半数以上を占めています。

表 11 埼玉県運営適正化委員会に寄せられた苦情の解決結果

(上段：件数・下段：構成割合)

年度	H24	H25	H26	H27	H28
合計	60	57	83	65	68
相談助言	32	45	62	44	43
	53.4%	78.9%	74.7%	67.7%	63.2%
紹介伝達	14	2	1	3	9
	23.3%	3.5%	1.2%	4.6%	13.2%
あっせん	2	0	1	1	0
	3.3%	0.0%	1.2%	1.5%	0.0%
通知	1	1	2	2	3
	1.7%	1.8%	2.4%	3.1%	4.4%
その他	1	0	1	1	0
	1.7%	0.0%	1.2%	1.5%	0.0%
継続中	8	6	13	14	11
	13.3%	10.5%	15.7%	21.5%	16.2%
意見要望	2	3	3	0	2
	3.3%	5.3%	3.6%	0.0%	2.9%

[埼玉県運営適正化委員会 平成28年度事業報告書]

■ 福祉サービス第三者評価の普及

- 利用者本位の社会福祉制度が確立される中で、サービスの質の向上と適切なサービス選択に役立つための制度が「福祉サービス第三者評価」です。
- 「福祉サービス第三者評価」は、公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から福祉サービスを評価する制度です。
評価結果を広く周知することで、利用者の適切なサービスの選択と、事業者のサービスの質の向上を促すものです。
- 利用者本位の福祉サービスの実現を目指すため、事業者は、第三者評価を積極的に受審することが望まれます。

■ 社会福祉法人及び社会福祉施設等への適正な指導監査

- 県及び市町村は、社会福祉法その他の関係法令などの規定に基づき社会福祉法人及び社会福祉施設等に対し、指導監査を実施しています。

- 社会福祉法人については、経営組織のガバナンス強化や事業運営の透明性など、社会福祉法人制度改革を柱とする社会福祉法の改正がなされ、平成29年4月1日から全面施行となりました。
- そのため県及び市町村は、すべての法人が制度改革に円滑に対応できるよう、情報提供や指導を行っています。

市町村・地域での取組の方向性

- 福祉サービス事業者は、利用者からの信頼を得て、適切な福祉サービスが提供できるよう、様々な苦情に誠実かつ迅速に対応する必要があります。苦情内容の把握や分析を行い、苦情対応を検証して、業務の改善に資する取組を着実に行うことが大切です。
- あわせて、自己評価及び評価機関による評価などを活用して、良質な福祉サービスの提供やサービスの質の向上に努める必要があります。
- 社会福祉法人の指導監査は、社会福祉法人の適正な運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図るために行っています。これまで県に監査の権限があったものが市に移譲されるなど、事業を行う区域により、所轄庁が表12のようになりました。そのため、各市では指導監査のための人員を確保・育成しています。
- 一方、社会福祉施設等の指導監査の多くは県が実施することになっていることから、県と市が連携を密にし、適切に指導監査等を実施していくことが必要となります。

表12 社会福祉法人の指導監査の所轄庁

区分		所轄庁	
埼玉県内 のみで事 業を行う 場合	各市の区域のみで事業を行う場合	各市長	
	各町村の区域のみで行う場合	埼玉県知事	
	2つ以上の市町村で事 業を行う場合	主たる事務所が さいたま市	さいたま市長
		主たる事務所が さいたま市以外	埼玉県知事
埼玉県以外でも事業を行う場合		埼玉県知事	

県の主な取組・支援

■ 苦情解決制度の充実

- 埼玉県運営適正化委員会において、福祉サービスの利用者から福祉サービスに対する苦情を受け付け、公正中立な立場から、その解決策のあっせん等を行うとともに、苦情解決制度の普及、啓発を行います。

〔社会福祉課〕

■ 福祉サービス第三者評価の普及

- 福祉サービスの質の向上のため、福祉サービス第三者評価事業を実施し、事業者の受審の促進を図ります。

〔社会福祉課〕

■ 社会福祉法人及び社会福祉施設等への適正な指導監査

- 社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正な運営を確保するため、社会福祉法その他関係法令に基づき、老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設等に対し、法人運営、施設運営管理、入所者処遇、財務管理等について指導監査を実施します。

〔福祉監査課〕

- 介護保険制度の適正な運営を確保するため、指定介護サービス事業者及び老人保健施設等に対する指導等を実施します。

〔福祉監査課〕

- 児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の第三者評価の受審（3年毎に1回以上）及びその結果の公表並びに自己評価（受審年以外の年）を確実に実施するよう指導します。

〔こども安全課〕

4 誰にも優しいまちづくりの推進

現状と課題

■ 移動・施設利用のためのバリアフリー

- 本県では、平成7年に「埼玉県福祉のまちづくり条例」を、平成20年には「埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例」（以下、「埼玉県建築物バリアフリー条例」という。）を制定し、建築物、駅などの公共交通機関の施設、公園、道路などのバリアフリー化を推進しています。

■ 情報のバリアフリー化の推進

- 視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、発達障害者、外国人など、情報を得ることが困難な人がいます。
そのため、それぞれの特性等を踏まえた情報提供の取組を展開する必要があります。

■ こころのバリアフリーの推進・意識啓発など

- 福祉のまちづくりを進めるためには、建築物などのハード整備を進めるとともに、高齢者、障害者等への無理解や差別をなくしていくことが必要です。
そのため、県は市町村と連携して、県民や事業者に対しポスターやリーフレット、広報紙などを活用し、障害者用駐車場のマナーアップキャンペーンや障害者のシンボルマークの普及啓発を行っています。
- また、あいサポート運動³⁴や駅ホーム声かけサポート講習会³⁵の開催などの取組により、意識醸成・普及啓発を推進している市町村もあります。
- これまでもハードとソフトの両面から福祉のまちづくりを進めてきましたが、誰にも優しいまちづくりの実現に向けて、更なる対策を推進する必要があります。

³⁴ 障害のある方も暮らしやすい社会を実現するため様々な障害を正しく理解し、障害のある方へのちょっとした配慮や手助けを行うサポーター。鳥取県が発祥の地。

³⁵ 関係市が県及び鉄道事業者と連携し、視覚障害者の方が駅ホームで突発的な事故に遭わないよう、積極的に声かけをしていただくために実施している講習会

市町村・地域での取組の方向性

- 2019年（平成31年）にラグビーワールドカップ2019が、2020年（平成32年）に東京オリンピック・パラリンピックが開催され、本県も開催地になります。日本だけでなく世界各国から様々なお客様をお迎えすることになります。
このため、年齢、性別、国籍、障害の有無などの違いを超えて、誰にでも優しく、生活しやすいまちづくりを進めていく必要があります。
- 特に駅の安全対策について早急に取り組むことが求められており、ホームドア整備など関係機関・団体などと連携して鉄道事業者に要請していく必要があります。
- 身体状況や障害の有無などにより、必要とされるバリアフリー設備は様々です。このため、全ての人にとって使いやすい施設の整備には限界があります。
整備したバリアフリー施設を円滑に利用するための人的支援や情報提供など、ソフト面の対応を引き続き進めていく必要があります。

県の主な取組・支援

- **移動・施設利用のためのバリアフリー**
- 埼玉県福祉のまちづくり条例や埼玉県建築物バリアフリー条例により、誰もが円滑に利用できる生活関連施設³⁶の整備を図ります。
〔福祉政策課〕〔建築安全課〕〔道路環境課〕〔公園スタジアム課〕
- 鉄道駅にエレベーター、スロープ及び障害者対応型トイレ等を整備する市町村（鉄道事業者が行う事業に補助する場合を含む）に対し、補助金を交付します。〔交通政策課〕
- 利用者の多い駅等における、ホームドア及び内方線付き点状ブロックの整備経費について補助金を交付します。〔交通政策課〕

³⁶ 埼玉県福祉のまちづくり条例第2条に規定する病院、百貨店等不特定多数の者の利用に供する建築物や鉄道の駅、公園等

- 障害者や高齢者など誰もが快適に安心してバスやタクシーを利用できるよう、ノンステップバス、ユニバーサルデザインタクシーの導入を支援します。〔交通政策課〕
- 身体能力が低下した高齢者の自立の促進と介護する家族等の負担の軽減を図るため、「介護すまいる館」において、福祉用具等の利用支援やユニバーサルデザインの普及等を行います。また、高齢者をはじめ、誰もが安心して快適に過ごせる生活環境づくりの支援を行います。〔高齢者福祉課〕
- ユニバーサルデザインを推進し、利用しやすいように配慮した施設や建物づくり、製品の普及を促進します。〔文化振興課〕
- バリアフリー基本構想を策定する市町村に対し技術的な支援を行います。〔都市計画課〕
- 老朽化した県営住宅の建替えなどを行い、生活の安定と居住水準の向上（バリアフリー化）を図ります。〔住宅課〕

■ 情報のバリアフリー化の推進

- 手話は言語であるという認識の下、手話通訳者の養成及び広域的な手話通訳者の派遣を行います。また、盲ろう者向け通訳・介助員の養成及び派遣に努め、聴覚障害者や盲ろう者のコミュニケーション手段の確保、充実に図ります。また、市町村が行う手話通訳者の養成及び派遣を支援します。〔障害者福祉推進課〕
- 視聴覚障害者などに対して、技能習得機会の提供、コミュニケーション手段の習得訓練及び情報の確保などの支援を行うことによって、視聴覚障害者が安心して自由に生活できる環境づくりを推進します。〔障害者福祉推進課〕
- パソコン要約筆記を含めた要約筆記者の養成に努めるとともに、市町村が行う要約筆記者及び要約筆記奉仕員の派遣を支援し、聴覚障害者のコミュニケーション手段の確保及び充実に図ります。〔障害者福祉推進課〕
- IT（情報通信技術）の急速な進展に対応するため、IT講習会の開催やITサポート推進員などの活用などにより、障害者のIT技能の向上と情報格差の解消を図ります。〔障害者福祉推進課〕

- 「外国人総合相談センター埼玉」において、外国人住民も地域の一員として自立した生活が送れるよう、様々な生活支援を行うとともに、外国人相談体制を充実し、コミュニケーション支援を進めます。〔国際課〕

■ **こころのバリアフリーの推進・意識啓発など**

- 障害者用駐車場マナーアップキャンペーンや、ホームページなどを通じ、福祉のまちづくりの考え方を普及啓発します。
〔福祉政策課〕〔障害者福祉推進課〕



障害者用駐車場マナーアップキャンペーン



障害者用マーク普及啓発

5 障害者差別解消の取組の推進

現状と課題

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。）（平成28年4月1日施行）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めています。
- 障害者差別解消法により、地方公共団体等においては、不当な差別的取扱い³⁷の禁止や合理的配慮³⁸の提供が義務付けられています。また民間事業者においては、不当な差別的取扱いが禁止され、合理的配慮の提供が努力義務とされました。

区分	内容	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
	国の行政機関や地方公共団体等	禁止	法的義務
	民間事業者	禁止	努力義務

- 県では共生社会（5頁参照）の実現に向けて、「埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例（以下、「共生条例」という。）及び「埼玉県手話言語条例」を平成28年4月1日に施行しました。
- また、障害者と接する機会の多い民間事業者等を対象とした説明会や県政出前講座を実施し、障害者に対する差別解消の理解促進に努めてきました。
- しかし、社会全体への障害者差別解消法の浸透は十分な状況とは言えません。これは不当な差別的取扱い及び合理的配慮の考え方、捉え方の判断が難しいことが原因の一つとして考えられます。
国は基本方針等により不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方を示していますが、判断が難しい状況もあります。

³⁷ 障害を理由として正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為

³⁸ 障害のある方から何らかの配慮を求める意思表示があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くための必要な合理的配慮を行うことが求められる

市町村・地域での取組の方向性

- 障害者差別を解消するためには、行政・民間事業者そして地域住民のそれぞれが主体的に取り組むことが重要です。
- 障害者に身近な市町村においては、住民の関心と理解を深めるための啓発活動、相談及び紛争防止等のための体制整備、障害者差別の解消のための取組を主体的に行うネットワークである「障害者差別解消支援地域協議会」の運営などを推進する必要があります。
- 障害者差別解消支援地域協議会では、関係者が障害者差別に関する相談等についての情報を共有することで、障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うことが期待されます。
市町村において、障害者差別解消支援地域協議会は必置ではありませんが、自立支援協議会など既存の会議を活用することも有効です。
- また、障害者と接する機会の多い飲食業、旅館業、不動産業などの従業員の方を対象とした説明会等を行うことも必要です。

県の主な取組・支援

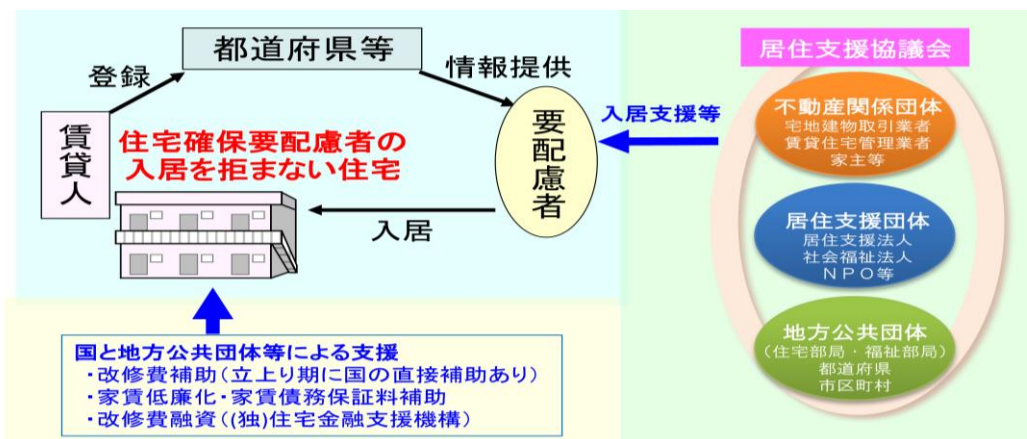
- 障害者やその家族からの差別に関する相談に的確に対応するため、相談窓口を設置します。〔障害者福祉推進課〕
- 障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークとして、障害者差別解消支援地域協議会を開催します。〔障害者福祉推進課〕
- 障害者差別解消法、共生条例及び埼玉県手話言語条例を普及するため、事業者向け説明会等の開催や普及啓発を行います。〔障害者福祉推進課〕
- 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の考え方をより明確にするため、国に引き続き具体的な判断基準を示すことを求めています。〔障害者福祉推進課〕

6 住宅確保要配慮者に必要な住宅を確保するための環境づくり

現状と課題

- 住宅は人生の大半を過ごす場所であり、安定した生活を送る上で欠くことができない、かけがえのない空間です。
- しかし、高齢者世帯等（以下、「住宅確保要配慮者³⁹」という。）は、生活上のリスクがあることから、賃貸住宅の入居の制約を受ける傾向があります。
- 収入等の入居要件を満たす方には公営住宅⁴⁰が供給されていますが、応募倍率が高い状況です。一方、民間賃貸住宅は空き家、空き室が増加傾向にあるなどミスマッチが生じています。
- そこで県では、県営住宅の供給を行うとともに、市町村や住宅関連事業者団体、居住支援団体とともに、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（以下、「住宅セーフティネット法」という。）に基づく居住支援協議会として「埼玉県住まい安心支援ネットワーク」（以下、「安心ネット」という。）を設立し、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に取り組んでいるところです。
- また、平成29年4月には住宅セーフティネット法が改正され（同年10月施行）、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策の総合的かつ効果的な推進が求められています。

新たな住宅セーフティネットのイメージ



³⁹ 「住宅セーフティネット法」において、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者と定義されている。

⁴⁰ 県営住宅又は市町村営住宅

市町村・地域での取組の方向性

- 住宅セーフティネットとして重要な役割を担っている公的賃貸住宅⁴¹について、引き続き適正な整備と維持管理を進めるとともに、民間賃貸住宅を活用し、増加傾向にある住宅確保要配慮者の住まいの安定的な確保に努めていく必要があります。
- そのためには、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅を増やせるよう、賃貸人が安心して住宅確保要配慮者に住宅を貸すことのできる環境づくりが必要となります。
- 特に高齢者は、住み慣れた地域で暮らし続けられることが重要です。それぞれの日常生活圏域の中で医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に提供される体制（地域包括ケアシステム）の整備が求められます。
- 高齢者や障害者に住宅を貸した場合、急病や孤立死を心配する賃貸人も多いと思われます。
そこで地域における見守り体制を引き続き整備するほか、市町村が「緊急通報機器の貸し出し」や「見守りのための配食サービス」を実施（支援）することで、高齢者や障害者が地域で安心して暮らすことが可能になるとともに、賃貸人の安心につながると期待されます。
- さらに、高齢者等の見守り・生活支援サービスを提供する民間事業者との連携も必要です。民間事業者によるサービスは、見守り、安否確認、緊急対応など多様なタイプがあり、地域や居住者の特性に応じたサービスを提供することが期待されます。
- また、様々な状況に対応するため、サービス付き高齢者向け住宅⁴²やグループホームの整備も引き続き必要です。
- 住宅確保に配慮を要する生活保護者について、県では平成22年9月から住宅ソーシャルワーカーを配置し、住宅支援を行っています。
- 住宅確保要配慮者の住宅セーフティネットを構築するには、住宅施策と福祉施策とがこれまで以上に緊密に連携した取組を進める必要があります。

⁴¹ 公営住宅（県営住宅又は市町村営住宅）、UR賃貸住宅、地方住宅供給公社が整備する賃貸住宅、特定優良賃貸住宅の総称

⁴² ケアの専門家による安否確認や生活相談サービスなどを提供するバリアフリー構造の高齢者専用住宅。事業者は県、政令市、中核市などから登録を受ける。

県の主な取組・支援

- 民間事業者と協力して、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の供給を促進するとともに、的確な情報提供を行います。〔住宅課〕
- 住まいを含めた暮らしの相談を受け止める地域包括支援センターなどの職員に対し、安心ネットを通じて住宅に関する基本的な知識や支援制度などの情報提供を行います。〔住宅課等関係課〕
- 住宅確保要配慮者に対する入居支援を強化するため、市町村、不動産団体及び居住支援団体による地域ごとの連携体制の構築を支援します。〔住宅課〕
- 空き家を活用した新たな住宅セーフティネットを推進します。〔住宅課〕
- 地域包括支援センター、民生委員・児童委員、自治体、ボランティア、ライフライン事業者が連携した要援護高齢者等支援ネットワークを充実させ、高齢者等の見守り体制の整備を支援します。〔地域包括ケア課〕
- 地域の実情を踏まえながら、質の高いサービス付き高齢者向け住宅などの整備を促進します。〔住宅課〕
- 無料低額宿泊所に入所している生活保護受給者に対して、民間アパートや養護老人ホーム、グループホーム等への入居支援を行います。〔社会福祉課〕

第9章 計画の推進・市町村への支援

1 市町村地域福祉計画の策定・改定に伴う支援

現状と課題

- 市町村が策定する地域福祉計画は、住民に身近な地域において分野ごとに計画化された施策を横につなげ、地域にあるボランティアなどの人材、様々な施設や関係機関などのネットワークを構築し、多様な社会資源を活用した総合的な対応を図ることを目指すところに意義があるものです。
- 地域福祉計画の策定意義への理解が進んだ結果、県内で地域福祉計画を策定している市町村は、平成29年4月1日現在60市町村（県内市町村数63）となっています。
- 社会福祉法の一部改正（平成30年4月1日施行）により、地域福祉計画の策定が市町村の努力義務となりました。
また、高齢者、障害者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載するいわゆる上位計画として位置付けられることとなりました（※）。
※社会福祉法の一部改正により追加された記載事項については、施行日である平成30年4月1日から記載されるべきものです。
しかし、それが難しい場合は、直近の計画の見直しの時点で記載事項を追加して差し支えないとされています。（最長で施行後3年程度以内を想定）
〔出典：平成29年12月12日厚生労働省「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（通知）」を基に作成〕
- 市町村は、社会福祉法の一部改正を反映した地域福祉計画を策定する必要があります。

【福祉の各分野における共通的な事項の例】

- ① 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項
- ② 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ③ 制度の狭間の課題への対応の在り方
- ④ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
- ⑤ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
- ⑥ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
- ⑦ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- ⑧ 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- ⑨ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- ⑩ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- ⑪ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- ⑫ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ⑬ 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉分野以外の分野の圏域との関係の整理
- ⑭ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- ⑮ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- ⑯ 全庁的な体制整備

〔出典：平成29年12月12日厚生労働省「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（通知）」を基に作成〕

【計画策定に当たっての留意点】

- ・ 狭義の地域福祉計画の担当部局のみならず、計画策定を通して、部局を超えた協働の仕組みができるような体制をとる。
- ・ 他の福祉に関する計画との調和を図る方法として、計画期間をそろえる、一体的に策定するなどの方法が考えられる。
- ・ 成年後見、住まい、自殺対策、再犯防止等の計画と一体的に策定することも考えられる。

〔出典：平成29年9月12日 地域力強化検討会最終とりまとめを参考に作成〕

市町村・地域での取組の方向性

- 地域福祉計画の策定及び改定に当たっては、地域住民、専門職、関係団体等の積極的な参加を促し、検討を進めていく必要があります。
- このため、地域福祉計画を策定及び改定するに当たっては、小地域（小・中学校区域）で意見を聞く機会を設けるなど、きめ細かく行う必要があります。
- また、市町村介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画など福祉関係計画との連動や、市町村社会福祉協議会との連携により地域福祉活動計画との策定を一体的に行うことも、地域の実情を反映する効果的な方法です。

県の主な取組・支援

- 市町村及び市町村社会福祉協議会の職員を対象に、地域福祉に関する先進事例を紹介するなど研修会や意見交換会を行うことにより、地域福祉計画の策定・改定を支援します。〔福祉政策課〕



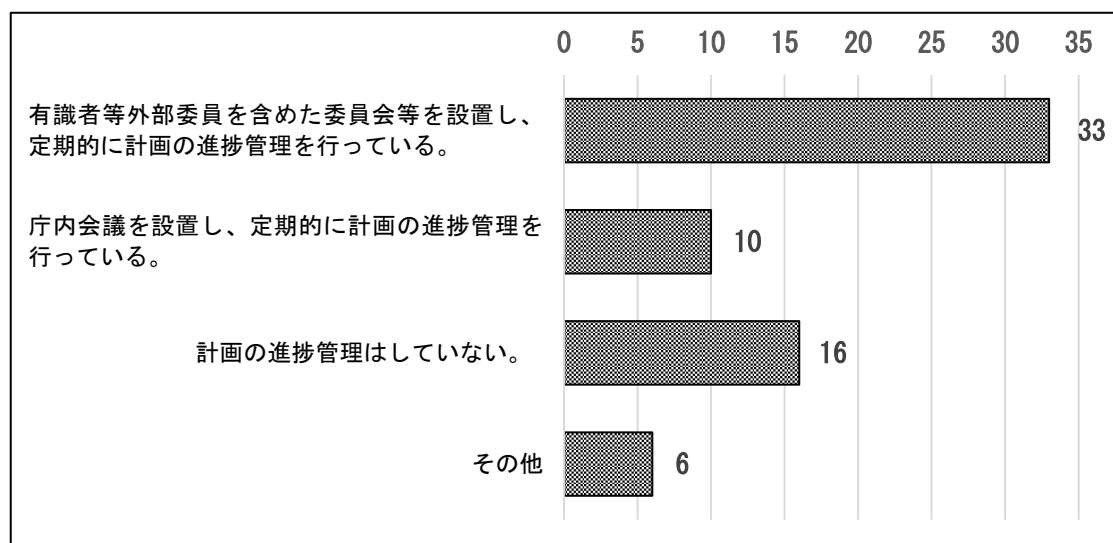
市町村・市町村社会福祉協議会と県・県社会福祉協議会の意見交換会

2 計画の進捗管理

現状と課題

- 社会福祉法の一部改正（平成30年4月1日施行）により、市町村は策定した地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めることとされました。
- 地域福祉計画策定後の進捗管理については、33市町が有識者等外部委員を含めた委員会等を設置し、定期的に計画の進捗管理を行っています。また、庁内会議を設置し、定期的な計画の進捗管理を行っているのは10市町となっています。
一方、16市町村が計画の進捗管理をしていない状況となっています。（以上、複数回答あり）

図44 本県市町村における地域福祉計画の進捗管理の状況（市町村：複数回答）



〔県福祉政策課調べ〕

- 地域福祉計画は策定して終わりではなく、計画期間が終了するまで、継続的に進捗管理を行うことが重要です。
また、必要に応じて見直しを行うことも大切です。

市町村・地域での取組の方向性

- 地域福祉計画を実効性のある計画とするためには、計画に記載されている施策・事業の進捗管理を実施し、その結果を公表することにより、PDCAサイクルによる着実な実行が必要です。
- このためには、計画を評価する委員会等を設置し、定期的な進捗状況の管理や新たな課題に対する検討が必要です。

県の主な取組・支援

- 県地域福祉支援計画の進捗状況や市町村地域福祉計画の策定・改定状況などについて公表するとともに、埼玉県地域福祉推進委員会により定期的な進捗状況の管理や新たな課題に対する検討などを行います。
〔福祉政策課〕



埼玉県地域福祉推進委員会の開催の様子

—地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗管理の事例紹介—

日高市・日高市社会福祉協議会

地域福祉計画・地域福祉活動計画の取組評価と委員会設置による進捗管理

1 委員会設置による計画の進捗管理

日高市では、市が策定する地域福祉計画と日高市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画を一体的な計画として策定しています。

計画は、市民・市・市社会福祉協議会・関係機関などの協働により推進する必要があることから、地域福祉に関する施策の進捗状況やその評価を行う際は、地域福祉活動を担う関係者と連携し進捗管理を行っています。

そこで「日高市地域福祉計画策定等委員会」を設置し、自治会、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、庁内福祉計画検討委員など地域福祉活動を担う関係団体と関係各課所による進捗状況や相互の連携体制の確認などにより、計画の評価・点検を行い、効果的な計画の進捗管理を図っています。

(委員会のメンバー構成)

市民代表	公募
関係団体	自治会長、地域ボランティア団体、民生委員・児童委員
社会福祉、保健又は医療に 関係する者	高齢者、障害者、児童分野
学識経験者	

2 取組の評価と委員会への報告

日高市の現行計画（平成26年度～平成30年度）では、5つの基本目標を掲げ、計画の理念である「誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるようにする」と、理念・目標の実現に向け、11の課で市の推進政策と市社会福祉協議会の活動として182の項目を掲げています。

この182の項目について、これまでの取組と評価（AからDまで各課で自己評価を行う）について委員会に報告しています。

評価	評価基準	平成29年度委員会 報告時点での評価
A	実施率90%以上	115項目(63.2%)
B	実施率50%以上90%未満	48項目(26.4%)
C	実施率50%未満	15項目(8.2%)
D	未実施	4項目(2.2%)

委員会の委員からは、それぞれの立場から意見をいただくとともに、評価方法についての課題の明確化や、未実施の項目についてなぜそのような状況となったのかを分析するよう意見が出されるなど、目標達成に向けて活発な議論がなされています。

また、進捗状況や委員会の状況は、ホームページ等を通じ市民に広く公表しています。

3 取組の評価・委員意見の次期計画への反映

日高市では、平成31年度を計画初年度とする次期地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定準備を進めています。

現行計画の182項目について、次期計画における取組の方向性を「拡大」、「現状維持」、「縮小」に区分しています。

また、委員会において、計画策定の際に行う住民アンケートは年齢の偏りがないようにすること、自治会との連携強化を図ることなどの意見が出されました。

取組の評価と、委員会における意見を次期計画へ反映させることで、日高市の地域福祉が推進されると考えます。

参考資料



1 埼玉県地域福祉支援計画数値目標一覧

第5章 基盤づくり（市町村における包括的な支援体制の基盤づくり）

項目	数値目標		目標の根拠
	平成29年度	平成32年度	
ワンストップ型総合相談窓口や複合課題を調整するチームの設置市町村数	19市町村 (平成29年5月)	32市町村 (平成32年度末)	市町村総合相談支援体制の構築を促進するため

第6章 地域づくり（地域住民による支え合い・見守りの地域づくり）

認知症カフェの設置市町村数	53市町 (平成28年度末)	全市町村 (平成32年度末)	今後増加が予想される認知症高齢者とその家族を支える地域づくりを進めるため
避難行動要支援者名簿に基づく個別計画策定市町村数	37市町村 (平成29年9月1日)	全市町村 (平成32年度末)	高齢者や障害者が安心して暮らせる地域づくりを進めるため

第7章 担い手づくり（地域福祉を支える担い手づくり）

認知症サポーターの延べ養成数	400,000人 (平成29年度末見込み)	560,000人 (平成32年度末)	認知症の人とその家族を地域で支えていくことを啓発するため
----------------	--------------------------	-----------------------	------------------------------

第8章 環境づくり（地域で安心して暮らせるための環境づくり）

生活保護世帯の中学3年生の学習支援事業利用率	38.1% (平成28年度)	56.0% (平成32年度)	貧困の連鎖を断ち切るため
------------------------	-------------------	-------------------	--------------

2 埼玉県地域福祉支援計画策定の経緯

(1) これまでの計画

平成16年3月	第1期埼玉県地域福祉支援計画（平成16年度～平成20年度）
平成21年3月	第2期埼玉県地域福祉支援計画（平成21年度～平成23年度）
平成24年3月	第3期埼玉県地域福祉支援計画（平成24年度～平成26年度）
平成27年3月	第4期埼玉県地域福祉支援計画（平成27年度～平成29年度）

(2) 本計画の策定に向けて

平成28年12月1日	平成28年度第2回埼玉県地域福祉推進委員会
平成29年1月17日	第1回埼玉県地域福祉推進委員会作業部会
3月21日	第4期埼玉県地域福祉支援計画策定作業部会員との意見交換会
3月29日	第2回埼玉県地域福祉推進委員会作業部会
5月17日	市町村及び市町村社会福祉協議会へ地域福祉に関する基礎調査実施
5月30日	第3回埼玉県地域福祉推進委員会作業部会
6月13日	第4回埼玉県地域福祉推進委員会作業部会
7月7日	第5回埼玉県地域福祉推進委員会作業部会
7月25日	平成29年度第1回埼玉県地域福祉推進委員会
8月18日	第6回埼玉県地域福祉推進委員会作業部会
8月28日	市町村及び市町村社会福祉協議会との意見交換会（熊谷会場）
8月31日	市町村及び市町村社会福祉協議会との意見交換会（草加会場）
9月21日	市町村及び市町村社会福祉協議会との意見交換会（浦和会場）
9月22日	市町村及び市町村社会福祉協議会との意見交換会（川越会場）
10月10日	第7回埼玉県地域福祉推進委員会作業部会
11月6日	平成29年度第2回埼玉県地域福祉推進委員会
11月20日	埼玉県社会福祉審議会
平成30年1月11日	市町村へ素案に対する意見照会
2月15日	平成29年度第3回埼玉県地域福祉推進委員会
3月29日	第8回埼玉県地域福祉推進委員会作業部会

(3) 県民コメントの実施

平成30年2月13日～平成30年3月12日の間、「埼玉県県民コメント制度」により、本計画への意見募集を行った。

3 埼玉県地域福祉推進委員会設置要綱及び委員名簿

埼玉県地域福祉推進委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 埼玉県地域福祉支援計画の推進を目的として、埼玉県地域福祉推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 推進委員会は、委員20人程度をもって組織する。

2 推進委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

(委員)

第3条 推進委員会の委員は、福祉に関する学識経験者、社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業を営業者、民間企業者、商店街関係者、市町村職員、社会福祉協議会職員及び公募による県民等のうちから福祉部長が選任する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年間とする。

(会議)

第5条 推進委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(部会)

第6条 推進委員会には、部会を置くことができる。

2 部会に関して必要な事項は、別に要綱で定める。

(事務局)

第7条 推進委員会に事務局を置き、その事務は福祉部福祉政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

埼玉県地域福祉推進委員会委員名簿

任期(平成29年4月1日～平成31年3月31日)

分野	氏名	役職名
学識経験者 (2)	◎飯村 史恵	立教大学コミュニティ福祉学部福祉学科 准教授
	中島 修	文京学院大学人間学部人間福祉学科 准教授
社会福祉協議会 (1)	○石川 稔	埼玉県社会福祉協議会 副会長
社会福祉活動 (4)	猪鼻 紗都子	川越市地域包括支援センターかすみ 主任介護支援専門員
	尾上 道雄	尾山台団地自治会 会長
	木村 弘美	埼玉ホームスタート推進協議会 副理事
	吉田 豊子	埼玉県民生委員・児童委員協議会 理事
商店街関係 (1)	松尾 道夫	特定非営利活動法人NPO埼玉ネット 代表理事
社会福祉事業 (2)	田中 一	特定非営利活動法人埼玉県障害者協議会 代表理事
	山口 宗利	一般社団法人埼玉県老人福祉施設協議会 理事・地域福祉委員会委員長
民間企業 (1)	関根 正也	株式会社トヨタレンタリース埼玉 常務取締役
一般公募 (1)	細淵 容子	公募委員
市町村行政 (1)	吉野 靖彦	日高市福祉子ども部福祉政策課 課長

(選任区分別50音順、敬称略)

◎委員長 ○副委員長

4 埼玉県地域福祉推進委員会作業部会設置要綱及び委員名簿

埼玉県地域福祉推進委員会作業部会設置要綱

(趣旨)

第1条 埼玉県地域福祉推進委員会設置要綱第6条に基づき、埼玉県地域福祉推進委員会作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 作業部会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 第5期埼玉県地域福祉支援計画の策定に関する検討
- (2) その他目的達成に必要な事項

(構成)

第3条 作業部会は、福祉部長が選任する者で構成する。

2 作業部会に部会長を置き、作業部会員の中から福祉部長が選任する。

(任期)

第4条 部会員の任期は、選任の日から平成30年3月31日までとする。

(報告)

第5条 部会長は、委員会委員長に対して検討結果を報告する。

2 推進委員会委員長は、必要に応じて、部会長に対し、推進委員会への検討結果の報告を求めることができる。

(庶務)

第6条 作業部会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるほか、作業部会の運営について必要な事項は部会長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月18日から施行する。

この要綱は、平成28年12月28日から施行する。

この要綱は、平成29年5月15日から施行する。

埼玉県地域福祉推進委員会作業部会委員名簿

任期（平成 29 年 1 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）

分野	氏名	役職名
学識経験者	◎中島 修	文京学院大学人間学部人間福祉学科 准教授
市町村行政	麻生 浩司	狭山市福祉こども部福祉政策課 主査
社会福祉協議会	印南 麻衣子	埼玉県社会福祉協議会 地域連携課課長
地域包括支援センター （福祉相談機関）	加藤 巳佐子	飯能市地域包括支援センターさかえ町 管理者
福祉活動実践者	西川 正	特定非営利活動法人ハンズオン埼玉 常勤理事
生活困窮者支援	松永 梢	アスポーツ相談支援センター埼玉東部 主任相談支援員
保健師 （市町村保健師）	望月 三枝子	朝霞市健康づくり部長寿はつらつ課 課長補佐

※市町村行政は平成 29 年 3 月 31 日まで 中原 聡 部会員

（部会長除き 50 音順、敬称略）

◎部会長

5 埼玉県地域福祉支援計画取組の県担当課一覧

頁	番号	施策	担当課
第5章 基盤づくり			
36	1	市町村総合相談支援体制づくりの促進	福祉政策課
48	2	市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター等の機能強化	福祉政策課、社会福祉課、地域包括ケア課、障害者支援課
53	3	地域生活課題を受け止める人材の育成・支援	福祉政策課、地域包括ケア課
57	4	権利擁護体制の充実	福祉政策課、地域包括ケア課、障害者福祉推進課、障害者支援課、こども安全課、健康長寿課
62	5	市民後見・法人後見の推進	地域包括ケア課、障害者支援課、こども安全課
第6章 地域づくり			
67	1	地域福祉の場・拠点づくりの促進	福祉政策課、地域包括ケア課、障害者福祉推進課、少子政策課
72	2	社会的孤立(生活困難者)対策への取組の推進	社会福祉課、地域包括ケア課、障害者福祉推進課、障害者支援課、少子政策課、共助社会づくり課、男女共同参画課、防犯・交通安全課、疾病対策課、就業支援課
77	3	災害時に備えた支援の取組の充実	社会福祉課、高齢者福祉課、障害者福祉推進課、障害者支援課、こども安全課
80	4	地域住民同士の助け合い・地域の見守り体制の拡充	社会福祉課、地域包括ケア課、共助社会づくり課
第7章 担い手づくり			
85	1	住民が地域福祉の課題を学び、考える機会(福祉教育・学習)の充実	福祉政策課、社会福祉課、高齢者福祉課、地域包括ケア課、障害者福祉推進課、広聴広報課、高校教育指導課、特別支援教育課、義務教育指導課、生涯学習文化財課
90	2	NPO・ボランティア団体、自治会の地域活動への支援	福祉政策課、少子政策課、共助社会づくり課、防犯・交通安全課
94	3	地域福祉を担う住民の育成の拡充	社会福祉課、高齢者福祉課、共助社会づくり課、国際課、青少年課、消費生活課
97	4	介護、保育等サービス人材の確保等	社会福祉課、高齢者福祉課、少子政策課、産業人材育成課
102	5	社会福祉法人、企業、大学等の社会貢献活動との連携強化	福祉政策課、社会福祉課、地域包括ケア課、少子政策課、保健医療政策課
第8章 環境づくり			
106	1	生活困窮者対策の推進	社会福祉課
111	2	子供の貧困に対する取組の強化	社会福祉課、少子政策課、生涯学習文化財課
116	3	苦情解決制度及び事業者の第三者評価、指導の充実	社会福祉課、こども安全課、福祉監査課
120	4	誰にも優しいまちづくりの推進	福祉政策課、高齢者福祉課、障害者福祉推進課、交通政策課、文化振興課、国際課、道路環境課、都市計画課、建築安全課、公園スタジアム課、住宅課
124	5	障害者差別解消の取組の推進	障害者福祉推進課
126	6	住宅確保要配慮者に必要な住宅を確保するための環境づくり	社会福祉課、域包括ケア課、住宅課
第9章 計画の推進・市町村への支援			
129	1	市町村地域福祉計画の策定・改定に伴う支援	福祉政策課
132	2	計画の進捗管理	福祉政策課

6 社会福祉法（昭和26年法律第45号）〈抄〉

※ 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）による改正後

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供の原則）

第5条 社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条（略）

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務)

第106条の2 社会福祉を目的とする事業を営む者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第10条の2に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項に規定する母子健康包括支援センターを営む事業
- 三 介護保険法第115条の45第2項第1号に掲げる事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に掲げる事業
- 五 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に掲げる事業

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
 - 三 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(都道府県地域福祉支援計画)

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項

三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

五 市町村による第106条の3第1項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項

2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

埼玉県福祉部福祉政策課政策企画担当

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

TEL: 048-830-3223

FAX: 048-830-4801

E-mail: a3380-10@pref.saitama.lg.jp

